

平成二十八年九月定例会

平成 28 年 第 3 回

# 菊陽町議会 9 月定例会会議録

平成 28 年 9 月 2 日～9 月 13 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成28年第3回定例会議会会期日程

| 月 日    | 曜 日 | 内 容  |
|--------|-----|--|
| 9 / 2  | 金   | 開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告<br>議案審議（認定第1号～認定第5号、議案第38号）質疑・委員会付託<br>議案審議（議案第39号～議案第43号、報告第3号、報告第4号）質疑・討論・表決 |
| 9 / 3  | 土   | 休会   |
| 9 / 4  | 日   | 休会   |
| 9 / 5  | 月   | 一般質問（4人）   |
| 9 / 6  | 火   | 総務常任委員会<br>文教厚生常任委員会<br>産業建設常任委員会  |
| 9 / 7  | 水   | 総務常任委員会<br>文教厚生常任委員会<br>産業建設常任委員会  |
| 9 / 8  | 木   | 休会   |
| 9 / 9  | 金   | 総務常任委員会<br>文教厚生常任委員会<br>産業建設常任委員会  |
| 9 / 10 | 土   | 休会   |
| 9 / 11 | 日   | 休会   |
| 9 / 12 | 月   | 休会（議事整理）   |
| 9 / 13 | 火   | 委員長報告・質疑・討論・表決・閉会  |

平成28年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

| 順位 | 質問者             | 質問事項          | 質問の要旨  |
|----|-----------------|---------------|--|
| 1  | 小林久美子<br>(P63～) | 1. 熊本地震について   | <p>(1)一部損壊への支援について 一部損壊は、4009棟となっており、罹災証明の発行でも圧倒的な数を占めている。一部損壊でも、修理費が多額にのぼるところもあり、町としては、実態をどう把握しているのか。</p> <p>(2)一部損壊については、修復に数万円ですむ被害から数百万円以上もかかる場合もある。熊本県独自に熊本地震による一部損壊住宅への支援制度を創設すべきと思うが、町長の見解を問う。</p> <p>(3)あわせて、熊本県に寄せられた義援金を、災害見舞金として一部損壊住宅の世帯にも支給されるよう要望できないか。</p> <p>(4)玉名市などで実施されている「一部損壊」に対する補助などを検討し、実施できないか。</p> |
|    |                 | 2. 立野ダムについて   | <p>(1)今回の熊本地震で、阿蘇では、国道57号と阿蘇大橋が大規模な土砂崩れで崩落した。しかし、国土交通省は、そのすぐ下流の立野峡谷で立野ダム本体工事に着手しようとしている。ダム建設予定地付近兩岸の斜面は、著しく崩落している。町長も現場を直接視察すべきではないか。町長の見解を問う。</p> <p>(2)ダム建設予定地の工事用の橋もすでに流されており、橋脚に流木などがからみついていた。これでは、ダム本体の5mの穴につまるのではないかと危惧する。町長の見解を問う。</p>  |
| 2  | 西本 友春<br>(P75～) | 1. 自主防災組織について | <p>(1)現在の自主防災組織の組織率はどのようになっているのか。</p> <p>(2)新たな自主防災組織設立に伴う町からの補助はどのようになっているのか。</p>   |
|    |                 | 2. 防災士の育成について | <p>(1)災害時における防災士の役割と必要性をどのように考えているのか。</p> <p>(2)今後の防災士育成計画をどのように考えているのか。</p>   |

| 順位 | 質問者              | 質問事項                              | 質問の要旨   |
|----|------------------|-----------------------------------|---|
|    |                  | 3. 防災行政無線について                     | (1)設備更改から4年となり、新たな住宅地形成に伴う子局の増設検討は行ったのか。<br>(2)避難行動要支援者及び老人ホームやグループホーム等への戸別受信機の無償貸し付けは考えられないか。  |
|    |                  | 4. 情報提供について                       | (1)27年度作成予定のタイムラインの策定は完了したのか、また、周知はどのように行ったのか。<br>(2)災害時の情報提供や行政からの情報提供はどのように行っているのか。<br>(3)新たな情報提供の方法は考えているのか。   |
| 3  | 甲斐 榮治<br>(P86～)  | 1. まちづくりの諸懸案について                  | (1)仮称光の森多目的広場の用途決定の検討状況はどうなっているか。<br>(2)旧武蔵ヶ丘支所の跡地の利用はどうするのか。<br>(3)町内に於ける犯罪防止のための警察力強化策は進んでいるか。<br>(4)西部支所に地域包括支援センターの機能を持つ部署を設置してはどうか。<br>(5)町立保育所の民営化計画の今後の見込みはどうなっているか。<br>(6)西部地域の交通混雑の解消について<br>①町道714号線（新山武蔵ヶ丘線）の合志市立南ヶ丘小学校付近のスクランブル交差点設定の経緯はどうだったか。また、今後同交差点につながる道路の渋滞緩和策はあるか。<br>②まちづくり基本計画（後期）の校區別振興策にある2つの道路構想（九州自動車道の側道から堀川沿いにすずかけ台団地に至る道路と同側道の花立地区から尚綱学園の南を抜けて武蔵ヶ丘小学校プール付近につながる道路）の実現に至る条件整備や時期的見込みはどうなっているか。<br>③「ゆめタウン」周辺の交通混雑解消のための対策を立てているか。 |
| 4  | 中岡 敏博<br>(P100～) | 1. 平成28年熊本地震における緊急避難場所及び避難所運営について | (1)指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確認、整備を平時から行っていたのか。開設、開錠の判断及び所要時間は適切であったのか。   |

| 順位 | 質問者 | 質問事項              | 質問の要旨   |
|----|-----|-------------------|---|
|    |     |                   | <p>(2)避難所運営訓練及び避難所運営ゲーム（HUG）等の実施や避難所運営のため、菊陽町のガイドラインを作成しているのか。</p> <p>(3)現場の運営責任者の配置は防災計画どおりであったのか。対策班長が違う避難所に配置されている。また、臨時職員、非常勤職員が運営の指揮をとることを認めていたのか。交代した職員及び運営に関わった人との共通認識はできていたのか。</p> <p>(4)指定緊急避難場所及び指定避難所外の避難所で救援物資等の配給で格差が生じないため、どのような対策を講じたのか。</p> <p>(5)生活雑用水について過去に小中学校のプールの水、白川、堀川の水等を活用するとの答弁があったが、実際にどのように使用したのか。</p> <p>(6)過去に発生した大規模災害で避難所における問題について、事前に職員に周知徹底していたのか。また、防災知識普及計画に基づき防災意識の高揚は図られていたのか。</p> <p>(7)福祉避難所の指定、災害時要支援避難者等への配慮、家庭動物の同行避難に対して今後どのように考えているのか。</p> <p>(8)各自主防災組織の役割を明確にし、災害に合わせた研修、各種訓練を定期的実施するなど公助とのバランスを整える必要があるのではないか。</p> <p>(9)平成28年2月21日に実施した総合防災訓練及び町総合防災マップは、どのようにいかされたのか。</p> |
|    |     | 2. 本町の防犯対策の充実について | <p>(1)青色回転灯装備車（パトカー）の取り扱いをどのように考えているのか。パトカーの貸し出しや一般希望者の許可証取得に協力はできないのか。</p> <p>(2)各種犯罪に関する情報を光の森町民センターで提供する窓口や掲示板の設置はできないか。</p>   |

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨   |
|----|-----|------|---|
|    |     |      | <p>(3) 役場職員、大学生、警察ボランティア、自治会、PTA、企業等のパトロール活動の現状は、どのようなものであるか。また、自主防犯組織設立の推進をどのように考えているのか。</p> |

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成28年9月2日（金）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成28年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成28年9月2日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出認定第1号から報告第4号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

日程第8 認定第1号 平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 平成27年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第3号 平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第5号 平成27年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議案第38号 平成27年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
(委員会付託)

日程第14 議案第39号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)について

日程第15 議案第40号 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第16 議案第41号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第17 議案第42号 平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第18 議案第43号 区域外における他の団体の公の施設の利用に関する協議について

日程第19 報告第3号 平成27年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第20 報告第4号 有限会社さんふれあの経営状況について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 大久保 輝 君

2番 阪 本 俊 浩 君

3番 西 本 友 春 君

4番 那 須 眞 理 子 君

5番 佐々木 理美子 君

6番 中 岡 敏 博 君

7番 吉 本 孝 寿 君

8番 吉 山 哲 也 君

9番 北 山 正 樹 君

10番 坂 本 秀 則 君

11番 石 原 武 義 君

12番 岩 下 和 高 君

13番 大 塚 昇 君

14番 川 俣 鐵 也 君

15番 上田茂政君

16番 小林久美子君

17番 甲斐榮治君

18番 渡邊裕之君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行徳君

書記 山川真喜子君

書記 益満基君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

副町長 井手義隆君

教育長 赤峰洋次君

教育次長 徳淵盛也君

総務部長 吉野邦宏君

福祉生活部長 佐藤清孝君

産業建設部長兼  
商工振興課長

福祉生活部長  
会計管理者兼  
会計課長

総務部審議員兼  
総務課長

会計課長  
総合政策課長

総務課長 吉川義則君

総合政策課長 阪本浩徳君

財政課長 東桂一郎君

財務課長 酒井章彦君

人権教育・啓発課長 高木定伸君

福祉課長 西本一浩君

福祉生活部審議員兼  
子育て支援課長

健康・保険課長 阪本章三君

介護保険課長 市原憲吾君

町民課長 宮川照之君

西部支所長 服部誠也君

産業建設部審議員兼  
農政課長

建設課長 小野秀幸君

農政課長  
産業建設部審議員兼  
都市計画課長

産業建設部審議員兼  
環境生活課長兼  
下水道課長

都市計画課長  
総務課長補佐兼  
総務法制係長

学務課長 今村敬士君

総務課長補佐兼  
総務法制係長  
生涯学習課長兼  
中央公民館長

学務課長 士野公典君

生涯学習課長兼  
中央公民館長

図書館長 矢野信哉君

生涯学習課長兼  
中央公民館長

図書館長 矢野信哉君

生涯学習課長兼  
中央公民館長

菊陽町代表  
監査委員 中原輝男君

生涯学習課長兼  
中央公民館長  
農業委員会事務局長 川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成28年第3回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番阪本俊浩君、3番西本友春君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から9月13日までの12日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月13日までの12日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

先般議員派遣を行いました研修概要につきましては、議席に配付のとおり報告をいたします。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査5月、6月、7月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から12日間にわたり、平成28年第3回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、御多用の中に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成28年熊本地震に伴う余震の回数も2,000回を超えました。また、震度5弱の余震が8月31日に熊本市、宇城市で、9月1日に震度4の余震が同様に熊本市、宇城市で発生し、本町では両方とも震度3でありました。現在も余震が続く中、また台風12号も近づいており、予断を許さない状況にあります。

それでは、熊本地震の復旧・復興対策を中心に、本年度これまでの行政報告をいたします。

町では、4月14日午後9時26分の前震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、16日の本震発生時も、職員と警察、消防等が直ちに集まり、役場玄関前に対策本部を設置して緊急対応をいたしました。災害時は発生直後の緊急対応が非常に重要となります。本震発生後の数日間は、被災状況の確認、応急処置、避難所の設置・運営、給水といった災害救助・救援活動に、町職員は、消防団、警察、自衛隊の方々とともに、まさに不眠不休に近い状態で取り組みました。職員の中には、同じ被災者でありながら、災害対策業務に従事して、職場や避難所で泊まり込んだ者もいました。また、町職員採用後2週間で避難所運営の業務に当たり、被災者の焦りや不安、悲しみやお叱りの声を受け止めていた者もいました。

今、消防団、警察、自衛隊などの防災関係者はもちろんのこと、必死で業務に当たった町職員や社会福祉協議会の職員に対しても大変感謝をしているところであります。

また、区長さん、自治会長さん、公民館長さんや自主防災組織の方々、ボランティアの方々にも大変感謝いたしております。

特に区の役員の方々は、余震が続く中、自分自身も被災されながら、区民の被害状況を把握され、避難を誘導し、救援物資の調達、運搬をするなど、大変な御尽力をいただいております。そして、災害が一段落した後は、区民の方々と一緒になって、震災時の区の対応について反省、検討会をされ、中にはその検討された事項をレポートとして出していただいた区もあります。これは、私たちにとっては再度同じような災害が起きたときの対策を立てるのに大変参考になるところであります。

加えて、現在復旧・復興座談会を開催していますが、その座談会でも、災害情報のこと、避難所のこと、支援物資のこと、防災対策について積極的な御意見をいただいております。ありがたいことであります。本当に感謝申し上げます。

さて、現在の災害対応状況は、まず罹災証明書の交付について申し上げます。

8月31日現在の罹災証明書の状況は、申請件数が5,165件で、交付件数は、建物の全壊・大規模半壊が78件、半壊が464件、一部損壊が4,212件となり、交付率は92%となっています。

次に、災害義援金及び見舞金についてであります。

災害義援金については、菊陽町災害義援金配分委員会を設置して配分を行うこととしております。8月23日に第2回の義援金配分委員会を開催し、県から配分された義援金を配分基準どおりの、人的被害では重傷者に2万円増額して10万円、住宅被害には変更はなく、全壊が80万円、半壊・大規模半壊が40万円を配分することといたしました。現在までに申請のありました349件、1億4,416万円の振り込みを行っています。

また、町の条例に基づき交付する見舞金は、申請のありました346件に1,787万円を同様に振り込んでいます。

次に、地域支え合いセンターの事業についてであります。

応急仮設住宅やみなし仮設住宅などに住んでおられる高齢者、障害者や在宅の被災者等に対する日常生活を支えるための見守り、生活支援相談、健康相談、心のケアや地域交流等の支援など、総合的な支援体制を構築するために、菊陽町地域支え合いセンターを設置し、専門の相談員を配置した事業運営を実施することとしております。この事業につきましては、今回の補正でも予算計上しておりますが、全額国庫補助の事業であります。この事業に取り組むことで、被災者の安心した日常生活を支えていきたいと考えております。

次に、損壊家屋の解体・撤去についてであります。

被災家屋の町による解体事業については、8月末時点で117件の公費解体の申請を受け付けています。現在、解体作業を熊本県解体工事業協会に業務を委託し、8月22日から全壊の被災家屋から優先的に解体作業を進めております。半壊以上の解体申請家屋の現地調査も並行して進め、町による家屋等公費解体事業については本年度末には完結させたいと考えております。

なお、解体されました瓦れき等のごみは、し尿処理場跡地に一時仮置きをして、分別されたごみごとに適正処理をしております。

次に、農業関係についてであります。

白水地区の深迫ダムに水を供給している大切畑ダムについては、供給用の送水管も被害を受けており、熊本県により応急工事が実施されていますが、各所で被災しており、現在通水できておりません。また、大切畑ダム本体が存続できるのかどうか、熊本県のプロジェクトチームにより議論されており、まだ最終の結論は出ていない状況でありますので、井戸ポンプ等による用水確保の措置を含めて安定的な用水確保の手段を講じていただくよう、大菊土地改良区と連携して、国・県に対する要望活動を続けているところであります。

被災された農業者の支援につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業に取り組んでいるところであります。この事業は、今まで農業で頑張ってこられた方々が農業を続けられることを条件として、農産物の生産・加工に必要な施設の修繕に対する助成や被災した農業用施設の撤去についての補助を行うものであります。現在、相談件数は233件で、そのうち対象事業として該当しそうな件数は103件となっております。

なお、対象事業となるものは、現地確認を行い、被災額を確定していく予定であります。

次に、商工振興についてであります。

熊本県では、熊本地震対応事業として、被災された中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進を支援するため、平成28年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を実施されていますが、7月22日に第1次申し込みが終了し、113グループ、構成員数1,742社の申し込みがあり、審査の結果、105グループ、構成員数1,697社の計画が認定されました。

なお、菊陽町の企業が代表となるグループは3グループ、株式会社ナカガワフーズ、阿蘇製菓株式会社、株式会社菊陽自動車学校で、構成員数31社が認定されております。また、代表とならずに、業界単位でグループ補助金の認定を受けておられる企業もあります。

第2次募集につきましては、8月26日に締め切られて、131グループ、2,258社の申し込みがあったとのことであります。この中には菊陽町の企業もあり、被災された企業が早急に復旧・復興できるよう、引き続き商工団体と連携して支援を続けてまいります。

また、企業誘致につきましては、5月、辛川地内に株式会社大福物流センターが操業を開始されたのに続き、8月には原水工業団地内に株式会社名古屋精密金型熊本工場が竣工し、昨日操業を開始されたところであります。

次に、復旧・復興計画の策定についてであります。

熊本地震からの復旧・復興計画の策定に向け、8月22日から小学校区単位で町民の皆様の意見を聞く座談会を開始したところであります。

復旧・復興計画の策定に当たっては、議会、町民、企業、各種団体、有識者等からの意見や提案を積極的に取り入れて策定し、復興への取組も「災害に強い 人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を目指して力強く進めてまいります。

議会におかれましても、熊本地震災害復興支援特別委員会を設置され、真剣に取り組んでいただいております、ありがたく思っているところであります。

震災関係の報告は以上となります。

次に、もみじ保育園について報告いたします。

もみじ園の民間移管につきましては、本年1月15日からの合同保育の成果を踏まえて、保護者、社会福祉法人菊陽会及び町の三者で協議した結果、3月31日をもって合同保育を終了いたしました。4月1日から同法人による新もみじ園の運営が開始され、入所定員が20人増えて80人になりました。また、民間移管に伴う三者協議会が7月14日に開催され、保護者の信頼を得て評価の高い運営が実施されていることを三者で確認したところであります。

以上、主に震災関係について行政報告をいたしました。今後も議員の皆様のお協力をいただいで、安全で安心できる生活を回復し、震災前の生活や事業活動を取り戻し、加えて一歩進んで、将来の発展につながる復興を力強く進めてまいりたいと考えております。なお一層の御理解と御協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出認定第1号から報告第4号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出認定第1号から報告第4号までの13件について一括議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成28年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は13件であります。内訳は、認定5件、議案6件、報告2件について御審議をお願いするものであります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から認定第5号までは、平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算4件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、同法第96条第1項第3号の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第38号は、平成27年度菊陽町下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定についてであります。

平成27年度の下水道事業により生じた未処分利益剰余金の一部を、地方公営企業法及び菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定に基づき、自己資本への組み入れ、さらに減債積立金に積み立てる処分を行うものであります。

また、平成27年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて決算の認定を求めます。

議案第39号は、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に8億1,773万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億8,325万3,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を2億1,206万2,000円、繰入金を3億3,184万7,000円、繰越金を4億6,954万9,000円それぞれ増額し、地方交付税を6,551万8,000円、町債を1億4,750万円それぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主なものは、総務費を2億1,321万5,000円、民生費を6,719万9,000円、消防費を4億1,547万5,000円、災害復旧費を3,560万1,000円それぞれ増額するものであります。

議案第40号は、平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に8,425万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億5,045万7,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を8,425万2,000円増額し、歳出の主なものは、諸支出金を1,253万1,000円増額するものであります。

議案第41号は、平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に8,544万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億

9,708万1,000円に定めるものであります。

歳入は、繰越金を8,544万4,000円増額するもの、歳出は、総務費を2,115万8,000円、予備費を6,347万7,000円増額するものなどであります。

議案第42号は、平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

内容につきましては、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を2,157万5,000円減額し、13億8,015万4,000円と定め、事業費用を657万5,000円減額し、13億7,158万5,000円と定めるものであります。

議案第43号は、他の団体の公の施設の利用についてであります。

内容は、益城町と境界を接する菊陽町大字曲手地内に株式会社アイディエスの製造工場を誘致するに至っております。

当該工場から排せつされる汚水等の処理について、近接する益城町管理の下水道施設の利用が好ましく、同施設の利用に関し、地方自治法第244条の3の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

報告第3号は、平成27年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した平成27年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第4号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

内容は、有限会社さんふれあの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度決算に関する書類及び平成28年度事業計画に関する書類を報告するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 決算審査報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、認定第1号から認定第5号及び議案第38号の6件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査結果について報告を求めます。

代表監査委員中原輝男君。

○菊陽町代表監査委員（中原輝男君） おはようございます。監査委員の中原でございます。

今議長より紹介がありましたように、ただいまより平成27年度の決算報告をさせていただきます。

今回の審査に際しましては、先般の地震、それから豪雨災害、これによりまして、先ほど町

長の方からお話もありましたように、大変職員の方々お忙しい中、監査するに至りましていろいろ御協力いただきまして、感謝しております。おかげをもちまして、一応27年の決算についてもできるようにしております。

その審査の内容につきましては、地方自治法、それから地方公営企業法、さらには先ほどありました健全化法に従いまして審査されてるわけですが、それに基づいて出された決算書、それから関係証書、これについては、一応吉山監査委員ともども、お手元に配付してあるとは思いますが、各審査意見書の審査の概要、それから手続、この付近を見ていただくとお分かりになると思いますが、その日時、場所、それから審査の方法に基づきまして監査を行っております。

今回の審査の結果につきましては、熊本地震が発生する以前の決算審査でございますので、審査に伴いまして使いました予算については28年度決算で出てくるということになります。

審査に付されましたその内容につきましては、各決算調書は関係法令に基づきまして作成されておまして、その計数、あるいは証憑類、あるいは関係帳簿、それとの照合を行っております。また、それ以外に、各金融機関から提出いただきました残高の証明金額とも符合させておまして、その付近につきましては適正で適切な予算執行がなされてるというふうに監査委員としては認定しております。

個別の調書の内容につきましては、内容がかなり豊富でございますので、時間的制約もありますし、その付近も勘案いたしまして、今日の監査報告では、各報告書の一番最後の方に監査委員の意見という形で一応取りまとめておりますので、そこをベースといたしまして、審査結果の評価とか、あるいは今後の行政運営での懸念事項等も含めまして今日の報告とさせていただきます。

まず、一般会計と特別会計についての報告でございますが、予算の執行については、各会計の後ろの方に実質収支額というのが記載されておるとは思いますが、それを見ていただきますと、土地特別収支につきましてだけが収支イコールゼロという形になっておりますが、そのほかのやつについては全て黒字でございます。したがって、審査の結果といたしましては、予算の執行は良好な形で運営がなされているというふうに認定しております。

それから、それに附属しまして、財産とか基金の運用状況につきましても、財産の取得、処分に関する台帳、それから債権、物品の移動に関する帳簿と、その移動に伴って出されました証憑類とは照合しております。基金につきましても、増減、この基金のほとんどの増減は、平成27年度分につきましては、ほぼ利息での増減が大部分でございますが、それ以外に、一般会計や特別会計の出納閉鎖時に行われます繰りかえ運用がなされておりましたけれども、その財政調整基金も5月末の出納閉鎖時には全て戻し入れをされております。したがって、前年度の同期に比べると約2億5,100万円ほどの基金増という形になっております。

したがって、全体といたしましても2億7,800万円ほどが増えておりますが、その付近については報告書の19ページの表の31を見ていただくと、その付近の足し算引き算をやっ

ただくと分かると思います。

ただ、この付近につきましては、本年4月に、先ほどから発生いたしました熊本地震、それに続く豪雨による被災につきまして、6月10日現在で取りまとめられました冊子の熊本地震ということをもとに関係各課のヒアリングを行いましてしております。それによりますと、農業、教育、福祉、介護、あるいは環境などなど、多くの官民施設に甚大な被害がありまして、現段階では詳細な被害調査とその結果に基づく災害復旧のための国の査定を受けなきゃなりませんけれども、そういう業務にかかっているという段階でございまして、被害額の全容がはっきりとまだつかめないというような状況でございました。

この付近につきましては、平成28年度の予算に反映してくるわけですが、本年の4月補正が行われておりましたが、その4月補正での起債償還の状況とか、財政調整基金の一般会計への繰入れ、その付近の状況がどういう形になって変わってきてるか、と、出納閉鎖から、ということで、ちょっとチェックだけさせていただきましたけれども、一応起債につきましても、元利償還金は出納閉鎖時点では借入金よりも返済金額が上回っているという状況だったのが、これは平成28年度ではそれが逆転するというような状況にあるなということが予想されました。

それから、この元利償還につきましては、後ほど国の方から交付税措置がなされるというふうにはなっておりますけれども、この財源については、必ずしも菊陽町に交付税が来るとは限りません。だから保障がされていないということは頭に入れておく必要があるというふうに思っております。

それから、財政調整基金も一般会計から、先ほど言ったように、繰り戻しが出納閉鎖で行われておりますけれども、この一般繰入金も、大体単年度で戻し入れするというのが原則になっておりますけれども、今後の災害等による行政需要が非常に膨大になるということになりますと、この繰入れだけが継続していくという形になって、基金が空っぽになるというとおかしいですけど、そういう状況になることも予想されますので、この付近については、短期的ではなくて、ちょっと災害復旧、恐らく5年から10年、極端に言えば10年近くかかるとは思いますけど、その長期的な視点に立った運用の仕方をやっていかないといけないんじゃないかということで、その付近については執行部の関係各課長さんと、配慮の仕方お願いいたしますというふうに言っております。

なお、この今後につきましては、災害の復旧とか復興のみならず、平成27年9月に打ち出されております新3本の矢というのがございますですね。これ、GDPが600兆円とか、希望出生率1.8、介護率がゼロというようなものが打ち出されておりますのですが、これ9月に臨時議会が開かれますけれども、この付近でどうなるのか分かりませんが、安定的で継続的な財源の確保というものがなされて、地方に影響を与えなければいいんですけども、この付近が起債でやりなさいという話になりますと、非常に自治法に対する影響も大きいものがあるんじゃないかなというように心配もしております。

したがって、現在菊陽町の方では、計画策定審議会の答申を受けた本町の第5期後期計画が

なされておまして、それに基づいて、それを今から具体的にどこの付近をどういう形で優先してやるかというようなことが検討されてる中で震災があったということでございますので、この付近については、国の施策、それから復旧・復興の状況をどう取り扱うかということを実態に議会と執行部との間で協議もなされ、住民の方たちに御理解と、それから説明責任というところもおかしいですけど、ちゃんと納得していただくような行政運営をやっていただけたならというふうに思っております。

以上が一般会計と特別会計でちょっと心配される点ですが、次に下水道事業についてでございますが、こちらの方も、流域関連公共下水道と農業集落排水を連結させた連結決算報告書の財務諸表以下、事業報告書、それからそれに関連するところの附属書類をベースに審査を行っております。

これにつきましては、平成26年4月に地方公営企業法が改正されておまして、その会計基準が変わっておりますので、その会計基準に基づいた審査を行っておりますが、この経営成績を示す損益計算書、ここでは純利益を出しておりますし、それから経営が安定してるかどうかということの貸借対照表、この付近につきましては資産、負債とも減となっておりますけれども、その減の割合が負債の方が大きいということでございましたので、その結果から、経営の方は債務超過のない安定的な経営の状況にあるというふうに一応認めております。

ただ、この結果の評価を内容的に見ますと、ちょっと注意していただきたいのは、これは本来は下水道事業の運営は下水道使用料に基づいて運営をやるというのが原則になっております。ただ、この付近を少々見ますと、この付近の影響が表面に出てくるのは営業利益ということですが、その営業利益は赤字になっております。ただ、この赤字のやつが何で純利益が出てくるかということ、この付近については、現金を伴わない、過去につくった建物等の減価償却とか、それから過去にいただいている国庫補助金、あるいは一般会計から繰り入れてる基準内外の繰入金、この付近が収益化されて評価されるようになっております。したがって、純利益が出たという状態になっておりますので、この付近につきましては、今後災害のことも考えまして、といいますのが、なぜこういうことを言ってるかということ、下水道事業についても今回の、県の方におきましては、流域下水道の熊本北部流域下水道については一応問題はなかったと。ただ、今はまだカメラを入れて調査中ですというふうなところもあるということですし、下水道管、本町の下水道管につきましても、今水道管の中でひび割れが入ってないかとか、接合部が離れてないかとか、あるいはマンホールの沈下によって下水道が滞留して亜硫酸ガスが発生しないかとか、そういうところの詳細な調査がなされております。

したがって、この付近につきましては災害と認められるのか、認めらねば、維持管理費という形ですれば菊陽町が全部出さなきゃいけませんので、その付近につきましても、ちょっと詳細な結果が出ないとどういうふうになるかというのは分かりませんので、その付近も含めた上で、下水道会計の使用料につきましても、ひょっとしたらもう少し検討を加えていかなければいけないんじゃないかなということにおちいるおそれは残ってるんじゃないかなと

いうふうに思っております。

その付近につきましては、キャッシュフロー計算書というのが出てますけれども、この27年度末のやつで見ますと、その業務活動とか投資活動、それから財務活動、この付近につきましては、総括的に言いますと、本来の業務で資金を生み出す力があって、借入金の返済も積んで、財務体質は強くなっていると。そのために、老朽化した管等の積極的な設備投資が行われてる状況ですというような審査結果は出ております。

ただ、これは、先ほども言いました減価償却とか長期前受け金の影響が非常にありますので、この付近を、今度はさらに細かく経営分析表というのがありますので、そちらを見ていただくと分かりますが、その経営の効率性を示すところの使用料単価、それからその回収率、それから処理人口1人当たりの維持管理費、資本費及び管理運営費と、こういうような指標を見てもみますと、菊陽町と同じ規模程度の類似の全国市に比べますと非常に低い値になっております。だから、この付近については、法律上は差し当たり問題はないとは思いますが、将来このまま放置していくと、このような災害が起こった状態も含めて考えますと、この財務諸表について、将来の方々、要するに子孫たちに負担を非常に強いる状況におちいるおそれも残ってるのではないかとすることは頭に入れて行政運営はやっていただきたいというふうに思っております。

それから最後に、その付近を含めた健全化判断比率の審査結果についてを報告をさせていただきます。

算定の基礎となります関係書類は、これも法令に従った適正な作成がなされておまして、算定結果についても、健全化判断比率の早期健全化判断基準というのがございますけど、これを超えると起債が制限されるというような感じでございますが、それは非常に下回っておりますし、下水道事業の資金不足会計でも不足額は生じておりませんので、問題のない財政運営はなされておるといふふうに認定しております。

ただ、今後におきましては、先ほどから述べておりますとおりに、多くの住民や事業所が被災を受けておまして、他方、その被災によるところの地方税の減免措置等のいろんな支援が、先ほど町長の方からお話がありましたけども、ありますので、歳入不足になっていくのではないかとすることを心配しておりますし、もうたび重なる余震とか、その後の豪雨による被災状況の、先ほど言ったように、全容が幾らぐらいかかるのかと、何年ぐらいかかるのかというのがまだはっきりしておりません。

それから、熊本地震、その後の豪雨による被災からの復旧・復興に関しての、今度は住民の方たちからの多くの行政需要があるということですので、自主財源というのは限られておりますので、その付近が危機的状況に陥るおそれも含まれているというふうに思いますし、これに対応いたしました、今町の方で補正を組まれて、いろいろ災害なんかの対応をやっておりますけれども、今の段階どういう段階かということ、応急対策がほぼ一応目途がついてきているというふうな段階でございまして、今後の復旧・復旧に、国の財政支援等、町長等も、あれは知事と

一緒になって東京に要望等一生懸命やっていたら、さうございませうけども、その付近に対する回答が非常に口が重いというような感じを受けました。

したがって、この付近が、支援の担保と、それから長期的継続支援が必要となると思いますので、この付近がどうなるかということも頭に入れながら、その付近については見ていかないかなのじゃないかなというふうに思っています。

したがって、今後の健全化判断比率につきましては、現在までの、先ほどの国が決められています早期健全化基準とか財政再生基準を下回っているかどうかということだけではなくて、この付近には本町の財政構造、自主財源と依存財源がどういう状況にあるとか、その指標がどういう状況か、あるいは財政収支にさせるところのその指標、それから基金の、先ほど申しました繰りかえ運用の実態とその推移、それから先ほど申しました下水道事業や、町以外と一緒にやっている菊池広域連合とか一部事務組合の焼却炉の点検なんかも行われているようですので、あの付近の被災状況がどうなるのかとか、あるいは今将来的に40億円近い負担金が求められているという話ですけど、ごみ焼却場の新しい建設、そういうやつについての負担金の状況がどうなるのかということ、そういうふうなことを総合的に包括的に見まして、それに対する計算をやる健全化比率の基礎データというのが財政課の方で検算されてるんですけど、その、ここの財政基準については、国とか県の方でもチェックはやってるんですけど、我々としても、その基礎データはどのように動いているのかということも含めて見ていく必要があるんじゃないかなというふうに監査委員としては思っております。

したがって、この付近の基礎データの経年変化にも問題がないかどうかということも含めまして、財政全体の評価を行っていく必要があるんじゃないかと。そして、それを住民の方たちに十分に説明し、そして理解を得て行政を進めていくということが今後は求められるんじゃないかなというふうには思っております。

以上が、平成27年度の決算については問題なかったんですが、今後のことも考えますと、そういうことが非常に懸念される面、ちょっと心配し過ぎかもしれませんが、そういうことが考えられますので、その付近について、今後議会の方も、あるいは執行部の方も考えていただいて対応していただきたいというのが監査委員の意見でございます。

その付近の、ちょっと時間限らせて、ちょっと具体的なことについては、中身細かく説明いたしませんでしたが、その付近については、お配りしてある意見書の中に細かい数字は記載したつもりでございますので、そちらの方で、お帰りになった後もう一遍目を通していただけたら幸いです。

以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算の審査の結果説明、御苦労さまでございました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成27年度決算認定の件について、各課長に説明を求めますが、決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑につきましては、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 認定第1号 平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

それでは、認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、先ほど代表監査委員から決算審査報告がなされ、また議長が先ほど申されましたように各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際各担当課から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書と主要な施策の成果及び引き上げ分の地方消費税収入の使途、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料としまして歳入歳出決算参考資料、こちらの5種類になります。

財政課からは、この添付資料の歳入歳出決算参考資料、こちらを用いまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて、収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に御説明申し上げます、その後で、歳入歳出決算書によりポイントとなります項目を御説明いたします。

なお、御質問に対しましては担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、こちら、歳入歳出決算参考資料の1、2ページをお開きください。

まず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、平成27年度の収入済額について、前年度との比較を中心に説明させていただきます。

款の1町税は、収入済額が61億6,663万8,033円で、前年度との比較は8,151万5,772円、1.3%の減となりました。歳入合計に占める構成比は43.2%で、一番高い比率になります。

その中で、項の1町民税は24億7,773万9,123円で、5,453万6,257円、2.3%の増となりました。このうち、個人町民税は増加、法人町民税は減少しております。

項の2固定資産税は32億7,630万2,548円で、1億3,130万5,557円、3.9%の減となりました。このうち、土地と建物は増加しておりますが、償却資産が減少しております。

款の2地方譲与税は1億9,899万7,000円で、2,978万1,000円、17.6%の増となりました。こ

の地方譲与税は、国税として徴収され、都道府県及び市町村に一定の基準をもって譲与されるもので、項の1 地方揮発油譲与税、項の2 自動車重量譲与税、項の3 航空機燃料譲与税ともに増加しました。

款の6 地方消費税交付金は7億2,984万9,000円で、2億9,791万8,000円、69.0%の増となりました。増額の主な要因は、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられ、このうちの地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられたことにより増加しております。

なお、引き上げ分の地方消費税収入の使途につきましては、関係書類の主要な施策の成果及び引き上げ分の地方消費税収入の使途に整理しております。

款の12 地方交付税は7億8,217万1,000円で、4,823万円、5.8%の減となりました。このうち、普通交付税が1,195万7,000円減の5億6,676万5,000円、特別交付税が3,627万3,000円減の2億1,540万6,000円になります。

款の14 分担金及び負担金は3億7,909万9,276円で、2,900万2,360円、8.3%の増となりました。保育料をはじめとする児童福祉費負担金が約89%を占めております。

款の16 国庫支出金は19億638万9,228円で、1億8,496万9,363円、8.8%の減となりました。構成比は13.3%で、2番目に高い比率になります。

そのうち、項の1 国庫負担金が1億9,990万1,644円、16.2%の増、項の2 国庫補助金が3億8,372万9,618円、45.3%の減になります。減少の要因は、前年度の菊陽中学校増築改築事業と光の森町民センターの建設事業の減が大きく影響しております。

款の17 県支出金は9億2,249万5,454円で、1億8,829万8,907円、17.0%の減となりました。主な要因は、前年度の私立保育所新設補助に対する安心こども基金特別対策事業補助金の減が大きく影響しております。

款の18 財産収入は3億598万4,223円で、1億7,891万4,467円、36.9%の減となりました。主な要因は、原水工業団地と第二土地区画整理地区の土地売却収入の減になります。

次の3、4ページをお開きください。

款の20 繰入金は2億3,400万円で、1億3,400万円、134.0%の増となりました。土地区画整理基金繰入金の増によるものになります。

款の21 繰越金は8億1,295万7,767円で、6,170万320円、7.1%の減となりました。この中には繰越明許費分の繰越金が含まれております。

款の23 町債は14億3,290万円で、10億5,130万円、42.3%の減となりました。構成比は、3番目に高い10.0%を占めております。主なものは、臨時財政対策債、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業債、各小・中学校非構造部材対策事業債になります。

以上、歳入合計は、平成26年度からの繰越分を含めて142億8,738万2,483円となり、前年度から12億8,420万2,894円、8.2%の減となりました。

次の5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の1 議会費は、支出済額が1億3,599万8,069円で、前年度との比較は、880万3,196円、6.9%の増となりました。

款の2 総務費は19億6,984万2,175円で、8億5,429万7,725円、30.2%の減となりました。歳出合計における構成比は14.6%を占めています。前年度から大幅に減少した主な理由は、項の1 総務管理費の中で、光の森町民センター建設事業と減債基金積立金の減になります。

款の3 民生費は45億9,498万7,041円で、5,669万5,622円、1.2%の減となりました。歳出合計における構成比は34.0%と、最も高い比率となっております。

項の1 社会福祉費は19億9,582万7,920円で、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金や障害者福祉費の扶助費などが主なものです。

また、項の2 児童福祉費は25億9,915万9,121円で、児童手当、保育園費などが主なものになります。

款の4 衛生費は10億418万8,479円で、1,457万465円、1.5%の増となりました。子ども医療費助成や予防接種委託料、菊池環境保全組合負担金、ごみ収集運搬等委託料などが主なものになります。

款の5 労働費は320万894円で、11万2,060円、3.4%の減となりました。勤労青少年ホームと働く婦人の家の管理運営費になります。

款の6 農林水産業費は3億6,609万1,676円で、1億3,217万8,586円、56.5%の増となりました。大幅に増加した主な理由は、6次産業化ネットワーク活動整備事業補助金と多目的機能支払交付金事業の増によるものであります。

款の7 商工費は2億8,923万4,203円で、4,388万4,983円、17.9%の増となりました。プレミアム付商品券発行事業や光ブロードバンド基盤整備事業により増加しております。

款の8 土木費は11億2,025万3,292円で、3億421万2,338円、21.4%の減となりました。主な減少理由は、鼻ぐり井手公園拡張整備事業や光団地建設事業の減によるものです。

款の9 消防費は3億6,624万77円で、683万7,957円、1.9%の増となりました。主なものは、菊池広域連合負担金になります。

款の10 教育費は21億5,301万9,823円で、5億5,004万27円、20.3%の減となりました。歳出合計における構成比は15.9%を占めております。武蔵ヶ丘中学校の増築事業が増加しているものの、菊陽中学校の増築改築事業や小学校空調設備設置事業が減少したことにより、増減率20.3%の減となりました。

款の11 災害復旧費は2,630万996円で、1,284万165円、95.4%の増となりました。昨年、平成27年8月25日の台風15号による災害復旧事業分になります。

款の12 公債費は14億7,023万8,759円で、2億8,721万294円、24.3%の増となりました。主な増加理由は、原水工業団地用地分として起債しました第三セクター等改革推進債を原水工業団地の土地売払い金により一部を繰り上げて償還したことによるものでございます。

公債費の内訳は、元金が13億1,659万6,574円、利子が1億5,364万2,185円になります。

なお、平成27年度末の地方債現在高は、一般会計で158億2,488万円となり、臨時財政対策債や武蔵ヶ丘中学校増築事業債などにより、前年度末から約1億1,630万円増加しております。

最後は、款の14予備費で、支出済額はありますが、他の款項に充当しており、決算書に充当先を記載していますので、後ほど御説明いたします。

以上、歳出合計は、平成26年度からの繰越分を含め、134億9,959万5,484円で、前年度から12億5,903万2,126円、8.5%の減となりました。

以上で参考資料による説明を終わりました、次に、歳入歳出決算書の中でポイントとなります項目を説明いたします。

歳入歳出決算書、こちらの方を御覧ください。

こちらの決算書の表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の事項別明細書を11ページから、最後に3の実質収支に関する調書を251ページに掲載しております。

それでは、1、2ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額は先ほど説明しましたとおりでございます。

次に、不納欠損額ですが、款の1町税と款の14分担金及び負担金にあります。また、収入未済額は、款の1町税と款の14分担金及び負担金、款の15使用料及び手数料、款の22諸収入にあります。

なお、町税に係る徴収率や不納欠損処分の内訳などにつきましては、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されております。

右端の予算現額と収入済額との比較の項目を御覧ください。

数値がマイナス、△表示となっているものは、一番下の款の16の国庫支出金、次の3、4ページをお開きいただき、款の17の県支出金及び款の23の町債で、これは平成28年度への繰越明許費に係る財源の未収入額などになります。

5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

支出済額等は先ほど説明しましたとおりですので、省略させていただきますが、6ページ中央の列の翌年度繰越額は繰越明許費でありまして、6月議会において繰越明許費に係る繰越計算書で報告させていただいた内容になります。

なお、監査委員の決算審査意見書にも一覧として整理されております。

10ページをお開きください。

ここからは、決算の認定をいただくための書類であります事項別明細書になります。

大まかな内容は、先ほど歳入歳出決算参考資料で説明いたしましたので、省略させていただきますが、記載項目等について説明させていただきます。

11、12ページをお開きください。

まず、歳入ですが、款項目節ごとに予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しております。

次に、少し飛びますが、45、46ページをお開きください。

次は歳出になります。款項目節ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、さらに備考欄に細節や金額などを記載しております。

以上、事項別明細書の項目を申しましたけども、歳入歳出の詳細な内容につきましては、各委員会に付託される予定ですので、その際各担当課から詳しく説明させていただきます。

次に、最後の方の247、248ページをお開きください。

款の14予備費につきましては、支出済額はありますが、247ページの右から2番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、3,816万8,000円を充当しております。内訳は、248ページと250ページの備考欄に記載のとおり各科目に充当しております。

最後に、251ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円単位となります。

1の歳入総額142億8,738万2,000円に対し、2の歳出総額が134億9,959万6,000円ですので、3の歳入歳出差引額は7億8,778万6,000円となります。ただし、4の翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の1億6,823万7,000円が必要ですので、5の実質収支額は6億1,954万9,000円となります。

なお、一般会計を含みます普通会計における財政指標などにつきましては、監査委員の決算審査意見書に記載されておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第1号で、今詳しく説明していただいたんですけども、このページ12ページの固定資産税のところ、町税と固定資産税のところ、町民税は個人、土地・建物とも増えているということで、法人税が減っているということでしたけれども、その法人税の減少の主な理由というか、何か特徴があれば教えていただきたいのと、あと償却資産の減があるということでしたが、この決算書だけではちょっと償却資産の分は分からないので、もし分かればその2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 税務課長。

○税務課長（酒井章彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

法人税につきましては、各法人の、何ていいますか、収支に影響されますので——すいません、主なものは、税率が12.3%から9.7%に引き下げられた部分が大きく影響しとるかというふうに思います。

それと、償却資産の分ですけれども、大手の企業の設備投資等が減った分が影響してるのかと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません、償却資産の額というのは分からないのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 税務課長。

○税務課長（酒井章彦君） 10億2,235万円になります。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 監査委員からもちよつと言及がありました臨時財政対策債について質問をいたしたいと思います。

まず、私は次のように理解しておりますが、それでいいかどうかというのが1点。それから、それを踏まえて、あと2つ質問をしたいと思います。

まず、この臨時財政対策債というのは、平たく言えば、国が地方に交付すべき資金が不足しているので、それを補うために、一旦地方自治体に借金を起こさせて、後で国がその分を補填する、そういうシステムで、いわば地方交付税の代替財源というふうに理解していいかどうか。本来は、これは平成13年度から15年度までの臨時措置でしたけれども、その後も国のその財源不足が続いたために現在も続行されている、そういう認識でいいかどうか。

それで、一度これは町長に質問したことございますが、この借金ですけれども、これを国が返せなかった場合はどうなるかという質問を1回したことがあります。町長はそのときに、そんな事態が起これば国の信用がなくなると、国が減ぶような問題ですというふうなことでした。そのとおりでらうと思いますけれども、この臨時財政対策債というのは、これは地方の借金であることに変わりはないというふうに考えます。それで、それを踏まえて、臨時財政対策債の本町の現在までの累積額は幾らになってるか、それをお答え願いたいというのが1点。

それからもう一つは、臨時財政対策債を起こさずに財政運営ができるものかどうか、また起こさなかった場合にはどういう事態になることが想定できるのか、その辺を教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 今の質問にお答えしたいと思います。

臨時財政対策債につきましては、内容につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおりの内容でございます。

臨時財政対策債の金額ということだったと思いますけれども、現在27年度末では、54億8,400万円が前年度末の残高、27年度末の残高ということになっております。

臨時財政対策を借りなかった場合はということでの財政運営につきましては、借りなければ、その分財源が不足するということになりますので、予算が組めないような状況になります。

し、財政調整基金を取り崩していかなければ予算編成ができないというような状況になってきますので、町としましては、地方交付税の算定上で発行可能額となりました金額、そちらの方を借り入れて予算編成をしていくようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 認定第2号 平成27年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、認定第2号平成27年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 認定第2号平成27年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけていますが、この特別会計は、用地先行取得事業に係る歳入歳出を経理する特別会計でございます。また1枚めくっていただきますと、平成27年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をつけております。

決算の内容は歳入歳出決算事項別明細書で説明させていただきますので、7、8ページをお開きください。

まずは歳入でございますが、款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、収入済額が15万4,619円で、これは土地開発基金の利子になります。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、収入済額が1億7,165万3,968円で、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費及び公債費分を一般会計から繰り入れて財源を確保したのになります。

以上、歳入合計は、収入済額が1億7,180万8,587円となります。

次の9、10ページをお開きください。

次は歳出になります。

款の1土地開発基金積立金は、支出済額が15万4,619円で、歳入で受け入れました土地開発基金の利子、こちらを積み立てたものでございます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費は、（仮称）光の森多目的広場の維持管理費に93万7,818円を支出しました。

款の3公債費は、（仮称）光の森多目的広場用地分の償還金で、目の1元金を1億6,778万円、目の2利子を293万6,150円支出しました。

なお、平成27年度末の地方債残高は1億6,778万円となります。

以上、歳出合計も1億7,180万8,587円となりました。

11ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入歳出差引額は0円となり、翌年度へ繰り越す財源はありませんので、実質収支額も0円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第2号ですけれども、多目的広場の地方債というか、借入れはもう終わるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 28年度に1億6,778万円を返してしまえば残高は0ということで、終わってしまいます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 認定第3号 平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、認定第3号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本章三君） おはようございます。

認定第3号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の1ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出決算書は1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから26ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、具体的な予算の執行状況を最終27ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。

まず、決算書の1ページと2ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたし

ます。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の1国民健康保険税は、一般分と退職分で、前年度より1,767万9,453円減の7億8,894万7,708円となっており、不納欠損額は1,432万7,939円、収入未済額は3億4,597万3,297円です。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は90.8%です。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金は、療養給付費等、高額医療費共同事業、特定健康診査に対する国庫負担金で、6億6,933万1,513円です。

項の2国庫補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金から成る財政調整交付金で、2億7,971万3,000円です。

款の6療養給付費等交付金は、退職被保険者に係る医療給付費に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億5,501万1,000円です。

款の7前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金から、国保被保険者のうち65歳から74歳までの前期高齢者分として交付されるもので、7億1,690万7,654円です。

款の8県支出金、項の1県負担金は、高額医療費と特定健康診査等に対する負担金で、2,753万1,027円です。

項の2県補助金は、普通調整交付金と特別調整交付金で、2億6,432万2,000円です。

款の10共同事業交付金は、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の交付金で、9億1,865万9,655円です。

款の13繰入金は、一般会計からの繰入金で、2億9,269万4,387円です。

以上により、歳入合計は、予算現額42億308万4,000円に対しまして、調定額46億4,067万4,691円、収入済額42億7,496万4,529円、不納欠損額1,432万7,939円、収入未済額3億5,138万2,223円、予算現額と収入済額との比較では7,188万529円の増となっております。

続きまして、3ページと4ページをお開きいただき、歳出の主なものについて御説明いたします。

予算現額については省略し、支出済額について主なものを説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は、療養給付費と療養費等で20億8,684万4,049円です。

項の2高額療養費は、算定基準額を超える部分を高額療養費で給付するもので、2億7,752万6,951円です。

項の4出産育児諸費は、被保険者の出産に対して給付されるもので、2,142万1,418円、件数は51件です。

款の3後期高齢者支援金等は、4億6,762万960円です。

款の6介護納付金は、介護保険の第2号被保険者である40歳から65歳未満までの国保被保険者から徴収する介護分で、1億7,424万2,687円です。

款の7共同事業拠出金は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業分の拠出金で、10億

6,222万3,765円です。

款の8保健事業費、項の1特定健康診査等事業費は、生活習慣病に関する特定健診、特定保健指導の費用で、1,782万5,383円です。

項の2保健事業費は、人間ドック補助など、被保険者の健康保持増進のための費用で、1,656万1,079円です。

款の11諸支出金は、一般及び退職被保険者の保険税還付金等と過年度分の療養給付費国庫負担金の返還金及び療養給付費等交付金の返還金の合計2,386万1,168円です。

以上により、歳出合計は、予算現額42億308万4,000円に対しまして、支出済額41億6,571万2,194円、不用額3,737万1,806円で、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

4ページの下段、欄外に、歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が42億7,496万4,529円、歳出総額が41億6,571万2,194円で、歳入歳出差引残額が1億925万2,335円であります。

最後に、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額が1億925万2,000円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成27年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 認定第4号 平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、認定第4号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本章三君） 認定第4号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算書の1ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出決算書は1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから14ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終15ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明させていただきます。

まず、決算書の1ページと2ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の1 後期高齢者医療保険料は、75歳以上の被保険者の保険料収入で、前年度より132万6,380円増の2億2,592万7,000円となっており、不納欠損額は2,300円、収入未済額は196万4,900円です。

なお、後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率は99.5%です。

款の4 繰入金は、一般会計からの繰入金で、後期高齢者医療特別会計事務費及び保険基盤安定負担分の7,306万8,689円です。

項の5 繰越金は、998万7,441円です。

以上により、歳入合計は、予算現額3億2,383万7,000円に対しまして、調定額3億1,740万8,531円、収入済額3億1,544万1,331円、不納欠損額2,300円、収入未済額196万4,900円、予算現額と収入済額との比較は839万5,669円の減となっております。

続きまして、3ページと4ページをお開きいただき、歳出の主なものについて説明いたします。

予算現額は省略し、支出済額について説明いたします。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より467万4,339円増の2億9,549万7,871円です。

款の3 保健事業費は、健康保持増進事業費で、711万7,065円です。

以上により、歳出合計は、予算現額3億2,383万7,000円に対しまして、支出済額3億547万8,750円、不用額1,835万8,250円で、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

4ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。歳入総額が3億1,544万1,331円、歳出総額が3億547万8,750円で、歳入歳出差引残額は996万2,581円であります。

次に、最終15ページをお開きください。

実質収支に関する調書がありますが、歳入歳出差引額が996万2,000円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成27年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 認定第5号 平成27年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、認定第5号平成27年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

認定第5号平成27年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

2枚目からは平成27年度菊陽町介護保険特別会計の主要な施策の成果が添付されておりますが、内容は決算書の方で説明させていただきます。

まず、決算書の1ページをお開きください。

平成27年度の歳入歳出決算書は1ページから4ページまでとなっております。次に、6ページから24ページまでが歳入歳出決算事項別明細書で、最終25ページが実質収支に関する調書となっております。

決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託が予定されておりますので、1ページから4ページまでの款項の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、決算書の1ページと2ページをお開きいただき、歳入の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額、調定額については省略し、収入済額を中心に説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料は、第1号被保険者である65歳以上の方の保険料収入で、前年度から5,744万2,200円増の5億893万3,760円、収納率は96.1%となっております。また、不納欠損額は298万980円、収入未済額は1,745万1,160円であります。

款の4国庫支出金、項の1国庫負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担金で、3億6,585万7,625円です。

同じく、項の2国庫補助金は、財政調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業の補助金で、9,644万1,330円です。

款の5支払基金交付金、項1支払基金交付金は、第2号被保険者である40歳から64歳までの分28%を社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、5億6,089万9,579円です。

款の6県支出金、項の1県負担金は、介護給付及び予防給付に要する県の負担金で、2億8,742万9,141円です。

同じく項の3県補助金は、介護予防事業、包括的支援事業の補助金で、937万9,665円です。

款の9繰入金、項の1一般会計繰入金は、介護給付及び予防給付に対する町負担分で、2億9,707万3,263円です。

以上、歳入合計は、予算現額22億3,479万8,000円に対して、調定額22億5,807万7,427円、収

入済額22億3,764万5,287円、不納欠損額298万980円、収入未済額1,745万1,160円、予算現額と収入済額との比較が284万7,287円のプラスとなっております。

次に、3ページと4ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

表題の予算現額については省略し、支出済額について説明いたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は、介護保険給付に要する費用で、前年度から3,764万1,423円増の19億1,249万5,300円であり、同じく項の3高額介護サービス等費は、要介護者等が1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときに払い戻されるもので、4,315万4,417円です。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防事業費は、介護予防に関する啓発、通所による運動教室を行う事業費で、2,622万3,136円です。

同じく、項の2包括的支援事業・任意事業費は、高齢者が住みなれた地域で暮らせるための総合相談や権利擁護などの事業費で、3,472万4,170円です。

以上、歳出合計は、予算現額22億3,479万8,000円に対して、支出済額21億4,953万4,561円、不用額が8,526万3,439円、予算現額と支出済額との比較も同額であります。

4ページの下段、欄外に歳入歳出の総額を記載しております。

歳入総額が22億3,764万5,287円、歳出総額が21億4,953万4,561円で、歳入歳出差引残額は8,811万726円となります。

次に、最後の25ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額8,811万円で、実質収支額も同額となっております。

以上で平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第38号 平成27年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、議案第38号平成27年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 議案第38号平成27年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

それでは、表紙の次のページの目次をお開きください。

最初に、事業報告書、次が決算報告書（連結）、その後事業別の決算報告書、公共下水道事業と農業集落排水事業と続いておりますが、いずれも地方公営企業法の規定や施行令の規定に基づいて作成したものでございます。

本日は、公共・農集の連結決算報告と連結損益計算書によります企業の経営成績、そして連結貸借対照表によって下水道事業の財政状態の報告をさせていただき、その他の附属明細書につきましては必要な部分のみの説明とさせていただきます。

それでは、早速2ページをお開きください。

下水道事業報告書でございます。

まず、公共下水道事業につきましては、昭和58年度に事業着手いたしまして、平成27年度末の下水道処理区域内人口普及率は98.0%となっております。

しかし、現在管理しております下水道管路も、古いものは40年余りが経過して、経年劣化により管路が腐食している状況が見受けられます。

今後は、下水道施設の維持や更新に重点を置きまして、下水道長寿命化計画により施設の延命化を図ってまいります。

また、平成26年度の予算から地方公営企業会計制度の新しい会計基準に基づいた決算処理を行っております。

次に、建設改良工事の状況について申し上げます。

平成27年度は、社会資本整備総合交付金や町単独費を合わせまして1億4,201万5,000円を投入し、未普及対策事業につきましては、中央污水枝線築造工事など合計20件の工事を行いました。これにより、事業認可区域内の整備率は86.2%となっております。

次に、浸水対策、雨水対策事業であります。花立第1排水区幹線築造工事など3件の工事を行いました。事業認可区域内の整備率は64.8%となっております。

また、長寿命化対策では、青葉台地区や東ヶ丘地区における污水管更生工事など7件の工事を行っております。

次に、業務の状況について申し上げます。

平成27年度は、菊陽第二土地区画整理事業地区及びその他の開発などにより、7.4ヘクタールの供用を新たに開始しております。

水洗化戸数は、前年度より532戸増の1万5,419戸、水洗化人口は3万8,358人となっております。

有収水量、いわゆる料金の対象となった污水排水量につきましては、651万7,214立方メートルで、前年度よりも19万4,698立方メートル増加しております。これは、主に特定事業場、いわゆる大量の工場排水を行う企業の業績回復に伴う排水量の増加によるもの、またその他人口

増による影響も増加の要因となっております。

次に、3ページの経理の状況についてでございますが、この後決算報告書の説明を行いますので、ここでは省略をいたします。

次に、農業集落排水事業であります。

戸次、馬場楠、曲手を対象区域といたしまして、平成10年12月から供用開始しております。

建設改良工事につきましては、白水浄化センター敷地内外構改修工事など3件を行っております。

続いて、業務の状況について申し上げます。

27年度は、曲手地区で0.05ヘクタールの供用を開始いたしまして、水洗化戸数は259戸、水洗化人口が713人、有収水量は7万7,574立方メートルとなっております。

次の4ページの経理の状況については説明を省略します。

次に、5ページを御覧ください。

下水道事業連結決算報告書でございます。

下水道事業は、企業会計に移行いたしましても、地方公共団体の特別会計として予算制度を採用しておりますので、予算に対する実績を示すためにこの決算報告書を作成するものであります。

それではまず、下水道の維持管理部分であります収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては、下水道事業収益の決算額のみ申し上げますと14億863万894円で、内訳は以下御覧のとおりでございます。

次に、支出につきましては、下水道事業費用の決算額13億5,098万6,580円で、内訳につきましては以下御覧のとおりです。

続きまして6ページ、下水道の建設改良部門でございます資本的収入及び支出でございます。

まず、収入におきましては、資本的収入の決算額は4億9,707万416円で、内訳は以下御覧のとおりです。

次に、支出におきましては、資本的支出の決算額は8億5,250万8,540円、翌年度繰越額は3,317万7,000円で、内訳は御覧のとおりです。

なお、この表の下段に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,543万8,124円につきましては、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額において補填を行っております。

この資本的収支の不足額の内容につきましては、主に企業債の償還金の財源不足額でございます。企業債償還の財源としましては、資本的収入における出資金や負担金の一部がございしますが、基本的には前のページの5ページの収益的収支において、主に下水道使用料などの収入により発生する損益勘定留保資金などにより補填をいたしております。

続きまして、7ページの連結損益計算書を御覧ください。

ここで下水道事業の経営成績を御説明いたします。

まず、主たる営業活動から生じる収益であります営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で8億6,347万952円であります。

次に、営業費用は、管渠費やポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で11億752万7,920円、営業利益はマイナス2億4,405万6,968円となっております。

次に、主たる営業活動以外の原因から生じます収益であります営業外収益は、他会計補助金や長期前受け金の戻入などによりまして4億8,772万6,805円の収益がございました。

ここで長期前受け金の戻入というものが出来まいりましたので、ここで簡単に説明をさせていただきます。

新会計基準以前におきましては、資産の減価償却を行う上で、みなし償却制度というものを採用しておりました。このみなし償却制度は、下水道建設費に充てられました国庫補助金等が下水道料金に転嫁されることを防ぐために設けられた制度であります。しかし、この制度を採用いたしますと、減価償却の際に補助金充当部分が減価償却されないこととなります。いわば資産の50%の償却しかされないということとなります。そのため、貸借対照表上においては資産価値の実態を適正に示せなくなること、また減価償却費がどのような財源で賄われているかが損益計算書上においては明確にならないことなどから、平成26年度に会計基準が見直され、このみなし償却制度が廃止されたものであります。これにより、資産の減価償却を100%フル償却とし、そして下水道施設の建設時に交付されました補助金等については、バランスシートの負債の部で繰り延べ収益に長期前受け金として負債計上し、この損益計算書の営業外収益で長期前受け金戻入として減価償却見合い分を収益化させ、下水道建設費に投入されました国庫補助金等が料金原価に含まれないようにしたものであります。

次の営業外費用でございますが、支払い利息等で1億9,452万8,047円を支出いたしております。営業外収支が2億9,181万7,958円の黒字となりまして、経常利益は4,776万990円となっております。また、特別損益はございませんでしたので、当年度純利益も同額となり、その額に前年度繰越利益剰余金2,474万1,744円、その他未処分利益剰余金変動額4,430万7,474円を合計した額が当年度未処分利益剰余金1億1,681万208円となっております。

なお、この損益収支の根拠資料となりますものが、公共下水道事業につきましては34ページから、そして農業集落排水事業につきましては66ページから収益費用明細書で確認いただけますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、8ページの剰余金計算書を御覧ください。

この表は、資本金及び剰余金について年間の増減を明示しておりまして、次のページの平成27年度下水道事業剰余金処分計算書案の根拠となるものでございます。

資本金合計額は、この表の一番右下に記載のとおり、33億6,794万4,169円となっております。

それでは、次のページの下水道事業剰余金処分計算書（連結）案について御説明いたしま

す。

処分計算書の表の一番上段を見ていただきますと、当年度残高が、資本金22億6,982万円余、資本剰余金が8億5,561万円余、未処分利益剰余金が1億1,681万円余となっております。これは次の11ページの連結貸借対照表の資本の部でも示されております。

この計算書において、地方公営企業法第32条第2項の規定により利益剰余金の処分について議会の議決を求めますのは、次の未処分利益剰余金1億1,681万208円のうち4,430万7,474円を自己資本へ組み入れるとして処分することについてでございます。

この組み入れ額は、平成26年、27年度に資本的収支予算の補填財源として、減債積立金という形で既に処分されております。既に処分された剰余金ということで、新たに補填財源としては使用できないものであるために、議会の議決を経て、資本金に組み入れを行うものでございます。

この組み入れ額は、7ページの損益計算書においては、その他未処分利益剰余金変動額ということで整理をされております。

その他、条例第2条による処分として、3,000万円を減債積立金に積み立て、残高の4,250万2,734円を未処分利益剰余金として28年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、次の10ページ、11ページの連結貸借対照表について御説明いたします。

まず、10ページの借方、資産の部でございますが、1の固定資産につきましては、土地・建物等の有形固定資産や熊本北部流域下水道などの施設利用権であります無形固定資産をそれぞれ減価償却し、さらに下水道事業運営基金の投資資産を加えまして、固定資産合計額は239億6,508万279円となっております。

また、2の流動資産につきましては、現金預金や未収金で、流動資産合計は1億6,428万1,035円となっております。資産合計は241億2,936万1,314円となっております。

続きまして、11ページの貸方、負債の部でございますが、3の固定負債につきましては、平成29年度以降に償還予定の企業債で、77億5,535万9,052円であります。

そして、4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や工事請負費等の未払金、また職員賞与の引当金などで、流動負債合計は6億8,308万2,218円となっております。

この固定負債及び流動負債に記載されております企業債の残高につきましては、この決算書の40ページから46ページにかけて、そして農業集落排水につきましては70ページで企業債明細書で御確認がいただけます。

次の5の繰り延べ収益は、国庫補助金などの償却資産の財源であります長期前受け金につきまして、営業外収益として収益化された累計額を差し引いて123億2,297万5,875円となっております。

以上、負債合計は207億6,141万7,145円となっております。

次に、資本の部について申し上げます。

6の資本金の自己資本金は、各資本金を合わせまして22億6,982万4,541円であります。

続きまして、7の剰余金の資本剰余金につきましては、8ページの剰余金計算書でも確認いただきますが、国庫補助金や受贈財産評価額などを合わせまして、資本剰余金合計は8億5,561万8,261円となっております。

その下の利益剰余金につきましては、減債積立金、建設改良積立金、当年度未処分利益剰余金で2億4,250万1,367円となっております。

そして、資本金と剰余金を合わせました資本合計は33億6,794万4,169円で、負債と資本の合計は241億2,936万1,314円となりまして、27年度末の菊陽町下水道事業の財政状態は以上のとおりでございます。

それでは次に、48ページをお開きください。

こちらは公共下水道事業経営分析表でございます。公共下水道の経営状況を前年度と比較するとともに、全国平均値との比較を行いまして、それぞれの事項の内容やその評価方法について説明をいたしております。

また、農業集落排水につきましては71ページにもございますので、これは後で御確認をいただきたいと思っております。

最後に、下水道使用料について申し上げたいと思っております。

今申しました経営分析表の48ページを御覧いただきたいと思っております。

48ページの左側、事項の上から9番目に使用料回収率がございます。こちらは、汚水処理に要した費用のうち、使用料で賄われている割合を示したものでありますが、平成27年度の回収率は95.9%で、ちなみに71ページの農集については63.1%でありました。

不足する額につきましては、一般会計からの基準外繰入れを行っておりまして、27年度は公共と農集合わせまして1億418万円余の基準外繰入金をいただいております。

以上で決算説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第38号で、決算の認定について議会で議決をするわけですが、その中でも、先ほどありましたページ9ページの議会の議決による処分額で、この3,000万円を減債積立てに積み立てるということで、これだけ特別に議会の議決が必要なのか、ほかにもあるのかについてお尋ねをしたいのと。

すいません、これは私がなかなかよく損益計算書とか分からないからかもしれないんですけど、ページ7ページの営業外費用の中の支払い利息の1億9,452万8,047円というのは、全体の、例えば企業債とか、そのもともとのお金はどのくらいなのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 下水道課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） まず、9ページの剰余金処分計算書でございますけれども、こちらは下水道事業剰余金処分に関する条例、こちらを設けておきまして、この条例の規定に基づいて議会の議決を行うものでございます。

特に減債積立金への積立てというのは、これは、要するに企業債の返済にのみしか使えないというものに充てたいということでの決議を議会の方からいただきたいということでの提案でございます。

それから、7ページの企業債支払い利息でありますけれども、一応元金の残高につきましては、先ほどこのページの中にも記載してございますけれども、利息については、毎年度決まった利息を返済しなければなりませんので、これは支払い利息は企業外費用として計上をいたしております。それも費用の一部ということで、この損益計算書の中に記載がされているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 一般会計からの基準外の繰入れが約1億484万円あるということなんですけれども、これは今後の見通しとしては、まだずっと増えていくのかどうか、この点について今どういう見通しなのかお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 下水道課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 基準外繰入れについては、やはり現行の使用料の状況でいきますと、大体このくらいの金額がずっと継続するんじゃないかなというふうには思っております。ただ、幸いにも使用人口増えておりますし、企業からの排水も、業績の向上によりまして排水量も増えているという状況の中で、当然使用料の収入も増えてまいります。使用料の収入が増えると、一般会計からの助けも少なくなっていくという形にはなりますけれども。ただ一方では、維持管理費、汚水量が増えれば維持管理費も増えていくというのは、いわゆる県営の北部流域下水道への維持管理負担金あたりも増えてまいりますので、そういう部分でコスト部分も増えていくという部分では、やはり繰入金に頼らざるを得ない状況は当面続くというふうに思います。

ただ、先ほど申しましたように、料金改定については、これからも、これは定期的にやっておかなければならない作業ではあります。ただ、今年は特に大きな地震もございまして、一般家庭並びに企業においても非常に大きな被災をこうむられておきまして、その立て直しに日々努力をされている状況でありますので、ここはいましばらく状況を見定めさせていただきまして、また適切な時期に料金改定については検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 企業からの排出の割合が菊陽町は特段多いと思うんですけども、余り具体的なことは言えないのかもしれないんですけど、全体の排出量に対して企業の排出量というのはおおよそ何割ぐらいなのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 下水道課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 主に4割程度が企業からの排水というふうに御理解いただいて結構です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第38号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第5号及び議案第38号の質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第5号及び議案第38号は、議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定をいたしました。

しばらく昼食休憩をいたします。

午後は1時10分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時14分

再開 午後1時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第39号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、議案第39号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 議案第39号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成28年度もはや5か月が過ぎ、歳入予算の区分ごとの増額や減額などがあり、また既定の歳出予算に不足額が生じたものや熊本地震に伴う災害復旧関係費など、状況の変化等により支出すべき事案が発生したため、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に8億1,773万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億8,325万3,000円と定めるものです。

第2条で、地方債の追加及び変更を第2表地方債補正で定めています。

次の2ページからは第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、1の追加で防火水槽整備事業を追加し、限度額を1,050万円とするものです。

また、2の変更で、臨時財政対策債の限度額を2億1,950万円減額し4億5,650万円に、一般単独災害復旧事業の限度額を2,600万円増額し2億1,480万円に、災害等廃棄物処理事業の限度額を3,550万円増額し5,050万円に変更するものです。

9ページからは、補正予算に関する説明書になります。

10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、補正額の大きなものや新たに計上したものを中心に説明いたします。

まず、1、総括の歳入です。主な補正額を申し上げますと、款の12地方交付税を6,551万8,000円減額、款の16国庫支出金を2億1,206万2,000円増額、款の20繰入金金を3億3,184万7,000円増額、款の21繰越金を4億6,954万9,000円増額、款の23町債を1億4,750万円減額しています。

以上、歳入合計は、補正額として8億1,773万9,000円の増額となり、総額は164億8,325万3,000円となります。

下の11ページは、歳出になります。主な補正額を申し上げますと、款の2総務費を2億1,321万5,000円増額、款の3民生費を6,719万9,000円増額、款の8土木費を5,441万円増額、款の9消防費を4億1,547万5,000円増額、款の11災害復旧費を3,560万1,000円増額しています。

以上、歳出合計も、補正額として8億1,773万9,000円の増額となり、総額は164億8,325万3,000円となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

12ページをお開きください。

次は、2の歳入です。

中段の款の12地方交付税は、普通交付税を2億756万7,000円減額しています。普通交付税の決定額4億2,143万3,000円による減額となります。また、特別交付税は、災害等廃棄物処理事

業費に対して、町負担額の80%が特別交付税措置される額を計上しております。

下の13ページを御覧いただき、款の16の国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金は、節区分2の老人福祉費補助金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を1,506万8,000円計上しています。次に、地域介護・福祉空間整備推進交付金を359万3,000円計上しています。

目の9、災害復旧費国庫補助金は、節区分3衛生災害復旧費補助金で、災害等廃棄物処理事業費補助金を1億7,756万1,000円計上しています。

14ページをお開きください。

款の17県支出金、項の2県補助金、目の2民生費県補助金は、節区分の1社会福祉費補助金で地域支え合いセンター運営支援事業補助金を1,094万4,000円計上しております。

下の15ページを御覧ください。

款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、財源不足から2億7,000万円増額しています。

目の7土地区画整理事業基金繰入金の6,184万7,000円は、第二土地区画整理事業費の増額により繰り入れるものでございます。

16ページをお開きください。

款の21繰越金は、4億6,954万9,000円増額し、合計を6億1,954万9,000円としております。これは平成27年度からの繰越金を補正するものでございます。

款の23町債は、先ほど地方債の補正で説明したとおりですが、項の1総務債は、臨時財政対策債を2億1,950万円減額し、下の17ページを御覧いただき、項の8消防債は、防火水槽整備事業を1,050万円増額し、項の10災害復旧債は、一般単独災害復旧事業と災害等廃棄物処理事業で6,150万円増額しております。

18ページをお開きください。

次は、3の歳出になります。

歳出の中で、それぞれの目に給料、職員手当等及び共済費がございますが、これは職員の人事異動による組み替え等によるものですので説明は省略させていただきますが、50ページ以降の補正予算給与費明細書を後ほど御覧いただければと存じます。

それでは、増額の大きいものを中心に説明いたします。

20ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費は、節区分25の積立金を2億3,500万円計上しています。地方財政法第7条第1項の規定により、平成27年度の歳計剰余金6億1,955万円の2分の1を下らない額を積み立てる必要がありますので、平成28年度は3億1,000万円を積み立てることとしました。内訳は、財政調整基金に既に当初予算で計上している7,500万円を差し引いた2億3,500万円を計上しております。

24ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費、節区分の13委託料で、地域支え合いセンター業務委託料を1,094万4,000円計上しています。これは、熊本地震による仮設住宅等における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、見守り、生活支援、地域交流等の総合的な支援体制を構築する事業になります。

目の2高齢者福祉費、節区分の19負担金、補助及び交付金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を1,506万8,000円計上しています。これは、介護予防の拠点となる地区公民館の施設改修で、スロープの設置やトイレ改修に対する補助金になります。次に、地域介護・福祉空間整備推進交付金を359万3,000円計上しています。こちらは、介護サービス事業所を対象に、介護用マッスルスーツや認知症高齢者徘徊防止センサーなどの導入に対する補助金になります。財源内訳は、どちらも全額国庫補助になります。

下の25ページを御覧ください。

目の5東部町民センター運営事業費は、次の26ページをお開きいただき、節区分15工事請負費で東部町民センターの多目的ホール非構造部材改修工事を2,777万8,000円計上しています。

下の27ページを御覧ください。

項の2児童福祉費、目の4保育園費は、次の28ページをお開きいただき、節区分19負担金、補助及び交付金で、新もみじ園整備補助金を323万8,000円、私立保育所の指導計画等システム導入及び事故防止等カメラ設置補助を650万円計上しております。

33ページをお開きください。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、節区分の19負担金、補助及び交付金は、T P P対策関連事業で、里芋種子生産組合に対する攻めの園芸生産対策事業補助金を108万5,000円計上しております。

34ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分の15工事請負費は、原水工業団地内の防犯灯設置工事費を202万9,000円計上しております。

35ページを御覧ください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費で、次の36ページをお開きいただき、節区分15の工事請負費は、道路改良工事を300万円計上しております。

項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は、下の37ページを御覧いただき、節区分15工事請負費で第二土地区画整理地内の工事費を3,721万7,000円計上しています。次に、節区分22補償、補填及び賠償金で第二土地区画整理地内の建物等移転補償費を2,100万円計上しております。

39ページをお開きください。

款の9消防費、項の1消防費、目の3消防施設費は、節区分15工事請負費で2か所の防火水槽設置工事費を1,400万円計上しております。

目の4防災管理費、節区分3職員手当は、熊本地震に伴う災害対応の時間外勤務手当を

4,287万円増額しております。節区分13委託料は、災害ごみ処理委託料を3億5,095万8,000円増額しております。これは、損壊家屋解体補助関係のごみ処分に対して増額するものでございます。

45ページをお開きください。

款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費は、馬場楠堰流木等撤去工事に対する災害復旧事業補助金を46万6,000円計上しております。

項の2公共土木施設災害復旧費は、道路の路面やのり面の災害復旧費を2,160万円計上しております。

項の3厚生労働施設災害復旧費は、町立保育所の白鈴園と白菊園の災害復旧費を554万1,000円計上しております。

46ページをお開きください。

項の4文教施設災害復旧費は、武蔵ヶ丘コミュニティーセンターとふれあいの森研修センターの災害復旧費を145万3,000円計上しています。

47ページを御覧ください。

項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費は、地区公民館や役場庁舎エレベーターなどの災害復旧費を654万1,000円計上しております。

最後に、49ページをお開きください。

款の14予備費は、予算調整のため589万2,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第39号ですけれども、1つは、地域介護で1,506万円の歳出がありまして、介護予防の拠点、公民館等ということですが、具体的にどういうところにされるのかというのが1つです。

それから、ページ39ページの防災管理費の中で、4,287万円の職員手当等がありますので、かなり災害のとき、災害後、避難所の運営とか、職員の方は非常に大変だったと思いますけれども、この時間外手当がありますが、主にどういう内容のところに支出をされているのか。それと、職員の方のやっぱり精神的な管理とかそういうのも必要だったのではないかというふうに思いますが、そういうところは、補正予算での質問にはちょっとふさわしくないかもしれませんが、どういうふうに工夫されたのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

それから、ページ39ページの委託料で災害ごみの処理委託料が計上されていますけれども、災害ごみについては、かなり「さんふれあ」のところとか、処理場の跡とか、されていますが、その後どういうふうな経過をたどって処理をされたのか、その3点についてお尋ねをしま

す。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） それでは、1点目の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についてお答えいたします。

これは、高齢者の介護予防拠点などの多様な集いの場など、あるいは見守りの安否確認、そういったものを、それと生活支援の、その辺の活動拠点として整備を促進するための国の補助事業になっております。

今回対象としておりますのは、地域の中でも住民主体でそういった介護予防の活動を実施されております武蔵ヶ丘の7町内と武蔵ヶ丘8町内の集会所の、公民館ですね、公民館の改修の費用として今回計上いたしております。7町内、8町内におきましては、それぞれ住民の方々主体的に、現在週に1回程度、こういった公民館に集まっていただいて介護予防の体操などを実施されております。そういったものを促進するためにも、今回このように施設の整備ということで拠点活動を推進するものであります。

内訳としましては、7町内の方が656万8,000円、それから8町内の方が850万円の交付金となっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、災害対応の時間外手当ということでございますけれども、これにつきましては6月補正で3,960万円ほど補正をいただいておりますけれども、その後7月、8月、9月と、現段階におきましても、避難所運営については7月で終わっておりますけれども、被害の認定調査、これは住宅の認定調査、それと災害関連の業務で土曜、日曜出とった業務があります。あわせて、義援金、見舞金、それと弔慰金、弔慰金につきましては関連死関係の業務もございまして、あわせまして応急修理、そういう業務についての時間外手当を計上させていただいております。

それと、職員のケアということでございましたけれども、これにつきましては、7月だったかと思っておりますけれども、2日にかけて4回、DPATだったと思っておりますけれども、その精神科医の先生に来ていただいて、研修等と、あとケア関係の対応をしていただいたというところで、2日間4回にかけて職員の対応をいたしております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） このたびの地震災害ごみにつきましては、地震直後からし尿処理場跡地、それから「さんふれあ」につきましては4月の中旬以降に、「さんふれあ」の仮置き場を設けまして処理してまいりました。4月から7月までに、実に5,600トン余りの災害ごみが搬入されまして、そちらを処分したところでございます。

処分費につきましては、5月の専決、それから7月の補正予算で約2億円ほど確保させていただいて、既に災害ごみの処分は終了しているところでございます。

現在、し尿処理場跡地では解体ごみの受入れを今行っているところです。

今回お願いしました3億5,000万円の委託料につきましては、こちらの解体ごみの処分費ということでお願いをしたところでございます。大体一般家屋が120棟、それから非住家、納屋等でありますけれども、こちらが30棟、合わせて150棟近くの解体を想定しておりますけれども、恐らくこれ以上のものが結果的には出てくるんじゃないかなろうかとは思いますが、当面はこの分の処分費ということで、3億5,000万円を計上させていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ただいまの39ページの災害ごみ処理の件ですけれども、現状として、まだ震災関係のブルーシートに覆われたところがたくさんまだ残ってますですね。そうすると、これまでは災害ごみの処理についても手を打たれてますね、随分延長されたりして。この後、恐らく出てくると思うんですよね。その辺をどう考えてらっしゃるのか。

それから、今、仮定の話はできないかもしれませんが、台風が接近しておりますので、ブルーシート等もう引き剥がれてしまうと思うんですよね。そういったので、もうどの災害か区別がつかないような状態にもなりやせんかというのを心配しますけれども、とりあえずはその震災関係で、まだその処理が残ってるんですね。瓦屋さん等がもう全然来れなくて、人数不足、資材不足で手当てができていない。それが今後処理がされていくと思いますけど、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） いまだに瓦の修理あたりが終わってない世帯が数多くございます。そういったものの瓦れき、瓦関係、特に、それとブロック関係については、今回のこの解体ごみ置き場で引き続き受入れをしていきたいというふうに思っております。

それと、今回台風ですね。

（17番甲斐榮治君「あとはもう仮定の話ですから」の声あり）

はい。台風は、大変非常に心配です。これについては、また災害ごみとして、新たな台風ごみとして対応していかなければならないだろうなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第40号 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第15、議案第40号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本章三君） 議案第40号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に8,425万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億5,045万7,000円とするものであります。

6ページと7ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正は、歳入では繰越金を増額しております。歳出の主なものは、諸支出金と予備費を増額しております。

8ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

款の14繰越金について、平成27年度からの繰越金の確定により8,425万2,000円を増額し、1億925万3,000円としております。

下のページで、歳出について主なものを説明いたします。

一番下の款の11諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の3償還金は、平成27年度療養給付費等国庫負担金及び退職者医療療養給付費等交付金などの超過交付分の返還金で、1,253万1,000円であります。

最後に、10ページで、款の12予備費を7,236万9,000円増額し、財源の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第41号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第16、議案第41号平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議案第41号平成28年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に8,544万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億9,708万1,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。

歳入は、繰越金の増額であります。下のページで、歳出は、総務費及び予備費の増額などあります。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の10繰越金は、8,544万4,000円を増額し、8,811万円としております。

下のページで、歳出では、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費を2,115万8,000円増額しておりますが、説明欄に記載の償還金で、前年度の事業実績に基づく国、県等への返還額であります。

最後に、10ページをお開きいただき、款の9予備費を予算調整のため6,347万7,000円増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第42号 平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第17、議案第42号平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 議案第42号平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由といたしましては、維持管理費等の補正に基づくものでございます。

それでは、1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものであります。

収益的収入の第1款事業収益を2,157万5,000円減額し、13億8,015万4,000円としております。

それから、支出の第1款事業費用を657万5,000円減額し、13億7,158万5,000円としております。

次に、2ページをお開きください。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費に対するものでございまして、職員の人事異動に伴い322万9,000円減額し、4,691万3,000円としております。

その下の第4条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を2,157万5,000円減額し、2億5,478万5,000円としております。

次に、4ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の2営業外収益、目の2他会計補助金につきましては、事業費用の減額補正及び平成20年度決算における未処分利益剰余金の増加に伴い2,157万5,000円を減額し、1億2,251万6,000円とするものです。

なお、備考欄のとおり、事業別の内訳は、公共下水道事業分が2,204万9,000円の減額、農業集落排水事業分が47万4,000円の増額となっております。

以上、収入合計は、2,157万5,000円減額し、13億8,015万4,000円とするものです。

次に、5ページの支出でございますが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費は、職員給与費の増額と熊本北部流域下水道維持管理負担金の394万1,000円の減額で、合わせて348万9,000円を減額し、3億8,379万1,000円とするものです。熊本北部流域下水道維持管理負担金につきましては、昨年度負担しました額が実績水量に応じまして今年度精算されますので、その精算額を減額しております。

続いて、目の2ポンプ場費は、職員給与費の減額と菊陽汚水中継ポンプ場修繕費の増額により、合わせて246万円を増額し、2,012万7,000円とするものです。菊陽汚水中継ポンプ場修繕につきましては、汚水ポンプ部品の摩耗などにより故障しやすい状況にあるため、ポンプ1機をオーバーホールする予定でございます。

続いて、目の3セミコンテクノパーク維持管理費については、職員給与費を351万1,000円減額し、1,595万2,000円とするものです。

続いて、目の4処理場費につきましては、白水浄化センター発電機をバッテリー等の交換に伴う修繕費で47万4,000円増額し、1,006万2,000円としております。

次に、項の2営業外費用、目の1支払利息は、平成27年度分の借入額の確定などによりまして250万9,000円減額し、1億7,949万7,000円とするものです。

以上、支出合計は、657万5,000円減額し、13億7,158万5,000円とするものです。

次の6ページが平成28年度予定のキャッシュフロー計算書でございます。こちらは1年間の資金の動きを表示しております。

この最後の、一番下の6番目の資金期末残高は、2,772万1,894円を予定しておるところです。

続きまして、8ページ、9ページが28年度末における予定貸借対照表でございます。借方、資産の部及び貸方の負債の部、資本の部の合計、いずれも241億5,362万385円を予定しております。

以上で説明終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第43号 区域外における他の団体の公の施設の利用に関する協議について

○議長（渡邊裕之君） 日程第18、議案第43号区域外における他の団体の公の施設の利用に関する協議についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） 議案第43号区域外における他の団体の公の施設の利用に関する協議について説明いたします。

公の施設である下水道施設について、益城町の施設を利用することから、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容の説明をいたします。

菊陽町大字曲手地内、行政区では道明区において、株式会社アイディエスの工場誘致に伴うものです。同社とは、平成28年3月15日に工場立地に関する協定を締結しております。

今回の工場の立地場所については、議案の参考資料最後のページの位置図を御覧ください。

この位置図でございますけれども、位置図の上の方に、左側ですけれども、①という番号を振っておりますけれども、これが道明区が一番南側になりますが、既設のマンホールがございまして、これから北部流域へ、上の方の北へ向かって管が走っているという状況でございます。

それから、同じく図面中央部よりも左側でございまして、一番下の方に、左側下に四角で囲んでおります③のところでございますけれども、益城町の既設マンホールがございまして、こちらから益城の処理場へ向かっていると、南側へ向かっているという状況でございまして、中央部に黒く塗り潰しております、これが今御説明しました株式会社アイディエス、道明区の南側になります。図面の中央がそのアイディエスの誘致場所になりまして、道明区内を走っております旧県道と今現在の県道に行政界線が入っております、図面の左側が熊本市、右側のアイディエスの工場誘致箇所から含めまして上の方が菊陽町でございまして、誘致企業の下の方、南側ですけれども、こちらが益城町という形で、3つの行政界という形の状況になっております。

それでは、中の方を説明していきたいと思っております。

今申しましたように、上益城郡益城町との行政界のほぼ隣接地となっておりまして、菊陽町の企業・住民の下水道の処理につきましては通常菊陽町の公共下水道で行いますけども、位置図で示しておりますように、菊陽町側には上段①の箇所には既設マンホールが設置してございます。このマンホールまで菊陽町公共下水道の管が整備してあり、通常はこのマンホールでの下水道管の接続となるところです。

しかしながら、菊陽町公共下水道①のマンホールの管底高は、高さでございますが、約106.1メートルという高さになっておりまして、今回の開発区域からの下水道の取り出し口である②、中央部になりますけど、②の管底高が約98.3メートルとなっております。その差は、約7.8メートル低くなっておりまして、低い方から高い方に接続するためには、ポンプによる圧送という方法で流すこととなります。そのためのマンホールポンプや、距離でございますけども、約540メートルの管路の設置工事費並びに維持管理費など多額の費用が必要になってまいります。

一方、隣接自治体である益城町には③の既設マンホールがございまして、現在このマンホールから、今度は図面の中央から右側にCという部分で囲んだ部分がありますけども、既設下水道管により汚水処理が行われております。この③のマンホールの管底高約96.9メートルへ新設下水道管で接続できれば、管路の施工延長も短く、管底高も十分な高低差があり、株式会社アイディエスから排水されます汚水を自然流下により処理できます。管路の敷設工事費も、また維持管理費も安くなるということです。

なお、株式会社アイディエスから排出されます排水は、工場排水ではなく、一般汚水、これは従業員等が使う一般汚水になるところです。その量は、計画ではございますけども、日量35トン进行計画しております。

このようなことから、アイディエスからの汚水排水については益城町の下水道施設を利用させていただく方法が最善策と考えまして、益城町と協議を行わせていただきました。協議の結果、益城町も前向きに考えていただき、下水道施設利用の内諾を得られましたことから、議案に添付しております仮協定を平成28年3月25日に締結したところでございます。

それでは、議案の2枚目を御覧ください。

続いて、この協定書の内容について御説明いたします。

協定書の第1条は、協定の目的を記載しており、益城町の公の施設を菊陽町の住民が利用することが本協定の目的としております。

第2条は、公の施設の名称としており、利用する公の施設の名称は益城町公共下水道であります。

第3条は、施設の位置として、本議案では参考図書で位置図を示しております。

第4条は、施設の利用関係として、住民が実際に利用する際の根拠となる両町の条例を記載しております。

第5条は、経費の負担として、今回の利用に係る費用は菊陽町が負担する旨記載しております。

す。具体的には、今回の接続で新設する管路は本町が管理しまして、使用料も本町が徴収しまして益城町に納入することになります。

第6条は、仮協定の成立要件として両町の議会議決が必要な旨を定めております。

この仮協定締結後に平成28年熊本地震が発生しておりまして、益城町においても甚大な被害を受けられております。そのような状況ですが、改めて益城町と協議を行ったところ、仮協定書の内容に見直しはないとの確認がとれましたので、今回の9月定例議会に上程したところでございます。

なお、本内容は両町の議会の議決が必要となりますので、益城町においても9月定例議会に上程され、議決を得られる方向で進められております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 確認ですけれども、図の方では、新しい下水道を布設する区間Bですね、Bは事業者設置と書いてありますが、今の説明では菊陽町が設置するというふうに聞こえましたが、それでよろしいですか。

そして、菊陽町がその管については管理をして、使用料等についても菊陽町が徴収をして益城町に納入するという、そういう理解でいいですか。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） 説明が若干不足したかと思えます。

ただいまの御質問でございますけれども、管路の施工につきましては、これは菊陽町の下水道流域外でございます。流域外を区域に入れて町の方で管路を施工するには、まだまだ手続等、計画、北部流域全体の計画等、計画変更だったりいろいろございまして、この部分につきましては菊陽町での施工ではございませんで、株式会社アイディエスの管路布設の費用を捻出させていただきます。これは説明しましたとおり、その後の管理につきましては引き継ぎまして菊陽町の方で管理し、徴収し、支払いをするというふうな状況でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 報告第3号 平成27年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（渡邊裕之君） 日程第19、報告第3号平成27年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 報告第3号平成27年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見をつけて御報告いたします。

本件につきましては、本日代表監査委員から審査結果の報告がなされたところでございます。

1枚めくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。

報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字費率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、上段の数値が実際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実質の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計をあわせた普通会計の実質収支額について分析するものですが、決算では6億1,954万9,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということになります。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計をあわせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計を加えた実質収支額で、決算では9億2,828万8,000円の黒字になりましたので、赤字比率として数値にあらわすことができないということになります。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に費やした一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25%に対し8.7%という結果となりました。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350%に対し14.2%という結果になりました。

以上で全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

また、1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書になります。

資金不足比率は、公営企業法を適用している下水道事業会計に関するものでございます。

資金剰余額が1億141万5,000円の黒字となりますので、資金不足比率として数値にあらわす

ことができないということになります。したがって、下水道事業会計は、経営状況は安定していると言えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号平成27年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 報告第4号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（渡邊裕之君） 日程第20、報告第4号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） 報告第4号有限会社さんふれあの経営状況について説明します。

有限会社さんふれあは、町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度決算に関する書類及び平成28年度予算に関して報告するものがあります。

では、表紙から1枚めくってください。

これから平成27年度の決算報告書でございます。

それでは、2ページから6ページに記載されています27年度決算の状況について報告いたします。

では、2ページの貸借対照表を御覧ください。

左側の資産の部でございますが、流動資産計7,724万118円に固定資産計562万2,862円を加えました資産の部合計が8,286万2,980円でございます。

また、右側の負債の部では、流動負債計3,839万2,251円に固定負債の356万3,955円を加えました負債の部合計が4,195万6,206円でございます。

その下の純資産の部合計が4,090万6,774円でありまして、負債及び純資産の部の合計が8,286万2,980円の同額でございます。

次の3ページを御覧ください。

損益計算書でございます。売上高で、温泉券売機の売り上げ、ふれあ館売り上げ、大広間の売り上げ、売店・氷菓里の売り上げ、直売所売り上げ、直売所委託料収入、農園使用料収入、その他収入を合わせました売上高の合計が1億9,001万238円でございます。

さらに、売上高から仕入れなどの売上原価を引いた売上総利益が1億6,111万104円でございます。

その下段は、販売費及び一般管理費の総額です。

内訳としましては、次の4ページを御覧ください。

職員の給与・手当、光熱水費、燃料費、衛生管理費など全ての合計で、一番下段にあります1億5,131万5,083円を支出されております。

3ページに戻っていただき、中段の売上総利益1億6,111万104円から経費部分となります販売費及び一般管理費の1億5,131万5,083円を引きますと、営業利益が979万5,021円でございます。

営業外収益533万519円を加算し、営業外費用451万3,147円を差し引きまして、経常利益が1,061万2,393円でございます。

これに固定資産売却益を加えました税引き前当期利益1,069万6,463円から法人税、住民税及び事業税223万2,700円を差し引いた846万3,763円が当期利益となります。

次に、6ページをお開きください。

5月23日に監査が実施されていまして、5月26日に有限会社さんふれあから報告されたものであります。

次に、参考資料としまして、8ページをお開きください。

収支予算に関する平成27年度計画とその実績及び28年度計画を載せています。

ここで、平成27年度実績の一番下の段から3行目の寄附金の欄を御覧いただくと、134万円の支出がありますが、これは決算時期と町の出納閉鎖時期が近接して間に合いませんので、翌年度予算へ繰り越し、その後その年度の寄附としております。実質、平成26年度分の町への寄附金であります。

また、寄附金の下段の317万3,000円につきましては、温泉をくみ上げる揚水ポンプと温泉に薬液を注入するポンプがともに不調になり、さんふれあで緊急工事としてポンプ交換を行っていただきましたので、指定管理者との協定に基づき、工事費を町が負担したものであります。

なお、平成27年度分の町への寄附金は、一番右側の列の平成28年度計画案のところで、一番下段から3段目の寄附金の欄で636万6,000円でございます。既に町に寄附されているところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 8ページのところでございますけども、収支予算、実績対比というところで、先ほど課長の説明によりまして、当期利益の846万円というのは非常に評価できるところ

だというふうに思います。しかしながら、項目の2段目でございます、ふれあ館の売り上げ、こちらが、計画では1,700万円というところで、今年度の実績が1,290万円というところで、約400万円の差がございます。私も個人的には有限会社さんふれあに対しまして立ち上げ当初から携わってきておりまして、非常にあそこがにぎわった時代も理解をしております。こういう、非常に周りが、いろんな施設ができて、非常に経営も努力されて、厳しいかというふうには思いますけども、この数字があらわすならば、非常に今後の経営も厳しくなっていくのかなというふうに理解をするところでございますが、この点はどのように理解をされてるかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） お答えします。

ふれあ館につきましては、いろいろとイベントを行ったりやられてはおりますけれども、なかなかふれあ館で食事をするという機会というのが余り町民の方々にならないような形でございます、確かにその実績としては予定を500万円も下回るというような話でございますが、一方では、町の高齢者の方々の運動の場所になっておったり、個別に別の団体の方々が借りて、食事はしないけれども借りてるといようなことはあっておりますので、今後は、やはりその辺のところを考えながら、健康に関して考えていくという方向も重要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時7分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成28年9月5日（月）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成28年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成28年9月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |   |     |    |     |   |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 大久保 | 輝   | 君 | 2番  | 阪本 | 俊浩  | 君 |
| 3番  | 西本  | 友春  | 君 | 4番  | 那須 | 眞理子 | 君 |
| 5番  | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番  | 中岡 | 敏博  | 君 |
| 7番  | 吉本  | 孝寿  | 君 | 8番  | 吉山 | 哲也  | 君 |
| 9番  | 北山  | 正樹  | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則  | 君 |
| 11番 | 石原  | 武義  | 君 | 12番 | 岩下 | 和高  | 君 |
| 13番 | 大塚  | 昇   | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也  | 君 |
| 15番 | 上田  | 茂政  | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐  | 榮治  | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之  | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行徳 君  
書 記 山 川 眞喜子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                               |    |     |   |                      |    |    |   |
|-------------------------------|----|-----|---|----------------------|----|----|---|
| 町 長                           | 後藤 | 三雄  | 君 | 副 町 長                | 井手 | 義隆 | 君 |
| 教 育 長                         | 赤峰 | 洋次  | 君 | 教 育 次 長              | 徳淵 | 盛也 | 君 |
| 総 務 部 長                       | 吉野 | 邦宏  | 君 | 福祉生活部長               | 佐藤 | 清孝 | 君 |
| 産業建設部長兼<br>商工振興課長             | 松本 | 洋昭  | 君 | 会計管理者兼<br>会計課長       | 山崎 | 謙三 | 君 |
| 総務部審議員兼<br>総務課長               | 吉川 | 義則  | 君 | 総合政策課長               | 阪本 | 浩徳 | 君 |
| 財 政 課 長                       | 東  | 桂一郎 | 君 | 税 務 課 長              | 酒井 | 章彦 | 君 |
| 人権教育・啓発課長                     | 高木 | 定伸  | 君 | 福 祉 課 長              | 西本 | 一浩 | 君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>子育て支援課長          | 宮本 | 義雄  | 君 | 健康・保険課長              | 阪本 | 章三 | 君 |
| 介護保険課長                        | 市原 | 憲吾  | 君 | 町 民 課 長              | 宮川 | 照之 | 君 |
| 西 部 支 所 長                     | 服部 | 誠也  | 君 | 産業建設部審議員兼<br>農 政 課 長 | 志垣 | 敏夫 | 君 |
| 建 設 課 長                       | 小野 | 秀幸  | 君 | 産業建設部審議員兼<br>都市計画課長  | 大山 | 陽祐 | 君 |
| 産業建設部審議員兼<br>環境生活課長兼<br>下水道課長 | 今村 | 敬士  | 君 | 総務課長補佐兼<br>総務法制係長    | 中島 | 秀樹 | 君 |

学務課長 士野公典君  
図書館長 矢野信哉君

生涯学習課長兼  
中央公民館長 古賀直之君  
農業委員会事務局長 川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

皆さんも昨日からの台風12号につきましては本当に心配をされてたと思いますが、何とか事なく通り過ぎていって、本当に胸をなでおろしているところです。執行部におかれましては、今日の明確な答弁をお願いします。

今日は、皆さんのお手元にありますように、1番目の質問として熊本地震について、2番目に立野ダムについてということで取り上げています。

まず、質問に入ります前に、平成28年の熊本地震の被災者の方々にお見舞いを申し上げたいと思います。また、町職員の皆さん、そして消防団、自衛隊、警察など関係者の皆さんの地震直後からの不眠不休の活動に大変感謝いたします。さらに、社会福祉協議会、自治会、地域の関係者の皆さんの活動、そしてボランティアの皆さんをはじめとした全国からの御支援にも感謝申し上げます。

しかし、今回の地震の余震は2,000回を超え、いまだに収束していません。地震後の大雨をはじめ、今からは、台風12号は過ぎましたけれども、台風の季節を迎え、予断を許さない状況です。今後も災害への対応が必要になってきます。

町長の議会初めの行政報告では、8月31日現在の罹災証明書の状況は、申請件数が5,165件で、交付件数は建物の全壊・大規模半壊が78件、半壊が464件、一部損壊が4,212件ということでした。今回の質問では、私、平成23年の6月議会で東北大震災を受けて避難所の問題や備蓄の問題、また耐震化の問題などを取り上げたことがあります。その問題についてはまた、一定の検証も町もこれからしていられると思いますので、12月等の議会で取り上げたいというふうに思っています。

なぜ、今回、一番要望の強い一部損壊に的を絞ったかといいますと、町民の方からたくさん意見が寄せられました。町の一部損壊は4,212件で、住宅被害の中で全体の8割以上を占めています。恐らく、各議員さんのところにもいろいろな声が寄せられていると思います。若干、紹介をさせていただきます。

一人の方は、瓦が多数落ちる被害があったが、行政の判定は一部損壊だった。業者に修理を

依頼したら、屋根だけで100万円かかると言われた。年金暮らしで、生活費を取り崩すしかないとおっしゃっています。

また、私の近所の方ですけれども、瓦が多数落ちて外壁も亀裂が入り、家の中の壁も傷んでいる。2次調査もお願いしたが、一部損壊と変わらなかった。点数も、チェックシートがあつて20点までのチェックで行政の方は対応されていると思いますけれども、20点まで行かないので変わらないと言われた。しかし、屋根の修理には200万円以上かかった。同じような被害でも熊本市は半壊で認められてるようだ。知人と話をすると、熊本市と基準が違うのではないか。一部損壊では、幾ら修理費が多額になっても一銭も出ない。住宅の応急修理は、全壊、半壊であれば57万6,000円最大で出ますけれども、そのほか生活再建支援金、災害見舞金などほとんど出ない。町の災害見舞金も、条例がありまして、私たちも賛成しましたが、一部損壊は全然入っていないので、どうしてだというふうに疑問を投げかけられました。職員の方にその方が尋ねられると、これは議会で決まったのだと言われて、もちろん私たち議員の責任も大きいなというふうに思います。

また、別の方は、一部損壊だったため、瓦の修理を業者に依頼したら、これは半壊ではないかと言われ、2次調査をお願いした。しかし、一部損壊は変わらなかった。屋根の修理は約200万円かかったと。この方も両方とも御高齢なので、なかなか経済的にも大変だというお話でした。

皆さんも御存じのように、8月30日付の熊日には、一部損壊にも行政の支援をとということで、その一部分だけ紹介しますけれども、避難所の人数が減ったといっても生活再建は何も進んでいない。工事を頼んでも、いつになるか全く分からない。一部損壊でも修理費は200万円、これはごく普通の話である。年金暮らしの高齢世帯や低所得世帯には、そんなお金はない。修理すら頼めないのである。一部損壊認定でも、世帯収入や修理費の額によって公的支援が受けられる施策を策定することは喫緊の課題ではなかろうかということで、この方はその後、議員や議会、そういうところの問題に対する取組を期待をされていました。

私が一番最初の通告に出していますのは、このように町民の方、4,000世帯あるわけですので、職員の方は町民の方と一番じかに接しておられて、被災調査を実際行っている町職員として、その実態をどういうふうに把握されておられるのか、そしてやっぱり改善が必要だと思っておられるのかどうか、この点についてまず初めにお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） おはようございます。

今回の平成28年熊本地震による住宅等の被害につきましては、災害対策基本法第90条の2の規定により、被災者からの申請があったときは写真、実地の方法により被害の状況を調査し、被害の程度を証明する罹災証明書を交付しております。罹災証明書の交付件数は、こちらの方は9月1日現在でしております、総額4,754件で、内訳といたしましては全壊15件、大規模半壊63件、半壊464件、一部損壊4,212件となっており、一部損壊の割合は全体の88.6%という状

況であります。

一部損壊でも修理費が多額に上るところもあり、町としては実態をどう把握しているのかとの御質問でございますが、町では罹災証明書の交付を行うに当たりまして、申請の際に被災家屋を実地で調査する1次調査を希望された場合には現地での調査を実施し、その結果に基づき証明書を発行しております。被災家屋の被害の状況は、このような現地での調査を行うことにより把握しているところです。

また、被害の額につきましては、災害救助法により、半壊または大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にある場合に、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管、配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に欠くことのできない部分を応急修理する住宅の応急修理制度がありますので、当該家屋の応急修理申し込みがなされたときに工事前の修理見積り、工事後の完了報告によりまして住宅の修理に係る費用の額を把握しているところですが、一部損壊については対象外であるため、修理に係る費用の額は把握しておりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） もちろん、全壊、半壊等の支援メニューは菊陽町の一覧を見れば分かりますので、十分分かるんですけども、私が今日問題にしたいのは一部損壊がどうかということなんですよね。

それで、一つは、昨日の熊日に載っていましたが、先ほど私もちょっと触れましたけれども、例えば熊本市と菊陽町、同じような状態で被害を受けている。知人の話だと、2次調査で熊本市は半壊になったと。で、いろんな支援を受けれると。でも、菊陽町の場合は一部損壊で、やはりおかしい、どうしてそうなるのかという質問が寄せられました。それで、これは熊本地震の住宅被害調査で市町村間にばらつきもというのが昨日報道されて、2次判定5割超えて重くということですよ。

この16市町村の家屋被害の2次調査を見ても、2次判定で重くなった件数が、割合だけで見ても、熊本市は63.5%のところは2次判定で、一部損壊から半壊とか、半壊から大規模半壊とか、そういうふうになつたということだと思いますけれども、63.5%です。菊陽町の場合は、2次判定を申し込まれた人が341件おられまして、それで重くなった件数が109件で32%です。

ちょっと私がここで分からないのを1つ質問しますけれども、また1次と2次の結果が異なった場合、菊陽町を除く15市町村が重い方を採用している、2次を優先するとした同町も1次より軽くなった事例は今のところないというふうに言われてますけれども、このところを少し説明していただけませんか。菊陽町を除いて15市町村が重い方を採用になつてるんですけども、菊陽町はなぜそうならないのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 1次調査といいますのは、通常、屋根、壁、基礎の外観調査でございます。2次調査につきましては、外観調査に含めまして内部の詳細まで見るような調査になっております。2次調査の方を重く見るというところで、基本的にはそういう考えで本町は調査に当たっております。ただ、1次調査、2次調査やりまして、本町の場合、1次調査もしっかりしておりますので、2次調査でその判定が覆るといふような事例は現段階ではあってないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） たしか内閣府の通達では重い方をとりなさいということで、そういうふうに菊陽町は対応してるということですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 当初は、どちらを採用してもいいというふうなところで内閣府から通達がございました。本町も、そういうところも踏まえまして、あくまでも2次調査をしっかりやっておりますので、2次調査の方も重点的にそれを生かさせていただいて。ただし、1次調査につきましてもしっかり見させていただいておりますので、1次調査で見れてない部分が2次調査の場合はあるかもしれませんので、そのときは重くなったというケースはございます。ただ、その逆というのは今のところ出ておらないというふうな状況でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません、私の理解がよくつかないんですけど、菊陽町を除いたほかの市町村は重い方を採用するという事なので、菊陽町も重い方を採用するという事ではないかというのとは一つ疑問があります。

それと、先ほどもお話しましたがけれども、例えば一部損壊で瓦の修理を業者に依頼したら、これは半壊ではないかと言われて2次調査をお願いしたという、先ほど紹介しましたがけれども、こういうケースはほかにもたくさんあるかと思えます。今日の熊日の報道では、チェックシートが熊本市とほかの市町村が違うのは熊本市の被害件数にもあると思えますけど、これは県とかに求めて同じように公平にしとかなないと、特に菊陽町は熊本市の情報が、熊本市との関係、お知り合いの方、職場、たくさんいらっしゃいますので、この辺は検討の余地があると思えますが、町長どういふふうにお考えなのかということと、それからしっかり役場の職員の方も調査をされていると思えますけれども、今日のこの方は、住宅被害調査の公平性というのでは地元職員以外の応援者が担うのが望ましいのではないかというふうな議論もあります。これは一遍にそういうふうに行くとは思いませんけれども、こういうことも含めて今後検討した方がいいのではないかと思います。この点についてはどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今、小林議員が言われるように、昨日、日曜日の熊日新聞に、熊本地震の

住宅被害調査について、その被害程度の判定に市町村でばらつきがあるというふうな記事が出ておりました。1次判定を不服として2次判定を受け、被害の程度が重くなった割合が、小林議員が言われましたように、熊本市で63.5%と最も高かったという記事であります。菊陽町は32%で、近隣の市町村では西原村が33.9%、益城町が47.4%、大津町が22.4%、合志市は、ここは仮設住宅をつくっておりませんので出ておりませんでした、集計中だということでありました。

熊本市が63.5%と最も高かった原因の一つに、熊本市を除く他の15市町村が2次調査で使う調査票の違いがあります。菊陽町では、近隣の市町村との均衡を考慮し、必要に応じて近隣市町村の担当者の情報交換等を行ってきたところであります。この会議に熊本市は入っていないようでありまして、また町内での調査の公平を確保するために、調査後に判定会を開いて程度の判定をしておるところであります。熊本市を除く市町村は、内閣府の方が出しております被害認定基準運用指針をもとにこの調査を進めてきています。

この被害調査が市町村の自治事務だから、指針の趣旨に沿えばよいというようなことではありません。今回の熊本地震は広域の災害であります。したがって、自治事務といえども、近隣の同一の被災をしている他の自治体との協調なくしては災害対応、復旧・復興はないと考えております。現に、菊陽町の避難所には近隣の市町村から避難してこられた方も多数おられたところであります。災害というのは1市町村だけに発生するものでない限り、その対応は近隣との協調なくしてはあり得ないところであります。熊本市も政令都市になられたということで、近隣市町村との協調なくしては行政はあり得ないというふうに考えているところであります。

したがって、今回の罹災証明発行、家屋被害判定について近隣市町村との相違が出ているということは今言われたとおりであります、いつかきちんとした形で熊本市の方からも御説明があると思っております。また、県についても、熊本市と近隣市町村との間で熊本地震に関してその対応に違いがあるということでもありますので、県内基礎自治体を統括する上部機関として、この調整をされることと思っております。

以上のとおり考えておりまして、これからの考えは、町村会に集約を、前から町村会長の方にも話はしておりますけれども、そういう要望して、県内の内閣府が示した判定の基準に基づいてやったところの市町村長とは一緒に、それぞれの意見を出し合って、県の方に要望はきちんと届けたいというふうに町村会長の方をお願いをしております。

町の職員は、福岡県の市町村職員を筆頭に県外から、また県内の市町村からも応援をいただいて、罹災証明を早く出そうということで、4月25日から現地の方も一緒に行ってもらってそういう調査を行ってきたところであります。このように、町職員や対応してくれた他の自治体の職員、そして被災された町民の方々が納得ができるよう、熊本市、熊本県の適切な対応が、こういう新聞記事も出ましたので、あろうかと考えてるところであります。いずれにしても、自治体間での同じような基準でやっておりますので、同じような課題を抱えておるとい

ますので、そういう面ではきちんと対応していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） こういうふうに大きな災害のとき、他県からの応援ももらってかなり努力をされているというのは十分承知してるんですけども、町民の目線でいえば、例えば2次調査をお願いすると、それまで家に何も手をつけられないし、それも待ってくれと言われて、もっとスピード感を持ってないかとか、あと義援金についてもそういう会議を経ての手元に来るといことも、かなり町民の方にとりましてはスピード感を持って対応してほしいという要望がありましたので、そのことはつけ加えときたいと思います。

それで、2番目の一部損壊については、これは1番とダブるんですけども、修復に数万円で済む被害から、先ほど言ってますように数百万円かかる場合もあります。一部損壊も、私が町民の方とお話しして考えますに、20点、点数があるんですけども、1点から5点ぐらいまでの損壊の方と、半壊に近い17、18、19という方と、本当に一緒にいいのかなという問題意識も持っています。もうちょっと細かくしていかないと、これだけ被害のときはもともとの制度も変えていかないといけないんじゃないかなというふうに思っています。

私も阪神大震災はすぐ直後に行きましたけれども、あそこは火災でかなり大きな被害でしたよね。それから、東北大震災は津波で、一瞬にして生活も暮らしも家も跡形もないというところが非常に多かったという災害でした。ただ、今回、菊陽町の場合は、修理をすれば、特に一部損壊の方などはきちんと住んでいけるということなので、そこに災害の違いはあるかなというふうに思います。

それで、一部損壊についてもそういうふうな柔軟な対応というのを今後ぜひ検討してほしいというふうに思いますし、支援制度も創設すべきだと思います。その一つの根拠として、災害救助法というのがありますけれども、もちろん私がお話ししなくても執行部の方は専門家ですので十分お分かりだと思いますが、その中で、救助法の中に特別基準というのがあります。ちょっと紹介をさせていただきます。

その特別基準ですけども、厚生労働大臣が定めた一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。これは、災害救助法の施行令の9条の2項です。災害は、先ほど話しましたように、地震だったり、津波だったり、台風だったり、その規模、態様、発生地域等により対応も大きく異なるので云々とあります。そして、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から柔軟に対応する必要があるということで、特別基準というのがあります。これで中越沖の地震のときなどは県が一定、補助に100万円とか50万円とか上乗せをすとか、あと熊本県でいえば北部豪雨災害のときに、例えば阿蘇市が床上浸水も半壊とみなして補助をすとか、そういうそこそこの地域の災害の実情に応じて柔軟に対応するというのが災害救助法の根本的な考えだというふうに私は理解しています。

町の職員の皆さんがどこまで被災者のニーズを把握できるか、そして町民の生活に寄り添っ

た対応ができるか、もちろんこれはお金もかかりますから町だけの対応ではできないと思います。町が県や国に相談して、どういうふうに関後対応していくのかというのが今問われているのではないかとこのように思っています。私は、町がとてもよかったと思いますのは、5月20日に熊本地震に関する要望書を、これは町村会でしたね、菊陽町と大津と一緒に要望書をすぐ早い段階でまとめて上げておられたのはとてもすごいなと思いました。よかったなというふうに思っていますけれども、災害が明らかになるにつれ、一部損壊への支援制度などについてはまだこのときは触れてなかったと思いますので、今後、県にも要望していただいて、こういう一部損壊に対する対応が、県としても対応していただくようにぜひ要望を上げていただきたいと思ひます。

先ほど町長は、今回の災害はとても広域による災害で、各市町村との対応が大事だというふうにおっしゃってましたので、ここは県が調整するのが県の仕事だと思いますが、町として、町長としてどうこの点について支援を求めていっていただけるかどうかお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の熊本地震でありますけれども、県の蒲島知事の方も発災後、国の方に要望を出されている中で、通常の対象になるもの以外のものについても支援をお願いしたいというのは当初出されているところであります。町の方からもいろいろ、災害救助法の適用あるいは激甚災害の指定になったということで要望活動をやっておりますが、その中の一つで、これは合志市も同じような状況でありますけれども、社会教育施設関係の方が特別被災地方公共団体の指定がない場合には国の支援というのが全くないということでありますので、うちも町民体育館、それから公民館も壊れておりますけれども、合志市の方はヴィーブルが壊れとることによって、ぜひどうにかやってもらえないかというふうな要望はやってるような状況でありますけれども、そういった中で、今回の被災されたところへの義援金あたりについては、県の方も義援金の審査委員会がありますし、町でもつくっておりますので、その中で県の方からおりてくる分については県の基準によったところを出しております。

ただ、一部損壊のことについて、支援金の方というのは国の方が2分の1負担して、残りの2分の1負担は全国ですね、都道府県で持っております金を出し合ってつくってある基金の中から出されると聞いてるところでありますので、その基準が今回は半壊以上ということになってるということであります。それで、一部損壊について、確かに小林議員が言われるような実際のお金がかかるとこのいうふうな話も聞きますけれども、今日の新聞にも出ておりましたけれども、これまでもいろんな被災の中でそういう議論があったということで出ておりました。そして、法律の中でしていくためには必ずどこかで線引きをしないとできないというのが国の公的なお金を出す場合にありますので、なかなか、被災された方の気持ちは分かりますけれども、その辺が思うようにいかないところがあるところ、対象になる人とならない人がありますけれども、そういう面については、さっきも言いましたようにそういうところがあるということで、

熊本市での調査の判定が違うという件については関係ある市町村と、それから特に町村会の方が中心になって、県の方にきちんと調整をしていただくような要望活動というのはまた続けたいと思ってるところであります。

そういう意味で、一部損壊の方に対する県の方への要望というのは、日ごろ県にもいろいろ要望には行きますけども、県の方から言われるのは財政力に応じてというふうなところがあって、特にうちの町とか合志市、それから大津町あたりには、自分たちのところはそういう力を持っておられる町だからということで、自分たちでやってくれないかというふうなことをよく言われるところであります。平たく言えば、菊陽町は裕福だから、こういうときには子どもが親孝行するようなところでやってくれないかと言われますけども、そういうときには親孝行というのは親が子どもをきちんと見ないとできないですよというふうなことを返してはおりますけども、そういった中で、単独でこういうことを要望してもなかなか一部損壊の方について県が動き出すというのはできませんので、同じような思いでみんなあとのところの市町村は今おりますので、その辺はきちんとまた県の方に、一部損壊の方でもこういう実態があるということは申し上げながら、よそからも出るかと思えますけども、そういう話はしていきたいというふうには思っております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、3番の、あわせて熊本県に寄せられた義援金を災害見舞金として一部損壊住宅の世帯にも支給されるよう要望できないかということで、これは今の答弁と重なるのかなというふうに思いますが、町長が今紹介された今日の熊日では、最後の方に、ただ実際に不公平感はある、対応としては自治体独自で一部損壊の被災者に義援金や見舞金を配分することも可能だ、協議会での調整など各自治体間で公平を損なわない配慮は必要だろうということで、県に上げる、そして自治体独自で見舞金や義援金を配分、検討するということが触れられていますが、4番のことに関係しますので、今のことを紹介しながら、例えば玉名市などでは一部損壊に対する補助が既に実施をされています。

玉名市は財政力は私もよく分かりませんが、玉名市は熊本地震に伴う被災住宅復旧事業補助金として、補助金の額は、中身は紹介しませんけれども、これは国の災害救助法及び被災者生活再建支援法の支援制度の対象とならない半壊及び一部損壊の住宅の復旧工事ですので、今議論してる一部損壊の分です。補助金の支給制度、2か年を設けることということで、補助金の額は20万円を上限として計算をするというふうになっています。これは9月30日まで申し込むようにということですけども、もっと延ばしてほしいということで我が党の市議員も言ってますが、これは見積書もなくとも対応できるということで、こういうような補助金制度があります。

それと、周りの市町村と検討されてるということですが、合志市では、これも被災した住宅、店舗の早期復興及び地震による影響を受けたところに対して、今まで1つの復旧工事、100万円以上の工事が対象だったんですけども、この前の議会でその緩和の要望があっ

て、50万円以上の工事に対応できるようにすると。そして、市内の業者でも市外の業者でも、工事をした場合は5万円商品券で助成をしますと。その5万円は市内の商店等で利用してくださいということで、町が全く手が出ないということではなくて、玉名市、それから合志市、そして宇城市も3万円等の補助ということで聞いていますが、こういうふうに各自治体で努力をされていますので菊陽町でも実施できないかどうかと、あと町に寄せられた義援金等配分委員会とかあると思いますが、そこでの町長の提案などもぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） それでは、3番、4番ということでしたので、まずは御質問の3番の方の義援金の方から答弁させていただきます。

災害義援金は、御承知のとおり、全国各地から熊本県、日本赤十字社及び共同募金会を通じて集まった災害の被災者に対する寄附であります。集まった義援金の合計は、平成28年8月1日現在で382億9,666万2,662円となっております。この義援金は、平成28年熊本地震義援金配分委員会において検討の上、決定し、市町村を通じて被災された方へ配分されているところであり、今までに3回の配分委員会が開催され、第1次から第3次の配分が行われております。配分対象、基準額は、人的被害として死亡、行方不明者1人当たり100万円、重傷で1人当たり10万円、住宅被害として全壊で1世帯当たり80万円、半壊で1世帯当たり40万円と決定されております。第3次配分までの各市町村への配分額は、累計で268億1,648万円となっております。

本町には、1億9,690万円の配分がされております。配分の内訳は、人的被害が重傷者9人で90万円、住宅被害が全壊15世帯で1,200万円、半壊460世帯分で1億8,400万円です。本町におきましては、菊陽町災害義援金配分委員会を設置し、6月17日、8月23日の2回、町の配分委員会を開催し、配分対象、基準額ともに熊本県と同じ内容と決定いたしました。これは、熊本県におきまして過去の大規模な災害での義援金配分の内容を考慮の上、県の配分委員会で決定されているところであり、本町においてこれを変更する理由はないという町の配分委員会の判断によるものであります。したがって、県の配分委員会が配分対象、基準額を変更すれば、町でも変更することとなります。

それから、設問の4番の玉名市さんなどの事例を挙げられましたが、御質問の一部損壊に対する補助は、確かに玉名市で、住宅、倉庫等の復旧工事等に対して補助の支給を行う制度として実施されているところであります。対象者は、言われました玉名市に住所を有している被災住宅に居住していた方、それと災害救助法、被災者生活再建支援法等が適用されないこと、次に対象事業は、被災住宅、倉庫等の復旧工事に要した費用が10万円を超えるものなどですね。対象経費は……

（16番小林久美子君「西本さん、そこ分かってますので。町はそのことをどう考えるかで」の声あり）

はい。合志市の方も商品券の方をされておるところでございますが、町の方では甚大な被害の復旧のための災害関連予算額として28億9,000万円を計上しております。内訳として、住宅の被害者支援関連として損壊した家屋の解体等補助1億7,000万円、災害ごみ処理費用5,600万円、応急修理費用1億4,000万円、災害見舞金2,800万円などの支援を実施しているところです。このように、災害関連におきまして各種の支援を行っており、町の財政状況も財政調整基金を取り崩して対応しているところです。今後も災害関連予算の計上が見込まれます。合志市や玉名市が実施している災害住宅への支援策は国の財政支援を伴わない支援であります。本町にとっては国や県の負担のない支援策は、将来この支援が恒久化したときに本町の財政を圧迫するおそれもあります。そのため、将来的な財政状況も見きわめながら、そして他市町村の支援策も勘案し、慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ということは、今までは全然検討してないということですね。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 今までにつきましては、災害救助法、それから被災者生活再建支援法によります国と県との協議、そういうものの中で被災された方に対する支援の協議が行われておりましたので、それを見守った形で、県内市町村全域の中で被災がっておりますので、同じ形で県の方で対応していただくように、その対応を見守っている状況でございました。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） こういう災害のときは見守るだけではだめだと思います。町の職員の方が一番罹災証明をとりに来られる町民の方からお話を聞かれているし、そして実際そのお宅まで行っていろいろな把握をされています。本当に点数、17、18、19、あと少しで半壊、その方たちは半壊と変わらないわけですよ、一部損壊って。そういうのを肌で感じているのが、今、町の職員ではないでしょうか。そして、職員の方にも、私だけではなくて、もっと職員の方に町民の方は、熊本市はこれでは半壊だと、何で自分のところはならないのかと。そして、今まで自分は真面目に税金を、そういうふうと言われるんですよね、真面目にずっと納めてきたって。そして、こういう被害があつて何百万円もかかる。でも、実際は一部損壊で、全く解体費も何も出ない、見舞金さえないと。どうして議員は見舞金でそういう意見を出してくれなかったんですかと私は言われました。そういうふうに、どこまで被災者のニーズを把握できるかがかかっていると思います。

ですから、今、熊日もこういうふうに、被害の実態に即しているのか、判定がこれでいいのか、一部損壊は本当に重い人と軽い人をもっと検討した方がいいのか、総合的に議論すべきだというときに、ただ国の政策がそうだから県の方向を見守っています、これだけではだめだと私は思います。災害後、非常に皆さんが努力されているのには感謝しますが、こういうときは

ぜひ町民のニーズをしっかりと把握していただいて、合志市や周りでできてることはやろうと思えばできると思います。何も恒久してずっとそれをやっってくださいという要望してるわけではありませんし、財政的にも、そういう気持ちで職員が対応していただいて、1万円でも2万円でも見舞金を出すとか、それであれば分かるんですけども、何もないと言われると、というのが町民の率直な気持ちですので、ぜひこの件については今後検討していただきたいということを要望しておきます。

それでは、立野ダムについてです。これは、私が皆さんの、議員のところと町長、副町長の手元にお渡ししました写真です。8月23日の午前中、猛暑の中、倒れそうになりながら、国土交通省、ダムの担当者の方10名ほどに案内してもらって見に行ったところです。

皆さん、今、立野ダムの現場はどうなっていると思ってるでしょうか。私たち議員は、立野ダムに説明、視察に行ったことがあります。もう全然変わっています。熊本地震による立野の崩壊写真は広く報道で伝わっていますし、阿蘇大橋の崩落などは皆さん十分御存じです。こんなところにダムをつくるんですかと、被災者や被災地域の救援、復興が先ではないですかというふうに言われます。

工事現場、見てみました。工事現場の事務所もありません。仮排水路をつくっていましたが、それは流木で塞がっていました。菊陽町の議員で視察に行っていたあの工事現場の橋も流されていまして、一部分に流木が絡みついていた。そして、私たちは、柱状節理の下の洞窟というか、そういうところでハンマーを持って、ここは岩盤がかたいですというのを国土交通省の担当者の方から説明を受けて、そうだなと思って帰ってきたというのが、私はそう思っていないけれども、そういうことも視察でありましたけれども、その柱状節理の下の道路は跡形もありません。全部崩落で埋まっています。しかし、国交省はわずか3回の委員会を開いて、予算に間に合わせようということだと思いますけれども、ダムは大丈夫だと早々に宣言しています。工事は1年遅れるというのが報道されていました。

しかし、皆さんも見ていただくと分かると思いますが、下の方の写真は長陽大橋方面を東海大の方から、左の方ですけれども、東海大の方から見たものです。右の方も、東海大学側から見た崩落の現場です。この下の方に立野ダムをつくっていくというわけで、右上ですけれども、これは下流から上流を臨んでダム本体の予定地を見たものです。ここの崩れているところに道路があったわけですが、それはありません。これは、柱状節理はほとんど上から崩落がしてるというような状況で、大丈夫だということで国は言っていますが、日本学術会議の熊本地震緊急報告会5月2日で示されたのは、既存の活断層とは異なるところで長さ約5キロメートルの地表地震断層を発見したとされています。

ですから、今、熊本地震がありましたけれども、この地震の活断層はまだまだ分からないところがたくさんあるということです。熊本市内でも新たな活断層が発見されました。阿蘇の山の下にも活断層が通ってると思いますけれども、活断層の調査がなかなかできないので、そこで止まっていますが、本当にわずか3回の委員会で大丈夫だと早々に宣言していいのか、私は

疑問に感じています。もっと地形調査、トレンチ調査、地下構造調査などを行うべきではないかというふうに思っています。

今日、特に皆さんに、1番、2番と書いていますが、私はぜひ町長や議員や町民の皆さんにも現場を直接見ていただきたい、このことが今日一番言いたいところです。2番目のダム建設予定地の工事用の橋も既に流されており、橋脚に流木などが絡みついているにもかかわらず、国土交通省は、直径5メートルの穴が3つあるんですけども、そこには流木も詰まらない、そして大きな石も詰まらないんだ、その前にスクリーンを置くから詰まらないというふうに言っていますが、橋も流され、道路も流され、仮排水口の入り口も土砂で埋まっている、そしてダム予定河川には熊本地震とその後の6月の洪水で約100トンの土砂が流入したと言われていいます。試験湛水、洪水により満杯状態時に大量の斜面からの崩壊、崩落が発生すれば、本当に濁流や流木などがダムを超え、下流を襲うことになりはしないかと懸念をしています。

また、これからの予算も500億円では、このダムの工事費は900億円ですから、500億円今後入れると言っていますが、500億円では恐らく足りないのではないのでしょうか。今の工事をできるようにするにもかなりのお金がかかると思います。私は、そういうお金があるのであれば、その予算を本当に今必要な国道の復旧とか生活の復興とか、そういうところに優先すべきではないかと思って、この質問をしたところです。

それから、時間の関係もありますので、もう一言だけお話をします。これは、林野庁がつくっている立野ダム周辺の、皆さんのお手元に資料はありませんけれども、崩落、崩壊をしたところが赤い印でついたところです。そして、黒いところが地割れのところです。この前、私が東海大の方から行きましたら、その下の方もまだまだ地割れがありまして、恐らく、また雨が降れば地割れのところから崩落していくのではないかという危険を感じました。このようなところにダムはつくるべきではないと私は思っていますが、ぜひ現場を見に行く機会をつくれないうことと、このことについての町長の見解をお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回の地震によりまして、国道57号線をはじめ、熊本地震からの復旧・復興はいずれも大変重要であると考えております。同様に、国等におかれましても、九州北部豪雨のような大洪水から町民の命や暮らしを守る抜本的な治水というのはしっかり取り組んでいただきたいと考えております。本件に限ったことではありませんけれども、今後とも必要があれば現場をしっかりと自分の目で見て、国や県に要望はしていきたいと考えております。

そういった中で、熊本地震後の立野ダムの安全性については、事業者である国において確認、評価すべき事柄だと認識してるところであります。既に国では、議員も言われましたけども、学者等から成る立野ダム建設に係る技術委員会において技術的な確認、評価を得られて、熊本地震後の状況を踏まえても、放流口内に流木や巨石が固定化されるような閉塞を生じることとはなく、洪水調整能力にも影響がないと考えられるというふうな結論が得られたということをお伺いしております。

そういうふうな状況でありますので、いずれにしてもダムというものは、国の方が持つておられます立野ダム建設に係る技術委員会における評価を得られたということでありますので、本町としては国にさらなる、今の段階でそういう答えをもらっておりますので、今のところどうこうしてくれという要望をすることは考えておりません。とにかく、立野ダムも、それから白川の改修も両方要るんだということで、関係自治体と期成会も含んで要望活動はやっておりますので、今後とも、来年から本体の工事に、今年の方が来年に延ばしてありますけども、そういう意味では事業者である国の方できちんと進めていただきたい、そう思っております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今日には熊本地震と立野ダムということを取り上げました。一番は現場を見て、後藤町長、もちろん立野ダムだったり、町内の現場だったり、そして町民の皆さんの意見をじかに聞いていただいて、町民の声に寄り添って町政を進めていただきたいというふうに思います。国や県の町にならずに、そこから発信してほしいというふうに思っています。

私は、先日、熊本市の包括支援センターの方が地域の自治会と、既に、地震を経て、振り返ってよかったこと、改善すべきことをまとめておられました。菊陽町も復興の座談会をするということですが、地域のそういう下からの地震に向けてのいろんな取組、それが災害に強いまちづくりにつながっていくのではないかと、現場、地域に寄り添う、そして地域の人々の顔が見えてお互いに話し合う、そして熊本地震から学んで、災害に強いまちづくりを私も一緒に進めていきたいということを最後に発言して、終わります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆様おはようございます。議員番号3番、公明党の西本友春です。

今回の熊本地震において、幸い、菊陽町においては直接や関連で亡くなられた方の情報は確認できていませんが、災害を受けられました住民の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

また、発生当時から、町職員の皆様、また消防団、自治会の皆様、それから復興に向けて商工業者様、またボランティアの方々の支援に心から感謝申し上げます。

防災に関しては、初当選後の27年6月、12月と2回質問をさせていただきました。その中での検討事項の再確認と、新たな提案も含めた形での質問とさせていただきます。

また、町では8月22日を筆頭に、菊陽町熊本地震復旧・復興計画策定に向けた座談会を今ま

で4回行われ、また9月20日、24日、計6回で実施され、それを10月には取りまとめをするというようなことを説明がなされております。そういう部分でも、今回の質問でいろいろなことが期待されると思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、質問席に移動させていただきます。

今回の地震においては、今までに経験したことのない大きな被災のために、町指定の避難所では収容できない状況が発生しており、さまざまな理由から地域の公民館等を利用することとなりました。そのような中において、自主防災組織は非常に大きな役割を果たすものであり、熊本県の発表資料によりますと、平成27年10月1日現在で県の平均が78.5%で菊陽町は71.5%となっており、県下45市町村の中で39番目に低い組織率となっています。最新のデータでは、現在の自主防災組織の組織率はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、私の方から全体的なところでお答えしたいと思います。

西本議員におかれましては、今回の熊本地震の14日の発生時から役場等において給水支援等到大変お手伝いをいただいたところであります。また、先週、余震も大分おさまったかなと思うときに震度5弱の余震が発生したところでありますけれども、そのときもいち早く役場の方に駆けつけていただいたということで、今日の質問もそうでありますけれども、日ごろから地域の防災活動に熱心に取り組んでいただいておりますことに対しまして感謝申し上げます。

今回の熊本地震のような大規模な災害時は、自助、共助、公助が互いに連携し、一体となることで被害を最小限にできるものとともに、早期の復旧・復興につながるものと考えております。熊本地震からの復旧・復興計画の策定に向け、8月22日から小学校区単位で町民の皆様の御意見を聞く座談会を開催しているところであります。この座談会におきましても、地域防災計画の見直しや自主防災組織の必要性、重要性についての御意見、御要望が上がっておりますので、こういった意見を大切にしながら検討してまいりたいと考えております。また、現在の防災行政無線を充実させるとともに、高齢者や避難行動要支援者等に対する情報発信についても検討する必要があると考えてるところであります。さらに、新たな情報提供につきましても、その方法、財源等について検証、検討を行うなどして、多様な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

議員の御質問の具体的な内容につきましては、この後、担当課長の方から答弁させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。

まず第1点に、自主防災組織の組織率はということでございますけれども、菊陽町の自主防災組織の組織率は、平成28年4月1日現在でございますけれども、81.9%となっております。前年比の16.8%増となっております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 81.9%と非常に取組が見えてるとこなんですけども、県の危機管理防災課に確認したときに、最終整理はできていないが、27年度末の県の目標80%に対して見込み値では80.6%との回答でした。27年4月1日現在でのデータでは、全国平均が81%、熊本県は74.9%から78.5%と3.6%の伸び率となっていますが、まだまだ全国47都道府県中40位でございいます。菊陽町も26年度は20.3%増加、27年4月から10月にかけては6.4%と、3番目の伸び率というふうにはなっております。それから、先ほどの81.9ということで県目標までは来ておりますが、今回の災害を考えますと、自主防災組織率は100%を目指すのが必要だと考えておりますが、町としての最終目標値はどこまで考えてるか、考えがあれば回答をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 町としましても、今回の熊本地震を踏まえ、災害時等における自主防災組織の必要性から、組織率の向上は重要な課題であると認識しております。今後も、全ての自治会で組織されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 熊本県は、活動助成金として設立後の2年目、3年目は2万円ずつ助成を行っていますが、平成28年度は新たな自主防災組織設立に伴う補助を廃止しています。先ほど、できるだけ自主防災組織をつくっていくという回答でございましたが、熊本県の廃止された差額を含めて、新たな自主防災組織設立に伴う町からの補助はどのように考えているのか質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 議員おっしゃられるとおり、昨年度まで熊本県が設立助成金と2年目、3年目の活動助成金ということで補助事業をやっておりました。本町は独自に、新規設立補助としまして5万円、それと活動活性化補助金として毎年4万円を支給しております。熊本県からの活動助成金は先ほど申しましたとおり終了いたしておりますけれども、今回の地震を踏まえ、熊本県においても自主防災組織の必要性は十分認識されておると考えております。新規設立補助金等については、今後も熊本県に対しまして補助要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 補助要望ということで、逆に言うと、県の補助がなくても町としてはそれに見合う補助をやっていただきたいと。今回の震災で自主防災組織の必要性は多くの人が痛感していると考えておりますので、自主防災組織100%を目指して、町も補助金等と組織設立までのサポートの継続事業を強く要請をいたします。

続きまして、防災士は、自助、共助、協働を原則として社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得した日本防災士機構が承認した人を言います。平成15年10月、防災士第1号が誕生して以来、平成28年7月末では11万

3,575名の防災士が認証されております。最近、内外で災害が多発していることを反映して関心が高まり、受験者が急増しています。

大災害が発生したときに、その被害の規模が大きいほど公的な支援の到着が遅れるという現実に対応するために、消防、自衛隊等の公共機関が機能するまでの間、各自の家庭はもとより、地域や職場において人々の生命や財産にかかわる被害が少しでも軽減されるよう、被災現場で実際の役に立つ活動を行うことが大きく期待されており、まさしく今回の熊本地震では行政指定以外での避難が数多くの場所で行われました。その中においては、防災士の役割と働きが大いに期待されますが、災害時における防災士の役割と必要性をどのように考えているのか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 今、西本議員の方からもおっしゃられたとおり、私の答弁する内容をおっしゃられたような感じはするんですけども、議員おっしゃられるとおり、防災士は特定非営利活動法人の日本防災士機構が認証した資格でありまして、自助、共助、協働を原則として社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得した人でございます。

先ほどおっしゃられましたとおり、今回の熊本地震のような大規模災害が発生したときに、公的な機関が当然送れるという状況がございます。その場合、議員おっしゃられたとおり、消防や警察、自衛隊等、今回は警察、自衛隊、いち早く要請に応じて支援をされておられるわけですけども、当然、自主防災組織のような自助、共助が重要と思っております。

先ほどおっしゃられたとおり、自助、自宅、家庭、それと地域や職場において実際に指導的立場の人、リーダーとなる人、そういう資格のある人が重要かと思っております。その資格となる人は、防災士の資格を取ってある方は大変リーダー的に重要と考えておりますので、今後、被災現場の実際に役に立つ立場で活動していただける防災士、これは大変重要と思っております。あわせて、各自の所属する地域や団体、企業の要請を受けて避難、救助、避難所の運営に当たり、地域自治体の公的な組織やボランティアの人たちと協働して活動するようなことも防災士には期待されているというふうに考えております。

また、防災に関する一定のレベルの知識と技術を持って減災と防災に実効ある大きな役割を果たして活躍することで、地域や職場において価値ある存在として高い評価と期待が持たれるようになってきておりまして、災害時における防災士のニーズは大変高まりつつあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 一昨年9月に町主催で防災士養成講座を実施し、昨年の5月に防災士連絡会を設立し、防災士が70名以上存在し、年間行動計画も指導員との合同研修や各地域での防災訓練などを実施している大津町の議員と総務課に確認をいたしました。数値としての働きは

取りまとめることは今はできていないが、今回の地震においては何名もの防災士が中心的立場として、被害が少しでも軽減されるよう、後片づけや復旧作業に活躍されていたとの言葉を聞いているとのことでした。菊陽町におきましても、今後、災害発生直後から住民の安全確保、被害の軽減、いち早い復旧・復興活動への着手、何といても安心感の共有化のために、今後の防災士育成計画を町はどのように考えているのか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 菊陽町地域防災計画の中にも明記しておりますとおり、自主防災活動を活発にするため、リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーの育成を図りたいというふうに考えております。これ前回もそのように答弁させておりますけれども、また熊本県においても、市町村が行う自主防災組織の設立促進、活動活性化を支援する目的として熊本県地域防災コーディネーター養成研修が開催されておりますので、積極的な参加を促したいというふうに考えております。

この熊本県地域防災リーダーの養成研修、これ議員の方もおっしゃられておりましたけれども、火の国ぼうさい塾というのがございますけれども、防災士資格の受験のための講習修了者として養成研修を終えれば認められるということでございますので、防災士資格の取得に大いに役立つものと考えております。この研修に昨年度も申し込みましたけれども、定員100名ということで受講できておりません。今年度も申し込みを考えておりますが、熊本地震の直後ということもありまして、受講希望が高くなるということでお聞きしております。そういうこともありまして、日本防災士機構の協力を得て独自に開催することも検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 前向きな回答ではあるんですけど、今、町から説明ありましたが、平成28年7月現在の47都道府県別で成人における防災士比率の順位は、熊本県は38位で1,124名、1位の隣の大分県は7,632名となっております。熊本県においては、先ほど防災士養成講座として火の国ぼうさい塾、毎年開催しており、定数が100名ということで、通年が120から130の応募で、昨年が170名の応募があったと聞いております。先ほど、菊陽町としても広報活動を行って参加を促すということでしたが、できるだけ多くのメンバーを逆に言うことと選出していただくような形で受講に向けて取り組んでいただくことと、それから防災士の資格を取るのには、受講料は今回、熊本の火の国ぼうさい塾は要りませんが、逆に受験料が3,000円、それから認証登録料が5,000円という個人負担が発生をいたします。町のそこに対する補助というものはどのように考えているのか、回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、防災士の資格を取るため

には、まずは養成研修ということで3日、4日の研修が必要となると思っております。先ほど議員おっしゃられたとおり、火の国ぼうさい塾につきましては、その受験資格を得ることができるといことで、大変有意義な研修だと思っております。ただ、これに関して、なかなか定数100名ということのできない場合もありますので、先ほど申しましたとおり、防災士機構というのがありまして、こちらの方が講師を派遣していただいて資格を取るというふうな研修会もございますので、これも本町だけでなく、26年度、大津町さんの方もそういうことをやられておりましたので、その辺を参考に独自でも開催する方向で考えております。あわせて、先ほど申されましたとおり、受講料と申請料というのがございますので、この辺も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 実際、私、本来であれば大津町さんがやったように防災士協会の検討をお願いしたいとこだわったんですけど、先に回答が出てるものですから、ちょっと。

ちなみに、参考に申しますと、防災士の合格率が約90%ということに、聞いてるところによりますと約90%ぐらいが合格するということがございますので、先ほど言いましたぼうさい塾は、昨年は、今年になりますけども、2月、3月の3日間で実施をしております。ですから、私自身もできるだけそういう部分に参加をさせていただきたいと思いますが、どうか、今年度は無理でしょうけど、28年度、防災士育成の検討等、ぜひ今後の防災計画の中に盛り込んでいただければというふうに思っております。

続きまして、菊陽町の防災無線はデジタル化への設備更改から4年となり、新たな住宅地形成に伴い、聞きづらい地域の把握と子局の増設を検討するとの昨年6月の一般質問の回答でしたが、検討は行ったのか、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 防災行政無線に関しましては、平成24年度、25年度の2か年で、菊陽町役場親局及び武蔵ヶ丘の再送信子局、それと各自治会で屋外拡声子局として55か所の整備を行っております。これ国が進めております防災行政無線のデジタル化への移行推進に対応するとともに、平成元年3月に整備しましたアナログ機器をデジタル機器へと更新を行ったものでございます。防災行政無線は町内全てのエリアを網羅するよう設計しております。アナログからデジタルへの更新時に、区長、自治会長への聞き取り調査を含めた事前調査を行うとともに、デジタル化のときに光の森地域に2か所の子局を増設しております。

しかしながら、更新時から4年を経過しており、新たな住宅地も形成されておりますので、聞き取りづらい地域もあるかと思えます。このような地域に対しましては、子局の増設も踏まえた検討が必要というふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ということは、昨年はまだ行ってなかったということではよろしいんですかね。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 昨年対応しましたのは、子局の増設というよりもスピーカーの調整を行っております。スピーカーが子局に3つほどありますけれども、遠くへ飛ばすスピーカーとか近くで広域的に聞こえるスピーカー、そういうもので調整しております、子局の増設は昨年度は行っておりません。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 昨年の回答の中で、議員宅18台、区長、自治会長60台、民生委員・児童委員のところが50台、消防団幹部のところに13台、白川兩岸の自治会長、役員宅に24台、その他10台ということで、戸別受信機が175台設置されているとの回答でしたが、災害情報の収集伝達手段であり、情報により早期避難が可能となり、被害の拡大を解消することができる防災無線ではございます。避難行動要支援及び老人ホームやグループホーム等への戸別受信機の無償貸し付けは考えられないか、町はどのように考えているのか、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 今、議員がおっしゃられたとおり、戸別受信機、町内に175台ほど設置させていただいております。御質問の避難行動要支援者、それと老人ホーム、グループホーム等ということで、要支援者数と申しますのが、実際届け出しているのは815名ということなんですけれども、総数的には3,000名ほどおられるんじゃないかなということでございます。それとあわせて、老人ホームが9施設、グループホームが3施設、町内にございます。戸別受信機の無償貸し付けを考えているのかという御質問だと思いますけれども、町内の全世帯への無償貸し付けは考えておりませんが、先ほど申されました老人ホームやグループホーム等への福祉施設への無償貸し付けは検討したいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今回の震災での防災無線は、私自身なかなか聞き取りづらくて、外に出ても聞き取りづらい部分ではございました。ましてや雨音のする家の中では全く聞こえない状況だと思います。確かに、今、町が行われております座談会の中でも、防災無線のことは意見を頂戴しているところではございます。

先ほど、そういう施設への検討を行うということではございましたが、私、それにつけ加えて、大分県の国東市では戸別受信機、全戸に貸し出ししてありますが、それ以外の事業所ですね、普通の事業所への設置について無償で貸し出しをしておりますということで、それはどういうところかということ、もちろん公共機関、児童施設、避難所として指定されている施設、介護、福祉施設のうちの入所施設ということと、あとは災害対策基本法による指定公共機関、郵便、電気、ガス、輸送、通信事業者等ということになっております。また、災害防災に関する協定を締結している団体の施設ということで、先ほど質問させていただいた以外に、今後ますます必要とされる、まず防災士宅、それと消防団員のお宅、それと多くの人が利用し、情報の伝達

が期待されるコンビニ、避難所や、今まだ避難所にも防災無線入ってませんでしたから避難所や、今回は公民館等にも避難をさせていただいておりますので、そういうところへの戸別受信機の無償貸し付けも加えていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほど言われました指定避難所、現在、指定避難所につきましても町の公共施設の方に指定避難所として位置づけております。町の公共施設におきましても、ほとんどのところに戸別受信機を設置しております。ただ、今議員がおっしゃいましたとおり、企業とか事業所とか、そういうところについてはまだ未設置ということはございます。これらにつきましては、事業所等の必要性とかそういうのもございますので、その辺は協議させていただきながら、導入については検討させていただくならというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど町長も、防災無線についても前向きな検討をということでございましたので、今後の策定の中にそれもぜひ盛り込んでいただきたいというふうに要請いたします。

続きまして、情報提供についてということで、27年度策定予定のタイムラインの策定は完了していると思いますが、周知はどのように行ったのか、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） まず、昨年6月の一般質問でタイムラインということで議員がおっしゃったかと思いますが、再度タイムラインの説明をさせていただきたいというふうに考えております。

タイムラインとは事前防災行動計画と呼ばれるものでございまして、予想できる台風や豪雨などの水害に備えるものです。台風の場合は、上陸時間から逆算して、いつ誰が何をするかということを事前に決めて対策を練っておく新しい防災対策です。簡単に言うと、県や町がつくる防災行動計画で、災害対策の時間割りのようなものでございます。米国式タイムラインというのが始まりでございまして、防災にかかわる組織が連携し、事前調整を図りながら、ハリケーンに対するそれぞれの役割や対応行動を定めたものでございます。

タイムラインの策定についてでございますけれども、昨年6月議会において、県が策定したタイムラインを活用し、適時的確な防災、減災活動に取り組むとともに、隣接自治体であります大津町と連携し、早急に策定したいというふうに答弁したかと思っております。その後、大津町の防災担当者等と協議を重ねまして、本年3月に素案は作成しております。本年6月の菊陽町地域防災会議におきまして策定報告を行うこととしておりましたけれども、4月に発生しました熊本地震の関係で周知できていない状況であります。菊陽町の素案的なものは策定いたしております。

今後、台風の時期、昨日も来ましたが、台風の時期とも重なりますので、ホームペー

ジにアップするなど周知に努めたいというふうに考えております。また、熊本地震の対応等についての検証、地域防災計画の方向性を検証する必要があるため、今後、菊陽町地域防災会議を開催し、防災関係者等の意見をお聞きしたいというふうに現段階では考えておるところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほどおっしゃいました、一緒に検討していくということで、大津町の方では既にこういう形で、4月前にはホームページで、大規模風水害に関する大津町タイムラインとしてPDFという形で提供をされてはおります。住民に対する情報提供として、PDFでホームページで提供するという事は費用もかからない、今後ウェブによる情報提供を町の方でもするという事だったのでございましたので、その質問はやめます。

それから、今回の災害においては昼夜にかかわらず問い合わせが頻繁にあったと思います。現実、私が総務課の方に伺ったときも、職員さんが常に電話で対応されていたことを記憶しております。また、時とともに問い合わせ事項も変化していきますが、災害時の情報提供や行政からの情報提供はどのように行っているのか、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 一般的には、公共放送による情報提供がございます。

今回の地震時は、停電等の影響によりましてラジオによる情報提供が有効であったとお聞きしております。

行政からの情報提供としましては、防災行政無線やホームページ等を活用した情報発信、区长や自治会長を通じた情報発信、これにつきましては配布物、回覧板、電話、ファクス、町の災害対策本部から県の災害対策本部を通じてテレビ、ラジオ、新聞等での情報発信を行っております。また、熊本県では、土砂災害や洪水などの災害の危険性が高くなった場合など、県民の携帯電話やパソコンに気象情報や河川の水位情報を配信する熊本県防災情報メールサービスを実施しております。この熊本県防災情報メールサービスは、町が発信する防災情報も得ることができます。このようなことから、有効な情報収集の手段と言えます。登録方法も簡単であり、誰でも利用可能となっておりますので、ぜひ登録をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 今、課長が言われました県の防災情報メールサービス、もちろん私も登録して、特に菊陽町の水位まで、いろんなのがあったときには来るように登録は私もしておるんですけども、これはまた大津町の情報で申し訳ございませんが、いいものであれば、余りお金がかからないものはぜひまねっことして取り入れていただきたいと思って紹介をいたします。

大津町には、総合情報メールサービスからいもくんを、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、生活に役立つ行政情報や観光情報、安心して暮らせるための防災、防犯情報などの

さまざまな役立つ情報を迅速、正確にお知らせするシステムです。運用当初は1,000名ほどの登録だったみたいですが、最新の状況は把握していないが、徐々に増えているとのことでした。また、利用者の声を聞いたら、今回は地震関係のさまざまな情報が提供され、利用していない人にはメールで転送し、助かったとの声をいただいたとのことでした。今回の震災で登録者が増えていることは容易に想像できます。毎月の町の広報紙、これですね、大津町の広報紙のこの裏側にQRコードを印刷して、登録者の推進も簡単に登録できるように図っているということでした。

菊陽町においても同等の情報メールサービスの導入をぜひ行ってもらいたいというふうに思いますが、導入の可能性について町はどのように考えているのか、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 大津町のからいもくんにつきましては、防災情報だけでなく観光、それと一般の行政サービスの情報等、そういうものを周知するツールかと思っております。本町もその辺は十分承知しております、本町においては防災行政無線を補完し、安心・安全なまちづくりに貢献するということで、熊本市でも行っておりますけれども、緊急告知のFMラジオ導入を熊本市で導入しておりますので、これはコミュニティFMやケーブルテレビ局を媒体として緊急告知放送するものでございます。本町におきましても、ケーブルテレビ局、約8割は網羅してるということでございますので、今後、導入に向けて、国の助成制度があるかなどを含めて、そちらの方を積極的に検討してまいりたいというふうなところで現段階では考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） FMネットでの周知事項ということですよ、県がやってる。隣の大津町は今年度予算はついてはいるみたいですけど、菊陽はついてはたしかいなかったというふうに思っていますが、それでよかったんですよ、それを今後また検討するという。

その負担金、ごめんなさい、負担金幾らかを覚えてないんで、そこまで調べてなくて申し訳ございませんが、今、検討するというのでございましたので、ちなみに菊陽町では、ホームページの保守、運用については平成27年度に77万8,000円を支出をしております。大津町の本システム、年間で33万8,000円という、払う部分で安価で提供できておりますので、逆に言うと、町独自の情報発信、県のホームページ使って、その発信もいいんですけども、町独自のやつ、それが皆さんが安心してそういう情報を聞けるという部分になりますので、町のいろんな情報が発信できるわけでございますので、年間33万8,000円という金額でございますので、再度、これについてはぜひ導入に向けた検討をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 大津町さんのからいもくんについては承知してるところです。その辺は大津町からお聞きするとか検証するとかして、その辺から始めたいというふう

に考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ぜひ大津町の担当の方と打ち合わせをしていただいて、導入実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、最後になりますが、大丈夫、誰も電話が繋がらない、地震発生20分後、益城町の自営業のスマートフォンに鹿児島県在住の父からLINEでメッセージが届き、大丈夫だよと返信、グループ機能で別々に住む家族と共有され、全員の無事が確認できたと、熊本地震ではソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNSが安否確認などで有効に使われました。災害時の情報ツールとして定着する一方で、被災地ではバーベキューが振る舞われる、何月何日に大地震が来る、動物園のライオンが逃げたなどのデマもSNSを通じて流れ、負の側面もあり、利用する側の注意が必要だと思います。

また、大西熊本市長のフォロワーは約3万人から約7万人に倍増、大西市長は、市長には一番情報が集まるし、反応を見て必要な情報を出せる、市長からの情報はほぼ間違いのないと思ってもらえるので有効活用できると話をされています。今後、町としても必要不可欠な情報発信のツールと確信していますが、新たな情報提供の方法をどのように町は考えているのか、回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 熊本地震の復旧・復興に向けた取組の中で、災害時の情報発信、収集機能の強化として、防災行政無線やインターネット等を活用した多様な情報発信に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。また、議員おっしゃったとおり、SNSを活用することも有効な方法と考えております。

しかしながら、議員おっしゃられたとおり、震災時には、熊本動植物園から先ほど言われたようにライオンが逃げた、益城と大津では強姦が4月17日現在で12件あります、あと空き巣被害も多発している、空き巣は山口ナンバーと福山ナンバーのハイエースが目撃されていますなどの流言飛語が流れていたということもありまして、情報管理には慎重に対応する必要があります。このような流言飛語に対する情報の選別のための体制整備や、情報の選別の考え方や基準の整理が必要でありますので、SNSでの情報提供につきましては警察等との関係機関と協議して慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど私が言った負の一面だけが導入に向けた足を引っ張るようなイメージでとられますけれども、先ほどの大西市長のコメントにもございましたが、SNSで流れた情報は正式なSNSの、ツイッターにしてもそうですけれども、そういうやつで発信しないと否定ができないんですね。ですからこそ、町が提供する情報というのは信用が置けるわけですから、皆さんそれを見て、逆に言うとデマのSNS情報は間違いなんだということに気づくわけがございますので、情報の扱い方、提供の仕方というのは非常に慎重にやらなくちゃいけま

せんが、そういう物事が発生したときに、速攻で誤った情報を否定するにはそれしか方法がないというふうに考えておりますので、そこの件についてもうちょっと角度を変えていただいて、導入検討に向けた、再度質問しますけど、そういう部分で角度変えていただいて前向きな検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、SNSを運用するということは情報の選別と体制整備も必要かと思っております。その辺も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） SNSもそんなに、余りかたく考えずに、正確な情報をただこういうのがありますという形で流すだけで結構だというふうに私は解釈しておりますので、ぜひ前向きな検討をしていただき、より安全で安心、皆さん特に情報というのはそれで錯綜したりしますんで、皆さんの安心を生むためにも前向きな検討をしていただき、私ども議員もそれに向けては、今回町が策定される防災計画にもぜひいろんなことでお手伝いをさせていただければあれかと思っておりますけれども、ぜひ前向きな検討で今後の復興に向けた取組をお願いしたいと思っております。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

昼食休憩といたします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時58分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号17番甲斐榮治、一般質問をいたします。

去る、と言ってはまだいけませんけれども、熊本震災のときに被災をされた方々にお見舞いを申し上げますとともに、復旧・復興に力を尽くされた方々には感謝を申し上げたいと思っております。

まだ平成28年熊本地震は収束をしておりません。最近になっても震度3、震度5弱ですか、そういった地震がまだ起きておりますし、収束しておりません。震災からの復興もまだ途上です。議会としまして、6月議会は震災の復興に関する作業が一番ということで、議会は1日だけということで、行政の皆さんが復興に当たられる、そのことを考慮して今日に至っております。被災者といえばほとんど全てなんですけれども、どうも、私自身もそうなんですけれども、心理的に震災の前の状況と今の状況がストレートにつながらないという心理状況を経験

いたしました。何か世界が違ってしまったような、一種の錯覚だと思えますけれども、そういう状況でございます。今日は、その前と後ろをつなぐ一歩にしたいという意味で一般質問を行いたいと思えます。

それで、先ほど申し上げましたように震災の復旧・復興がまず真っ先の優先すべき課題でありますけれども、そろそろ私たちのまちづくりの課題が何であったか、震災前のことなんですかけれども、そういったことを心の隅によみがえらせて日常を復活させていきたいと、そういう思いであります。今日は、まちづくりの課題の中の幾つかを取り上げて質問をいたしますけれども、震災の前と後をつないで、町の今置かれている位置を再確認する一助としたいと考えます。詳細な内容を聞くよりも、本日は外観的に大づかみの現状把握ということに徹したいと思えます。私が今日取り扱います課題以外にもたくさん課題がございますけれども、今日の質問を日常回帰への第一歩にしたいというふうに思えます。

聞く内容については、担当部課に出かけて聞けば分かる、そういう課題もございましてけれども、本会議で議事録に残る形で聞くのと、それから担当部課に行きかけて聞くのでは意味が全然違うと思えますので、本日は本会議場で聞きまして、傍聴者の方もいらっしゃるし、情報を共有したいというふうに思えます。

あとは、質問席の方で質問をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 1番から参りますけれども、（仮称）光の森多目的広場の用途決定の検討についてでございます。現在の西部町民センターの北側の土地でございますけれども、先行取得債で取得をして本年度中には債務の返還が完全に済むという状況で、その時点では本来の目的と申しますか、用途を決定しなければならぬというふうになっていたと思えますけれども、先般の一般質問のときにも検討を開始いたしますということでございました。現在、多目的広場は、御存じのとおり武蔵ヶ丘中学校のテニスコートが仮に設定されております。それから、武蔵ヶ丘中学校の子どもたちも運動場の代替みたくにして使ってる場面もございまして。それから、震災関係の仮設住宅が20棟ですか、建築をされております。そういったことも踏まえて、この検討がどういうふうになされているかをお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問項目についてはまた担当の課長から答えさせますけれども、全般的なところで私の方からまずお答えしたいと思います。

甲斐議員におかれましては、まちづくりの諸懸案についてということでもありますけれども、これまでも一般質問の中で取り上げてこられたことについての質問であります。昨年度に第5期の後期基本計画を策定しまして、またあるいは菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しまして、そのことを実行していくための平成28年度予算を組み上げて新年度を迎えたところでもあります。そして、今も言われましたように、御承知のとおり、新年度を迎えた4月の直後、14日に熊本地震の災害が発生したところであります。震災発災後からは被災者支援、災害

復旧へと全力で取り組んでいるところでありますが、4月から計画しておりました一部の28年度の事業についてはやっとならこれから取り組み始めていくというふうな状況であります。

したがって、震災前に策定しました第5期の後期基本計画や総合戦略に掲げています事業の優先順位や手法等を再検討、再構築することも考えなければなりません。目の前の震災からの復旧・復興を全力で実行しながら、総合計画、そして地方創生の総合戦略で掲げた事業の目的の達成のために、非常に影響いたします財政状況も含めた総合的な検討を加える必要があると考えてるところであります。

議員の今回出されております具体的内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、甲斐議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、甲斐議員から西部町民センターの北側とおっしゃいましたけど、これは光の森町民センターの北側ということで。

（17番甲斐榮治君「はい」の声あり）

よろしくお願いいたします。それでは、（仮称）光の森多目的広場の用途決定の検討状況はどうなっているのかということにつきましてお答えいたします。

3月の議会の甲斐議員や川俣議員の一般質問に対しまして、光の森北側区画用地、現在（仮称）光の森多目的広場として活用している用地は、今後、武蔵ヶ丘中学校の運動場の拡張工事に伴う運動場の代替施設を予定している中で、平成28年度からコンセプトプランニングに着手するというふうにお答えいたしております。このような中、4月14日の前震、4月16日の本震をはじめとしました平成28年熊本地震が発生したことによりまして、現在はコンセプトプランニングには着手はしていないという状況でございます。現在、当該用地は仮設住宅用地としましても利用させていただいてるところでございます。

御承知のとおり、発震後、この（仮称）光の森多目的広場には自衛隊が仮設風呂を設置しましたし、また8月いっぱいまではボーイスカウトの活動拠点というふうになっておりました。このような中で、町の貴重な財産であります北側区画用地は、町西部にある用地、熊本都市圏の北東部にある用地などの場所的な特性、将来の菊陽町及び熊本市北東部における人口構成や将来の産業展開の観点からどのような意味を持っているのか、どのような機能が必要とされているのか、また同時にどのように利活用していくのかなどを総合的に検討していくと同時に、今回の震災を踏まえましてコンセプトプランニングを進めていくということになるかと思えます。今回は、現在は進めておりませんが、震災を踏まえたところでコンセプトプランニングを考えていくというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 地震が本当に全く想定していない事態で起きましたので、プランニング

の開始ができないというのも理解はできますけれども、今後どうなるかというふうなところを少し知りたいと思います。一つは、平成28年度中に計画を策定してしまわなければいけないのかどうかですね。それから、現状からしますと、少なくともはっきりしておりますのは、仮設住宅はたしか2年間だったと思いますが、2年間の間は、計画を恐らく作成されるでしょうけれども、何もあそこに手はつけられないと、そういうふうには理解しとっていいかどうか。その2点、お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） お答えいたします。

確かに、仮設住宅につきましては7月の初めからですから、あと2年は基本的にはそのまま仮設住宅で使用するという事は間違いないと思います。その後、入居されてる方がどういうふうな住居に移転されるのかというの事も考えなければならないと思います。

それから、武蔵ヶ丘中学校につきましては、今、校舎の方は順次改修を進めておりますが、あわせてグラウンドを改修したいというふうには考えております。これは、武蔵ヶ丘中学校の東側に約8,000平米ございまして、これが結構段差がありますもんですから、造成工事が必要ということになりますとグラウンドが使えないということになりますから、武蔵ヶ丘中学校のグラウンドの代替用地として、これはずっと前から考えておったところでございます。

それから、光の森の北側の多目的広場につきましては、キャロピア等含めまして、地域防災計画の中でも防災的な位置づけもさせていただいております。この間も訓練もいたしましたし、ヘリコプターあたりもおりてきておりますので、そういった機能も考えながら、2年間、当面は仮設住宅で使えませんが、並行して考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 2年間のその余裕があるということですが、それで法的に問題はありますか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） 特に問題はないと考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） では、次に移ります。キャロピアの方に光の森の町民センターが移転したときに、旧武蔵ヶ丘支所、現在全く何も使われておりません。この武蔵ヶ丘支所の跡地の利用、これをどうなさるおつもりなのか。先般の町長の簡単なお答えでしたけれども、福祉関係の施設はどうかというふうな、そういう発言も聞きましたけれども、武蔵ヶ丘支所の跡地をどのようにされるかお聞かせ願いたい。

○議長（渡邊裕之君） 西部支所長。

○西部支所長（服部誠也君） では、ただいまの甲斐議員の旧武蔵ヶ丘支所の跡地の利用についての御質問でございますけれども、この質問につきましては、平成27年12月定例会の一般質問の

中で吉本議員が同様の質問をされてるかと思えます。現在の利用状況を申しますと、旧支所の駐車場用地20台分のうち17台分は、隣接する武蔵ヶ丘第一保育園の職員駐車場として使用しております。次に、旧支所の建物であります。4月に発生しました熊本地震の後、現在、町内3か所、役場、三里木町民センター、光の森町民センター、この3か所に設けています備蓄倉庫では災害備蓄物資を収納するスペースが足りず、このため旧支所を暫定的に備蓄倉庫として転用し、毛布や簡易トイレなどの備蓄物資を保管しているところです。今後も当分の間は備蓄倉庫として利用することになります。

将来的な旧支所の跡地利用につきましては、先ほど申しました吉本議員の一般質問の中では、武蔵ヶ丘支所用地や建物、いわゆる公共財のあり方については、菊陽町の中でどのような意味を持っているのか、西部地区の中でどのような意味合いを持っているのか、また熊本市の北東部に隣接するという位置づけの中でどのような意味合いを持っているのか、町立武蔵ヶ丘第一保育園に隣接しているという中でどのような意味合いを持っているのか、また高齢化が進んでいる武蔵ヶ丘団地及びその周辺の中でどのような意味合いを持っているのか、こういったさまざまな要素がある中でどのような使い方があるのかを議論し、住民の皆さんの意見も集約して方向性を決めていく必要がありますと答弁しております。

現在の時点では、熊本地震を経験しておりますので、震災のときに旧支所用地や建物がどのように使われるべきであるかということも検討要素の一つとして加え、その方向性を決めていく必要があります。したがって、第5期菊陽町総合計画、そして現在策定中であります菊陽町熊本地震復旧・復興計画との整合性を図りながら、旧武蔵ヶ丘支所跡地の利用については住民の皆さんの意見を取り入れながら、あるべき姿を十分に検討し、決定していくこととなります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 少し私が不注意で気づかなかったところもありますけれども、現在は武蔵ヶ丘第一保育園の駐車場、あそこにとまってるのはそういう車ですね。それと、建物については備蓄倉庫に使ってると。これ全く知りませんでしたけれども、そういうふうには使用はされておるといことですね。将来的には、いろんなあそこの地理的条件とかそういったことを考えて、地域の意見も取り入れながらということですので、その方向でどうぞ進めていただきたい。同時に、先ほどの多目的広場ですか、これも住民の意見を十分聞きながらやっていただきたいというふうに思います。

それから、3番目です。これも何回も誰かが質問してることでございますけれども、いまだに、相手のあることですのでなかなかはっきりしたことは言えないということもあるかもしれませんが、町民の関心事はこれは大変大きゅうございます。会う人ごとに聞かれますので、もう一度、確認もあって今日は取り上げました。

町内における犯罪防止のための警察力強化、これは今までの流れからすると大型の交番、そ

ういうふうな、意見の流れですね、決定じゃない、意見の流れで来ておりますが、どのような状況であるか。これまでの一般質問に対する答えからすると、平成30年の春に合志市と熊本市の北部を管轄する、そういう警察の施設が四方寄のあの付近にできるという話だけは入っておりますが、その辺との関連もあるかもしれませんが、菊陽町に警察の施設を誘致する、そういうことがどういう状況になっているかお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

先ほど甲斐議員おっしゃられたとおり、この質問に関しては何回も答弁してと思います。先の3月議会でも答弁しましたとおり、平成23年3月から警察力の強化については活動してまいっております。1万2,646名分の署名を提出し、大津警察署管内の警察力の強化について要望活動を行っております。あわせて町としましても、熊本県警察本部や大津警察署に対しまして機会あるごとに陳情、要望を行ってるところです。

先ほど甲斐議員おっしゃられたとおり、平成25年8月に熊本県警本部から警察署の再編計画が発表され、この計画の中で、熊本市北区と合志市を管轄区域とする新たな警察署が熊本市北区内に新設されるということです。これについては具体化されております。これに関して、合志菊陽交番の扱いがどうなるのか、大津警察署管内の警察署がどうなるのか不鮮明ということもあり、この計画に対するパブリックコメント等に多くの町民の方が、菊陽町における警察力の強化に対する意見、特に大津警察署の菊陽分署または光の森交番の設置、警察官の重点配置などの要望、意見を提出されております。

これを踏まえて、町、議会、町民連絡協議会のメンバーの皆様と一緒に、光の森交番の新設など、菊陽町における警察力強化を求める要望書を県知事、県議会議長、県警本部長等に提出しております。さらに、その年には安全・安心なまちづくりの町民大会というのを図書館ホールで開催し、650人を超す多くの町民の皆様に参加をいただき、県に交番施設などを求める決議を採択しております。中身としましては、大津警察署菊陽分署か、また光の森交番の新設、警察官の重点配置、それと警察機動力の充実を求める決議書を50通、県警本部と大津警察署の方に提出しております。

町は、菊陽町における警察力の強化について、平成26年から熊本県警本部と協議を重ねておりまして、県警本部においても十分認識いただいているものと考えております。また、光の森地内に新たな交番の設置ができないかということで、町からも設置場所、設置の方法等について多くの提案をさせていただいております。要望、陳情活動等においては、町長も強い使命感を持って交渉に臨んでおられますし、先ほど申されましたとおり、平成30年の春には警察署の再編計画に基づき、新たな警察署が熊本市北区内にできます。町としましても、それまでにはどうにかしたいというふうに考えておりますので、熊本県、熊本県警察本部に対しては可能な限りの協力をするとともに継続的な要望活動を行ってまいります。

これ一応、3月議会で甲斐議員の方に答弁させていただいております。今年4月の2度の地

震の経験から、安全・安心なまちづくりを推進するには警察力の強化は必要不可欠なものであると考えておりますので、今後も全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 町民の素朴な気持ちでもう一回お聞きしますけども、平成30年8月、一つの目途としてですね、それまでに何らかの結論が出るという、そういう意味合いにとれますけれども、その前に何か行動を起こす必要はありませんか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 30年春には警察署の再編ということで、私どもの要望活動が県警本部には通じるものと考えておまして、それに向けて今も取り組んでるところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これ以上聞いても、これは答えにくい話だろうと思いますので、ただ人口4万を超える町に駐在所、2人体制ですけれども、1か所しかないというのは本当に、お分かりだと思いますけども、尋常な状態ではないと。ちょっとした町に行けば、必ず交番がありますですね。それもないというのは非常に正常な状態ではないと思いますので、どうぞ議会の方にも何かできることがあれば要請をしていただいて、ぜひこれが実現しますようお願いをしたいと思います。

次に参ります。次も、よく区長さんたちから、会うたびに來るお話ですけれども、西部支所に包括支援センター、そういう機能を持つ部署、こう書きましたけれども、結果的には地域包括支援センターが役場に設置されておりますので、そのランチ、支所ですね、そういう形になるかと思いますが、ぜひそういう部署を西部支所、ここに設けてほしいという強い要望がございます。地域包括支援センターというのは、要するに社会福祉士、それから保健師、あるいは主任ケアマネジャーですか、そういった役割の人材をそろえて、そしてそこに行けば高齢者の方がいろんな困り事を相談できると、ワンストップで相談できると、そういう施設ですので、人的な要素もあるかと思いますが、大変強い要望がありますので、西部支所に包括支援センターの機能を持たせるような何かの部署を置けないか、そのことについて町の考え方を聞きたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） それでは、甲斐議員の西部支所に地域包括支援センターの機能を持つ部署を設置してはどうかの御質問にお答えいたします。

本町におきます地域包括支援センターは、介護保険課の介護予防係内に設置し、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置して、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な支援を行っています。体制としましては、保健師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員4名のほか、正職員及び臨時職員も含め13名で業務に当

たっており、介護予防ケアプランの作成や介護や福祉に関する相談対応、高齢者虐待の防止や権利擁護のための援助などを行い、高齢者が可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行っているところです。

本町における高齢者の現状としまして、7月末現在の高齢者数は7,734人であり、全町民数4万632人に対する高齢化率は19.0%となっておりますが、地区によってはばらつきがあり、武蔵ヶ丘団地周辺の高齢化率が高いところには当センター職員が訪問しているケースもあります。本町においても高齢化が進んでいく中、介護保険制度の改正に伴い、今年度から要支援者に対する訪問介護と通所介護について町独自の介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、実施しているところでもあります。

西部支所に地域包括支援センターの機能を持つ部署を設置してはどうかという御質問ですが、現状としては、高齢者に関する相談については、専門職員による電話での対応や民生委員からの情報提供により、必要に応じて訪問しながら高齢者福祉サービスにつないでおります。また、西部地区においては、武蔵ヶ丘団地内のショッピングセンター内にあります交流、相談をテーマとした交流拠点ほっとステーションに社会福祉協議会の職員が常駐しており、その活動の中で支援が必要な高齢者に気づいた場合には地域包括支援センターにも連絡があり、連携をとりながら高齢者の支援を行っております。地域包括支援センターの運営は、専門職員にもそれぞれ業務を分担し、チームとして常にミーティングを行いながらセンターとしての機能を果たしており、現行での体制で十分対応できていると考えております。

今後、地域包括支援センターの利用について、より多くの町民に利用していただけるよう、さらなる周知を図っていきます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今、お答えになりましたように、地域包括支援センターの一番の目標といたしますか、地域において高齢者の方がちゃんと生活できるようにという大きな目的がございます。地域においてというのがございますので、そういった意味でぜひ、西の方の西部地区の一つの要としてキャロップピアの中に地域包括支援センターができないかという提案を申し上げた次第です。私もまだ不勉強で詳しくは知りませんが、これを取っかかりにして、非常に要望の強いこととございますので、ぜひ町としても考えていただきたい。

西の方から申しますと、私も70を超えましたが、私事にわたって恐縮ですが、豊肥線を超えるというのはそれなりに心理的な壁があります。豊肥線を超えてこちらに来ることですね。光の森のあの付近であれば、高齢化した地域の西部のそういう人たちが非常に行きやすくなるというふうに考えます。西の方は新興団地が多いので若いというふうな捉え方もあるかもしれませんが、向陽台であるとか、私の住みます南八久保とか八久保、あるいは花立、それから県営団地、それから7町内、8町内、相当高齢化が進んでおります、御存じと思いますが、ぜひ、これから折に触れてお願いもしたいというふうに思っておりますので、西部支所の中にそういう機能を持つ部署を開設することを検討いただきたいと。それを希望し

て、次に移ります。

次は、町立保育所の民営化計画の今後の見込みですね。昨年はおみじ園の民営化の件でけんけんがくがくの議論がございましたが、それは一応決着がついておりますので、あとしかしその中で問題になってたのは、町としても今後、幾つかまだ民営化の計画を持っておるということでしたので、そのことについてお伺いをしたいと。特に、平成21年5月に民営化計画が、答申と計画ですね、出ておりますが、それとの関連をとりながらいくのか、あるいは全く別個に検討するのか、その辺も含めて御答弁をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。

公立保育所の民営化計画につきましては、本年3月議会で甲斐議員の御質問にお答えしましたように、平成21年3月の公立保育所民営化検討委員会の答申を踏まえまして、現在の公立保育所で民間保育所事業者にお願いできる分は民間にお願いし、公立保育所に求められる役割につきましても公立で果たしていくという考え方に変わりはありません。

このための具体的な取組としまして、今月に学識経験者、保護者代表、地域住民代表及び公募委員などの10人構成されます公立保育所民営化計画検討委員会を立ち上げまして、検討委員会委員による状況の把握と審議を行い、公立保育所民営化計画の素案を策定します。その後、町民参画としてのパブリックコメントを実施しまして、保護者の方等との意見交換会を経て、来年3月までに町が新規の公立保育所民営化計画を策定いたします。町議会に対しましては、必要に応じてその都度報告する予定であります。

計画見直しに当たりましては、平成21年度に公立保育所民営化計画を凍結した以降に、保育ニーズの多様化、あるいは待機児童の増加、あるいは民間保育所の新設、あるいは子ども・子育て支援新制度の施行などによりまして以前よりも保育所を取り巻く状況が大きく変化してきたことをはじめとして、公立、民間による保育所運営費と施設整備費の公的財政支援の違い、あるいは近隣市町における公立、私立保育所の設置状況などに着目しまして、民間活力の積極的導入を図るとの方針のもと、現在の子育て世帯の保育ニーズと保育環境にマッチした新しい公立保育所民営化計画について、検討委員会に積極的な論議、検討をお願いする予定であります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、新しく検討委員会を立ち上げられたということですので、平成21年5月の答申、計画はもちろん踏まえられるでしょうけれども、それとは一応この検討を通じて離れるということでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 先ほど答弁しましたのは、計画を踏まえる

んじゃないくて、公立保育所民営化検討委員会の答申ですね、答申の趣旨というのは踏まえたいと思います。前の計画が平成21年5月にできております。その状況とは非常に変わっておりますので、その計画をもとに今の状況にマッチした分の新しい計画ということでありますので、基本的なところは公立保育所民営化検討委員会の答申ですね、ここにあったのは、まず民間で対応可能な業務については民間に委ねるといふようなこと、基本的には公立保育所は地域や保護者の理解のもとに民営化の方向に進むのがいいという趣旨がありましたので、その方向に沿って公立保育所民営化計画の見直しをするということでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 計画の見直しということですね。

それと、私もたんに申し上げておりますけれども、公立と私立の案分ですね。公立の長所、それから私立の長所、それぞれあると思いますが、基本的には民間でできるところは民間に任せるといふ方向は賛成でございます。ただし、公立の方も、保育の標準となる、そういうものを持った保育園ですね、これはひとつ堅持していただきたい。それともう一つは、公立でしか対応できない保育、例えば障害を持った子どもの保育であるとか、そういった特殊なことになりますけれども、それは公立で対処するとして、あとの民間でできる条件を持った、そういう保育所については民間の活力を使うという大きな方向で進んでいただければというふうに思います。

今、10人の検討委員会が立ち上がったということですが、あとパブリックコメントを経て3月に、これはまた答申を出すんですかね。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今月から設置します公立保育所民営化計画検討委員会、これの主な業務については、公立保育所民営化計画の素案を策定するということでございます。その素案をもとにしてパブリックコメントを入れたり、あるいは保護者との意見交換を踏まえて、そしてその素案をもとにして、最終的には町が公立保育所民営化計画を来年3月までに策定するというスケジュールで考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 分かったような分からんような気がしますが、要するに平成21年5月に答申、計画が出てますね。それを見直しをする、その検討を今もう始めたということですよ。その結果をパブリックコメントを踏まえて3月までにまとめると、こういうことですか。

（福祉生活部審議員兼子育て支援課長宮本義雄君「はい」の声あり）

としましたら、我々議会にそれをお示しいただけるのは3月以降ということになりますかね。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今、申しましたように、公立保育所民営化計画については来年3月までに策定しますが、町議会の議員の皆様については必要に応じてその都度説明をしていくというところで考えておりますので、今9月議会、そしてまた全員協議会とか12月議会とかもありますので、説明ができるような段階になったら、説明はその都度してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） はい、分かりました。情報の共有ということが非常に大事だと思いますので、その点、どうぞ御配慮をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。西部地域の交通混雑の解消についてということですが、2つに分けて、その中の1をまず別個にしたいと思います。

町道の714号線、これは新山武蔵ヶ丘線、その合志市立南ヶ丘小学校付近がスクランブル交差点になっております。実は、714号線というのは県道から町道に移しかえがありまして、現在は菊陽町の管理になってると思いますが、これは小学生の安全を確保するという意味ですから、それであそこにスクランブル交差点ができて、一時に4方向が全部ストップするという形になってるんだと思いますが、菊陽町としては管理者として相談を受けられたのかどうか、どうもその辺の情報がよく分かりませんので、まずその点から。あそこにスクランブル交差点ができたという経緯をまずお知らせいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

御質問の交差点は、南側の武蔵ヶ丘中学校前付近からこの交差点を東側に折れ、マックスバリュに向かってる路線が町道新山武蔵ヶ丘線、それから交差点から西側の合志市立南ヶ丘小学校に向かって合志市道建山9号線、それから交差点から北側に向かって合志市道の建山6号線でございます。この交差点自体は合志市の中に位置してるところでございます。スクランブル交差点の経緯であります、合志市に確認しましたところ、平成25年7月に合志市立南ヶ丘小学校の地元区より、子どもたちが交差点を安全に渡れるようスクランブル交差点への設置の要望書が上がったため、合志市が熊本県警へ相談しております。その後、熊本県警で調査を行いまして、平成26年度末にスクランブル交差点への改良工事を警察にて施工したと伺っております。

経緯については以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その場合、道路管理者としての菊陽町は全然入ってませんけども、その辺はどうなってるんですか。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） このスクランブル交差点の協議というのは、施工前には町の方には上がっておりません。スクランブル交差点を施工後にこちらの方に連絡はありましたけれども、そのことについては警察の公安委員会の方で判断されたものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これも町民の素朴な意見ですが、道路管理者である菊陽町に何の連絡もなくそこにスクランブル交差点をつくる、警察がやったとおっしゃいますけど、そういうのが通るんですかね。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 先ほども申しましたけれども、公安委員会の判断ということで考えております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 公安委員会の判断というのはそんなに強いんですかね。分かりました。要するに、菊陽町には何の相談もなかったということですね。

それと、あそこは南ヶ丘小学校の児童にしてみると、これは大変、安全上はスクランブル交差点になったことによって確保されたというふうに思います。ただ、これが児童・生徒の登校時、下校時に限定されてということならばまだ分かるんですが、しょっちゅう四方がストップされるものですから、あの辺の住民としては渋滞で困ってるんですね。私などももとはあの道を通って役場に来てましたけど、もうやめました。豊肥線沿いに行った方が早いということで、そちらに移しかえております。これは、公安委員会のこれも判断でしょうけれども、時間を限ってスクランブルにするということではできないものでしょうかね。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 今のところ、スクランブル交差点というのは押しボタン式でございまして、児童が多いときはしょっちゅう押しボタンということでスクランブル交差点に変わるような、そういう状況でございすけれども、もちろん通学後とか、あと夕方、児童が帰宅する間については、そこまで歩行者がいるという状況ではありませんので、押しボタン式もそれで適当だろうというふうに考えてるところでございす。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今、そうなってますかね。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 今現在は押しボタン式ということで認識してるところでございす。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 私の認識では四六時中スクランブルになっているというあれですが、これは一回確認をしてみたいと思います。とにかくしょっちゅうあそこは渋滞をしておりますので、建設課の方でもその辺は心にとめておいていただきたいと思います。

この件についてはまた、町だけが関与してるというわけではありませので、別途の相談が必要かと思ひます。また別の機会に譲りたいと思ひます。

次に移ります。2と3について、一遍にまとめて申し上げます。

まちづくりの基本計画、町が後期計画を説明して回られた、そのときに既に発表されておりますけれども、2つの道路構想がございます。九州自動車道の側道から堀川沿いにすずかけ台団地に至る道路、それから同じ九州自動車道の側道の花立地区から尚綱学園の南を抜けて武蔵ヶ丘小学校のプール付近につながる道路ですね。あくまでも構想ですけれども、そういうのが構想として入っております。これを実現に至る、どういう条件整備が必要か、あるいはどのぐらいの時期として考えとったらいののだろうか。これは地域の住民の方も非常に関心を持って見ておりますので、今分かるところでお答えをいただきたい。

それから、次はまたこれも菊陽町だけではどうにもならないと思ひますけれども、一応申し上げます。ゆめタウン周辺の交通混雑解消、ここもあらゆる道路が混雑をしております。逐一申し上げますが、県道の316号線、これは東バイパスからずっとつながった跨線橋から日本たばこへ行く道です。それから、県道の138号線、これは辛川鹿本線、ゆめタウンの東側の跨線橋を通る道ですね。それから、県道の311号線、これは新山原水線。それから、主要地方道49号線、熊本大津線ですね、向陽台の下を通過して花立を抜けて八久保抜けて行く道です。それから、町道の714号線、これは先ほどちょっと言ひましたが、スクランブル交差点のある新山から武蔵中学校の方に抜ける町道ですね。それから、楠からゆめタウンに向かう、これは県道ですかね、真っすぐな線がございます。県道の337号線、これは旧国道の57号線のことです。常に渋滞をしております。特に、金曜、土曜、日曜の朝、ゆめタウンに向かう車があっちこっち渋滞をして、そして生活道路にまで最近は入り込んできてるという状況がございます。

概括的に申し上げましたが、そういうところで非常に交通が混雑しておりますので、それについて町として一定の見解があればお知らせいただきたい。2点ですね。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

2つの道路構想、このことについてまず初めに答弁したいと思います。

九州自動車道の側道から堀川沿いにすずかけ台団地に至る道路については、後期基本計画で、政策分野、快適でゆとりのあるまちづくり、主要施策、幹線道路の整備の中に、西部地区の交通渋滞緩和策の一つとして県道熊本大津線のバイパス道路の検討が位置づけされてるところでございます。県道熊本大津線の渋滞緩和については、県に対しまして毎年要望を行ってきておりますが、今後については具体的にバイパス道路の検討について、実現に向け、しっかりと要望を行っていきたいと考えておるところでございます。

次に、花立地区から尚綱学園の南を抜けて武蔵ヶ丘小学校プール付近につながる道路、いわゆる西部地区道路構想であります。この道路についても、先ほどの道路と同様に後期基本計

面に位置づけされております。西部地区の渋滞を受けて、平成27年度に西部地区道路予備設計業務委託を発注しまして、新設道路の検討を行っております。

まだ事業化する結論は出ておりませんが、実現に至る条件としては大きく分けまして3つありまして、1つ目が事業費の問題です。武蔵ヶ丘小学校のグラウンド、プール等に道路用地がかかるため、その移転に多額の補償費が必要となること、既設の高速側道についても新設道路と同じ規格の幹線道路に改良する必要があるとして、多額の事業費がかかることであります。2つ目は、県道熊本大津線の渋滞を引き起こしている主たる要因である熊本市からの通過車両、または熊本市への通過車両が、新設道路が築造されることに起因しまして既存集落内の生活道路を通り、新たな交通問題を引き起こす可能性があるということでございます。3つ目は、用地の買収や補償物件についても関係地権者等から同意を得るという課題もございます。

交通量解析によりますと、幹線道路が必要ではありますが、上記の問題点を考慮した総合的な判断のもとでの道路規格選定が重要になると考えてるところでございます。本年度、他の業務で行います町道の交通量調査結果を踏まえまして、より精度の高い将来交通量の推計を行いまして問題点を十分把握した上で、事業化をするか、しないのか、するとすれば構想どおり幹線道路をつくるのか、また渋滞解消と切り離し、生活道路をつくるかの選択肢も含めまして、西部地区の重要課題であり、慎重に検討を進める必要がありますので、スピード感を持ってデータを整理し、結論を出していきたいと考えてるところでございます。

次に、ゆめタウン周辺の交通混雑解消のための対策を立てているか、このことについてでございます。光の森周辺道路の交通渋滞解消の問題に関しては、昨年6月の甲斐議員の一般質問でもお答えしましたし、繰り返しになりますが、ゆめタウン周辺は朝、夕、休日は多くの車が集中し、慢性的な交通渋滞が発生している状況であり、この交通混雑解消は喫緊の課題であります。

本路線の交通渋滞を解消するためには、県道、合志市道、町道を広域的に2車線化を本町の区域内外で行う必要がありますが、沿線に建物が建ち並んでいる路線についての拡幅は難しく、改良計画を立てるのも困難な状況であります。その他の方策としましては、バスの増便あるいはパーク・アンド・ライドの推進等、公共交通機関の充実による交通渋滞低減対策がありますが、これらは広域的に対処していく必要がありますので、現在、熊本県が広域的な人の動きの調査、いわゆるパーソントリップ調査を実施しまして、その結果を踏まえ、交通渋滞解消等のための熊本都市圏都市交通アクションプログラムを平成30年度を目標に策定中ですので、本町としましてはこの会議の中で関係機関と連携を行い、交通渋滞解消のための議論を深めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 大体、状況は理解ができました。何せ、特に熊本市と光の森、ゆめタウンですね、を結ぶ東西線については非常に混雑が激しゅうございます。特に、花立とか八久保

の農家の方は、わずか道路の自分の家の側から向こうに渡るだけでたびたび困ってらっしゃると。なかなか渡れない、車が次から次なもんですからですね。そういう状況がございますので、ひとつ、熊本市、合志市、周辺の自治体との詰めもあるかと思えますけれども、ぜひ、何かの方策があれば都度実施していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2 時 9 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 皆さんこんにちは。

傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中、ありがとうございます。中岡敏博でございます。

初めに、4月14日、16日に発災した平成28年熊本地震におきましてお亡くなりになった方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、今回の災害に対しまして大きな力をかしてくださいました多くの自衛隊、警察、消防、他の自治体の皆様に対し、心より感謝しております。そして、発災当初から昼夜を問わず多くの業務をされております本町職員の皆さんにも敬意を表します。

私は、大規模災害に対して、起こる可能性を否定してきませんでした。熊本シェイクアウト訓練の積極的参加、行動訓練の実施や大地震に対しての備え、そのほか強く呼びかけてまいりました。それに応えてくださっているように、町長も安全・安心をキーワードとしてまちづくりに努力されております。ここ数年、防災対策に関しまして町を見ておりますと、本町職員や熊本県危機管理防災課のアドバイスにより、地域とのつながりを深めつつ防災意識の醸成に尽力されてきたことも承知しております。その結果、自主防災組織の組織率も上がり、さまざまな危機に対して万全な体制になりつつあることを認識した上で、今回は質問をいたします。

この後の質問は質問席で行います。では、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） まず、初めの質問に参ります。指定緊急避難所及び避難場所及び指定避難所の安全確認、整備を平時から行っていたのか、開設、開錠の判断及び所要時間は適正であったのかになりますが、これは、具体的に安全確認とは、災害時に避難所等になるために本来の機能を保ちながら不測の事態に備える用意があったのか、耐震補強、災害時に対する施設の安全確認、チェックリストの作成、必要な整備を随時行っていたかをお尋ねいたします。

簡単に言いますと、多くの被災者が避難所に流入したときに、天井の落下、壁の崩落、ガラ

スの飛散、その他多くのものが倒壊、落下していたら不安に思うだろうし、大丈夫なのかと戸惑うでしょうし、また耐震補強やさまざまな確認をしておくことにより、時間をかけずにハード面での避難所の役割がスムーズにできると思います。あわせて、避難所の開設についてありますが、各施設、学校施設等は午後10時まで開放する施設が多いので、1回目の14日、午後9時26分に発生した震度5強の地震では開設についてスムーズにできたのでしょうか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 中岡議員の御質問は、平成28年熊本地震における緊急避難場所及び避難所運営についてということでありまして、詳細については後で担当の方から答えますけれども、全体的なところで私の方から答えさせていただきます。

まず、中岡議員におかれましては、今回の熊本地震の取組として、被災者の安全・安心のために避難所の方を見守り活動等していただきまして、大変ありがたく思っております。感謝申し上げます。

大きな災害が起こりますと、電気、水道、通信網、道路などのライフラインが断絶した状況の中で、さらに余震、事故による2次的被害の拡大を軽減し、被災者への水や食料の緊急支援や避難所の運営、公共施設の応急修理など、平常時とは異なる業務が次から次へと発生を繰り返します。このような非常時に被災者の救済や復旧業務を素早く確実に進めることができるよう、災害対策本部を設置し、組織体制を平常時の体制から災害対応体制へと切り替え、組織が一丸となって全庁的に対応してまいります。

災害対策本部は、災害対策基本法に基づきまして市町村の地域防災計画に定めるものでありまして、本部長は市町村長が、副本部長、本部員は市町村長が任命する職員により構成されることとなっております。また、災害対策本部と消防、警察、自衛隊、水道企業団、電気、ガス等のエネルギー関係機関などとの協力についても防災計画の中で位置づけをしまして、町内における災害対策を総合的、計画的に進めるため、相互に緊密な協調体制をとって応急対策活動を実施することになります。このことによりまして、災害時の指揮、命令系統を1つにし、災害時に各部局及び関係機関が直面している課題を共有し、課題解決に向けてどの部局、機関がどのように取り組むかを決定し、被災者の救済や復旧業務を実行してまいります。

今回の熊本地震による本町の被災者支援、復旧対策もそのように取り組んだところでありますが、震度7が2回も続き、しかもいまだ余震が続いているという熊本地震でありますので、検証、検討を重ねる事項でもあります。今後、町民の皆様のお意見を聞いて関係機関と協議を重ね、災害に強い生活都市菊陽をつくり上げたいと考えております。議員からの御質問の具体的な内容につきましては、この後、担当課長の方から説明をさせていただきますので、よろしくお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、指定避難所等について安全確認、整備等は

平時から行っていたのかということでございますけれども、お尋ねの指定避難所等については耐震調査、耐震補強を実施し、建築士等による安全確認を行ってるところでございます。避難所開設等は適切であったかとお尋ねでございますけれども、4月16日の本震発生直後に各施設の安全確認を行い、準備が整った避難所から順次開設し、車中泊の避難者も多くおられた関係で24時間全庁体制で避難所運営に当たっており、適切に運営できていたかと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 質問は、1回目の14日9時26分の発災時の状況を聞いたのですが、その次の28時間後、16日の対応と避難所運営、開設は適正であったというお答えを先にいただきました。

発災直後は、混乱した近隣住民が、いつき避難場所、空き地とか公園に待機なしで避難所に流入することも考えられます。これに対し、避難所の施設開錠は、役場職員の方が鍵を持たれていると思いますが、近隣行政区区長や近隣に住んでいる役場職員、民生児童委員などに開錠することを許可する等の対策をとったり、当然ながら電話の回線が混乱して、開錠の確認すらすることも困難だと思います。鍵をあけるべき人が被災し、動けない状態になったり、渋滞に巻き込まれたり、身動きがとれないような想定内のアクシデントを含め、今回の避難所等の開錠の方法や所要時間をどのように捉えているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 14日の発災直後につきましては、被害等もそう多く出ておりませんでしたので、避難されてこられる方も少なかったかと思っております。ただし、16日の深夜の発災直後は大変混乱していたかと思っております。停電等もあっておりましたし、被災している職員もございました。議員おっしゃられるとおり、鍵等の管理についてはその担当施設長、施設者が持っておりました関係上、その施設者とあわせて安全確認を行った上での開設というふうになったかと思っておりますので、若干時間を要したかと思っておりますけれども、避難者を少しお待たせしたかと思うんですけども、運営上は適切にやれたかというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 一気に避難所に人が駆け込んだかという事例は過去の災害でもあっていると思いますが、避難所が危険な状態であったら、また2次的な被害も考えられるので、どのような対応をされたのかを確認の意味も含め、お聞きいたしました。

それでは、次の質問に参ります。2番の、避難所運営訓練及び避難所運営ゲーム、これをHUGといいます、等の実施や避難所運営のための菊陽町のガイドラインを作成しているのかをお尋ねいたします。

HUGについては、社会福祉協議会が中心となり、本町の中学校、またその他でもされていると承知しておりますが、この避難所運営訓練についてどれぐらいの訓練をされていたのか、その前後にガイドライン、手引書等を作成されているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

避難所運営訓練及び避難所運営ゲーム、HUG等の図上訓練は、災害発生時の対応能力を向上させる有効な訓練だというふうに考えております。特に、大規模災害時に活躍が期待される各地区の自主防災組織などでは、訓練を通じて災害対応能力の向上を図っていくことが必要と考えております。

昨年7月の光の森町民センターで開催した地域防災力向上研修会では、地区の指導的立場の方に御参加いただきまして、防災の基本的な考え方や自主防災組織の必要性、役割等に関する研修を行っていただいております。また、研修会後半では、震災に対する災害図上訓練、DIGを行い、自分の地域を把握するとともに、自分たちの住んでいる町の安全性や危険性の再確認をすることができております。今回の熊本地震での避難所運営は、町職員等が菊陽町避難所運営マニュアルにより運営を行っております。また、今回の熊本地震においては、指定避難所だけでなく地区の公民館が地域の避難所として役割を果たしたところもありますので、今後、避難所としての機能を充実させ、訓練も実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） これにおきましては、大規模災害時避難所運営については、私は規模が大きいかほど公助の限界があると思っております。近隣自治体においては、また過去の災害においては、職員のみならず学校の先生、教員の方、PTA、地域住民の方、消防団、自主防災組織ほか自治体の皆さん、また避難者代表、ボランティアなどで避難所運営の役割を分担して運営をされているのも確認した上で御質問させていただきました。

続けて、3番の質問をさせていただきますが、避難所現場の運営責任者の配置は地域防災計画どおりであったのか。対策班長が違う避難所に配置されている。また、臨時職員、非常勤職員が運営の指揮をとることを許可、認めていたのか。また、当番制でされていましたが、交代した職員及び運営にかかわった人との引き継ぎ等の共通認識はできていたのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、指定避難所の運営に際しましては全庁体制で取り組んでおります。西部センターや南部町民センターのセンター長も、災害対策本部の指揮のもと、避難所運営に当たっておったところでございます。多くの避難所は3交代制としており、担当責任者ごとに業務日報の記録を義務づけておりましたが、その記録によれば運営上のトラブルは余りなかったというふうに記されております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） この質問の趣旨は、私が避難所をいろいろ訪問させていただいた中で、場所によっては対策班長がその場所に定着して、それを交代制で、他所属部員が24時間体制で運営して努力されているところを見ております。指定避難所別で、課長もおっしゃいましたが、直接施設管理を正職員がされている避難所、例えばなんですが、具体的に言いますと光の森町民センター、三里木町民センター、東部町民センターがあり、その所属部員として説明がございましたが、臨時職員が運営をしたであろう西部町民センター、南部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、ふれあいの森研修センター、これは避難場所になりますが、杉並木公園駐車場、そして社会福祉協議会の施設で福祉避難所にもともと指定されてありますふれあい交流・福祉支援センターなどになりますが、統括ですね、災害対策本部であると思いますが、各避難所は正職員の指揮のもと、運営のリーダー、責任者というのを正職員がメインでされていたのか、やむを得ずかもしれませんが、臨時職員が指揮をとっていたのか、再度お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 当初は正職員と臨時職員ということで、必ず正職員がついておりました。震災後、1か月以降になりますと、昼間だけは臨時職員の方が見られて、その後の夜間は正職員で対応しとったという状況でございます。ただ、当初は正職員プラス臨時職員、そのセンター長という方も災害対策本部の指揮のもと、運営に携わっていただいております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 避難所の運営について、私の近くには西部町民センターと武蔵ヶ丘北小学校及び武蔵ヶ丘小学校が指定避難所とされておりましたが、その中で、私の立場としては、船頭、リーダーとしてはなったらいかん、あくまでも職員の方がリードして、補助すること、お手伝いすること、何か加勢できることはないかというふうに行動をさせていただいております。以前、船頭が多くて、リーダーが多くて船が山に上る的な場面にならないように私は努めてまいったんですけども、その部分で、各避難所避難所においては運営とか先導する方の考えとか動きが若干違うのではないかと気づいたので、この御質問をさせていただきました。

次に参ります。4番になりますが、指定緊急避難場所及び指定避難所外の避難所、これは午前中も町長も各一般質問された議員も出されましたが、在宅避難、自主避難所等で救援物資等の格差が生じないため、どのような対策を講じたのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 熊本地震直後は、第一義的には指定避難場所を中心とした給食支援をしておりました。しかしながら、在宅避難や指定避難所外の避難所、例えば地

区の公民館等にも多くの避難者がおられましたので、区長、自治会長等の役員を通じて救援物資等の配給をお願いしております。また、地区によっては、自助、共助の精神に基づき、地元住民による炊き出しを行うなど、非常時対応をしておられる地区もございました。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） これは過去の大きな災害等で課題に出てくる問題でございますが、避難所に入れる方、避難所に入った方は物資等、また情報等がよく提供されるということですが、いわゆる見えない避難者、見えない被災者と呼ばれる、さまざまな理由で避難所に行けなかった、行かなかった、行くことができなかった人々をどのように把握し、どのように、これは災害対策基本法の避難所外の場所に滞在する被災者についての配慮にも明記されております。また、内閣府が作成している避難所外の在宅避難者への配慮と、今回は出てこなかったんですけど、帰宅困難者への配慮、対応等を求められるような災害が今後あるかもしれません。その部分で、在宅避難者、いろんなところに避難された方々の把握はとても難しいことだと思っておりますが、先ほど答弁いただいたように、自治会長、区長、民生児童委員の皆さんにお願いするといっても、避難所の救援物資の配給と格差が大きく生じているのではないのか。また、内容ですね、水だったり非常食だったり缶詰等の配布と、在宅避難者、どうしても避難所に入れなかった人への物資の格差が生じたのではないのかと思っておりますので、それについて今後どのように考えているかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、第一義的には、地震直後は避難所を中心とした給食支援になるかと思っております。自助、共助、公助という言葉がありますとおり、まずは、町の総合防災マップにも書いてありますとおり、3日分の食料は自分で用意するとか、そういう日ごろからの備えも必要かと思っております。そのようなことで、後、公助が対応できるようになったときに多くの被災者の方を支援するというふうになるかと思っておりますので、まずは日ごろからの備えが大事ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 基本的な自助においては、3日分の食料、飲料水等の確保、また非常用のバッグを用意して、いつでも、これは72時間、3日間自分の命をつなぐということで皆さんにもお伝えはしているんですが、その後で、町を回ったり、私として避難所のみならずどういふところに皆さん避難しているのかを確認した中で、おにぎり、パン、もらえるとこないんですか、どこに行ったらいいですか、また生活物資が欲しいんですけどもどうしたらいいですかというお尋ねをいただいたので、その部分では私もどのようなシステムでやっているのかよく分からなかった、理解をしてなかった部分もあったので、避難所に行ったら必ずもらえますよというお返事はできませんでした。どこに行けば何がもらえるというところまではお答えせ

ず、避難所に必要だったら相談、また行政のどこか担当のところに御相談したらいかがですかというお答えをさせていただいたので、その部分では格差というのが生じていたのではないのかなと、欲しい、必要だった人がまだいたのではないのかなという思いがあったので確認をさせていただきました。

次の5番に参ります。生活雑用水について、過去に小・中学校のプールの水、白川、堀川の水等を活用するという答弁がございました。これは約2年前の一般質問だったと記憶しておりますが、今回の災害で水の大切さ、必要性を強く感じた人が多いと思います。前回の質問では、生活雑用水のための防災井戸を保育所の敷地内に設置してはどうかという質問をさせていただいたんですが、そのときの課長さんも今の総務課長と同じ方ですので、どのように感じて、実際どのように使用し、課題がなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 熊本地震発生時は、電気、ガス、水道等のインフラに大きな影響を及ぼしておりました。本町においても、都市ガスの復旧に一番時間を要しまして、電気、水道は震災直後に復旧しております。お尋ねの水道水ですけれども、地下水の濁りにより飲料水としては適しない時期が1週間程度、1週間から2週間ほどございました。しかしながら、本震災発生後の16日の夕方には一部の地域を除いてはほぼ復旧しておりましたので、災害時の生活雑用水、これについては水は濁っておりましたが出しておりましたので、以前お答えしておりました浄化装置、その使用は行っておりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 他の自治体においては、水がずっと使えなかったので大変苦労した、配給等も含めですね、というのを確認しておりますが、菊陽町の今回雑用水、飲用水以外の水の使用状況、使用した状況、あとはそれに対する備えというのを確認したかったので質問いたしました。

次に参ります。(6)番になりますが、過去に発生した大規模災害で避難所における問題について、事前に職員に周知をしていたのか、また防災知識普及計画に基づき、防災意識の高揚は図れていたのかをお尋ねいたします。

先ほどの答弁の中にも、適正に皆さん、職員の方も高い知識で避難所運営に尽力をされていた様子は見ているんですが、これは過去の大災害、関東大震災から東日本大震災までの避難所における問題等は随分検証されております。それらの課題を学び、避難所運営をなされたのか。施設の安全性、食料、水、物資の問題、衛生面、トイレや感染症、各種盗撮、盗難、声かけ、デマの拡散、不審者、トラブル、不当な要求、子どもたち、女性たちへの配慮、これは後で出しますが、ペットへの対応等、過去に被災地等に研修、支援に行かれた方々もいらっしゃると思いますが、これについては過去にも質問しましたが、お尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 職員の防災意識につきましては、平成23年の東日本大震災、それから翌24年の熊本広域大水害を目の当たりにしておりますので、向上しているものと認識しております。特に、東日本大震災の復興支援には熊本県チームの一員として、平成23年4月から本町職員が宮城県東松島市に8人、南三陸町に1人、震災地で支援業務に従事しております。さらに、災害支援のボランティアとして宮城県石巻市に1人、翌年の熊本広域大水害時は7人の職員が阿蘇市で活動しております。震災直後は、この派遣職員を中心に避難所運営や罹災証明書の発行業務に従事させることで、震災業務の円滑な運営ができております。さらに、総合防災訓練での避難所運営訓練に際しましては、これは今年の2月の総合防災訓練ですけれども、福祉生活部内で事前に指定避難所や福祉避難所の運営について模擬訓練を行うなど、担当職員等への周知徹底をしております。

防災意識の高揚については、町職員には、毎年菊陽町地域防災計画を見直す中で、災害時の個々の役割を確認させることとしております。具体的には、大規模災害時に全庁体制による対応とし、災害対策本部設置時には業務ごとに対策班長及び所属部員により対応することとなります。また、住民に対しては、地区における防災訓練や総合防災訓練を行うことで、自らの身の安全は自らが守るという防災の基本について住民が自ら自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、訓練を通じて周知しております。今回の地震では、自主防災組織の重要性、必要性が再認識されたことでもあり、日ごろから活発な活動を行っていた地区においては、情報の収集、伝達、避難誘導、負傷者の救出、救護、給食、給水等がスムーズに行えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 最後の方は、8番に用意しておいた自主防災組織の役割について、必要性について御答弁いただいたのかなと感じました。順番どおりに通告をさせてもらっているんですけど、なかなかスムーズにいかないようですが、次の7番の質問をさせていただきます。

福祉避難所の指定、災害時要支援者、避難者への配慮、家庭動物の同行避難、これはペットですね、ペットとの同行避難に対して今後どのように考えているのかをお尋ねいたします。

福祉避難所については、平成25年に改正された災害対策基本法及び内閣府の福祉避難所運営ガイドラインの内容、また本町関係職員、社会福祉協議会の皆様の今回の福祉避難所に対する御努力も承知した上ですが、とても難しい部分もあったのだろうと感じましたので、お尋ねいたします。ちょっと分けさせていただきますが、まず福祉避難所に対してお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） それでは、お答えいたします。

福祉避難所につきましては、菊陽町地域防災計画書の中で町の施設として7か所、町と協定を結んでいる社会福祉法人等の施設が4か所指定されております。今回の地震において、それらの施設のうち町の施設3か所、協定施設2か所が被災して使用できない状況でありました。あわせて、一般の指定避難所である町民体育館などが天井板落下や窓ガラスの割れなどにより

使用できず、震災当初は町の福祉避難所にも一斉に避難されたため混乱を来し、本来の福祉避難所として設備や支援システムが機能せず、要支援者等に対する対応ができなかった状況があったと思いますが、数日経過し、避難者一人一人の心身状態などが見えてきた時点で、老人福祉センターや光の森町民センターでは避難者の健康状態に配慮しながら要支援者に別の部屋を確保し、移動させるなどの対応を行ったところであります。

今回の地震を経験して、今後、地震発災直後から避難所生活が長期化した場合までを想定した支援システムを構築するために十分検討を行い、高齢者や障害者に配慮したきめ細かな福祉避難所として運営ができるよう、菊陽町熊本地震復旧・復興計画及び菊陽町地域防災計画に反映させていく必要があると考えております。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 福祉避難所についてはいろいろ議論をされていると思いますが、初動機能3日間、72時間というのはとても難しいと思いますし、その後はDMAT、DPAT、専門職、保健師さん、看護師さん、相談員さん、さまざまな方たちが配置されて、いろんな意味で支援、配慮というのができているのかなという状況を見ているので、これを課題として何か今後につなげられるものがあればと思ひまして、確認の意味で御質問いたしました。

次に、ペット同行避難についてお尋ねいたします。

皆さんも御存じのとおり、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災での経験から、環境省は災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを、熊本県はペットの同行避難を原則として避難所の努力義務として推奨をしております。また、多くのマニュアル、ガイドライン、手引でも、同行避難について問題点を洗い出し、対策して改善策を出した上で掲載してあるところもあります。これは、過去の災害で多くの動物の命が失われたこと、飼い主と離れ離れになってしまったこと、避難所に飼い主も行けなくなったことなどが背景にあります。最近の災害では、本町の姉妹都市である口永良部島の火山噴火のケースも記憶に新しく、ヘリコプターで動物の救助をしたという状態もありました。

しかしながら、大きな体育館で間仕切りがない場合や、動物アレルギーを持っている方もいるでしょう。そのほか、鳴き声、排せつ物等の問題も想定されます。ケース・バイ・ケースになるとは思いますが、これは同居、一緒に過ごすのではなくて、同行避難の原則について本町はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） ペットの同行避難につきましては、議員おっしゃいましたように、環境省が出しております災害時におけるペットの救護対策ガイドラインによれば、飼い主がペットと一緒に避難する同行避難が原則となると記載されておりますが、動物が嫌いな方やアレルギーの方もおられることから、同行避難はやむを得ないものの、居住スペースに持ち込む同伴避難は禁止する必要があると考えております。

今回の地震では、震災直後に避難所へ避難者が殺到したことや、避難所配置の職員の共通認

識が十分ではなかったこともあり、やむを得ず段ボール箱やケージに入れるなどして特別に飼い主の近くに置くことを認めたところもあります。今後は、共同での避難所生活に支障がないよう、避難所敷地内の屋外に専用のスペースを設け、飼い主が責任を持って飼育することなどについてマニュアル化しておくことが必要であると考えております。またあわせて、ペットを飼っている家庭への情報発信を行うなど、平常時の取組にも力を入れたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 今回の災害において、昨日もテレビで放送がございましたが、動物との同行避難ですよね、動物と一緒に移動していいのか、それとも動物と一緒にその場にとどまる選択をされた方たちもいらっしやったので、とても今回の災害では本町の皆様も迷われたのかなという思いがありましたので御質問させていただきました。

次に参ります。8番、自主防災組織の役割を明確にし、災害に合わせた研修、各種訓練を定期的実施するなど、公助とのバランスを整える必要があるのではないかとこの質問でございますが、自主防災組織の概要説明や活動、組織率、皆さんの訓練の内容等は西本議員の御質問でお聞きいたしましたので、その部分で最近気づいたことなんですが、私が自主防災組織の訓練の様子を見させてもらうケースがございました。その中で、消火器での初期消火の訓練、AEDの使用訓練、担架のつくり方、直接圧迫止血法、これはけがした方への救助の訓練、等をメインにされている団体もございました。

私としては、災害があった後はさまざまな反省とか話し合い、ワークショップ、また図上訓練と避難所までの行動訓練、話し合い、安否確認、地区によっては小学校児童の引き渡し訓練等をされて、先ほどから出ております自助、共助のところを特に強化していただきたい思いがあるのですが、まだ自主防災組織は、組織率が高くなって今から質を、力をつけていただきたいと思う気持ちがあるんですけれども、もう少し、自主防災組織の方々は何をするべきか、何が一番求められるかというのを確認する意味でこの質問をさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 議員おっしゃられたとおりのこともありますがけれども、自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成された組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。災害対策基本法においては、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、市町村がその充実に努めなければならないというふうになっております。

隣保協同の精神、隣近所の家々や人々の役割を分担しながら力、心を合わせて助け合うということでございますけれども、自主防災組織は防災活動だけを行うのではなく、地域のコミュニティとして地域のさまざまな活動と防災活動を組み合わせること、同時に消防団や地域のさまざまな団体と連携することが活動の活性化や継続につながっていきます。各自主防災組織が行う研修や訓練は各組織の規約に基づいて行われておりまして、義務を課すというふうなもの

ではなく、自主性を重んじることが大事ではないかというふうに考えております。また、自助、公助とのすき間を埋めるコミュニティづくりの原点でもありますし、決して公の補完機関ではなく、行政でできない、やれない部分、個人だけではできない地域の安全にかかわる部分をカバーする組織です。まずは、地域の安全点検、そういうのもやっていく必要があるのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 自主防災組織の組織率をまずアップして、本当に何かあったときに確実に皆さんで声をかけ合って行動ができれば、理想的な活動ができるのかなというふうに思っております。今後、専門家の講習や一緒になっての訓練等をしていくと、さらなる防災力がアップするものではないかと感じております。

次の9番の質問をさせていただきます。平成28年2月21日、これは日曜日でした、に実施した総合防災訓練及び、全戸配布されております、菊陽町の今回の地震でも役に立ったと思いますが、町防災マップはどのように生かされたのかについてお尋ねいたします。

私は、14日の発災後、光の森地区にいました。町民センターでの状況を確認した後、光の森1町内から5町内までを巡回し、声をかけて回りました。その中で、いっとき避難場所から集団で移動する在宅避難を選択される方、歩道でうずくまる多くの若者たちを確認しました。これについてどのように感じたかはその後に話をさせていただきますが、この2つがどのように生きたのか、どのように感じているかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 本年2月21日に開催しました総合防災訓練は、菊池地方に震度6強の地震が発生したとの想定で、自衛隊、警察、消防等の公的機関や菊陽土木建設業協会、NTT、コカ・コーラウエスト等の民間企業、光の森地域の自治会、災害ボランティア等、合わせまして600人規模で開催し、災害対策本部設置訓練、避難訓練、避難所開設、炊き出しや展示訓練などを行っております。

今回の訓練の新たな取組として行ったこととしまして、飲料水の提供訓練を行っております。コカ・コーラウエスト（株）と災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、地震による断水を想定し、コカ・コーラへの支援要請を行い、物資の受入れ、提供までを一体的に訓練を行ったところです。今回の熊本地震においても、水道水の濁りが発生し、自衛隊の給水が開始されるまでの飲料水確保のためコカ・コーラに対し支援要請を行い、500ミリペットボトル346ケース、8,300本ほどですけれども、の提供を受け、避難所等で配布を行っております。そのほかにも、災害協定を締結している各種団体、企業とも連携を行い、震災の対応に当たったところでもあります。現在、復旧・復興の座談会を開催しておりますが、その中でも町の総合防災訓練は役に立ったという意見も出ており、そういう面も踏まえたと、総合防災訓練は今回の震災対応に生かされたと感じております。

また、総合防災マップにつきましては、昨年10月に株式会社ゼンリンとの官民協働事業として作成し、町内全世帯に配布したところであります。本防災マップにつきましては、家庭でできる防災対策、非常用持ち出し品のチェックリストや地震に対する対応等を掲載しておりますが、今回の地震では車での避難や避難時の携帯品の不携帯など、防災マップが必ずしも生かされていないこともあったかと思われまます。今後も、本防災マップを各家庭で活用していただけるよう、ホームページや広報紙等で啓発していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 率直に、私も災害が起きてから数分で現場に行かさせてもらった中、いつとき避難所、公園に集まり、集団で確認して声をかけ合い、皆さんが記憶で2月21日の訓練のような動きをされていた様子をこの目で確認しました。また、災害訓練の特徴としては、防災ヘリ、はしご車、装甲車、警察関係の車とさまざまなパネルで、親子でも参加できるような展示型の訓練も工夫してあったし、体験のさまざまな訓練もできたということで、その次に今後は抜き打ち、またブラインド、アドリブでいろんなことをすれば、まだ光の森地区の災害時に対する対応というのはできるのではないのかなというやさきでございましたが、私としてはこれはとても効果があった、プラスになったというふうに感じております。なかなか訓練をしないと体が動かない、頭が回らないということがある中で、訓練というのは定期的に、また実践的にすることが役に立つと考えております。

今回は、今後策定される菊陽町熊本地震復旧・復興計画の内容に生かしてもらうためにも、全体的なものではなく、あえて避難所運営について質問をさせていただきました。

時間が余りありませんが、次の大項目に参ります。これは、警察力の強化を望みつつ自分たちの町は自分たちで守る精神、これも自助ですね、安全・安心のまちづくりの実現のために提言させていただきます。

1番の質問になります。初歩的なミスがありました。青色回転灯の灯は等ではなくて、これは灯ですね。青パトと通称言っているんですが、これに対して貸し出しや一般希望の許可取得等に協力はできないのかの1番の質問をさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 質問にお答えいたします。

一般自動車への回転灯装備は法令で禁止されておりましたけれども、平成16年12月の道路運送車両法の保安基準が緩和されたことに伴いまして、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができる証明を受けた団体は青色回転灯装備が認められています。本町におきましても、これによりまして青色回転灯装備車を所有しております。

青パトの取扱いをどのように考えているかとお尋ねでございますけれども、基本的には職員による防犯パトロールを考えておりまして、これまで同様の運用を行うこととしておりますので、現段階においては青パトの貸し出しは考えておりません。また、青色防犯パトロールの

申請は希望すれば誰もが認められるというものではなく、自主防犯活動を行う団体等がパトロール地域を管轄します警察署を通じて行うこととなり、青色防犯パトロールの講習を受講し、パトロール実施者証の交付を受けてからパトロールの実施というふうになります。さらに、青色回転灯装備車とする場合は、地方運輸局で自動車検査証、車検証に自主防犯活動自動車の記載を受ける必要などございまして、町が許可証取得に関与するという事はないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 私も過去に許可証を県警本部長からいただいておりましたので、その内容と、どのように登録をして活用できるというのは把握しておりますが、自治体によっては町内行政区でチームをつくり、自主防災組織をつくって申請をしてパトカー1台を買う、借りるではなくて、パトライトをつけて陸運局に申請をして活動をされているという自治体も多くありましたので、ここの部分では安全・安心の力を強くするためにもどのように捉えているのかをお聞きさせていただきました。

時間が余りなくなってきました。2番に参ります。これは、光の森町民センターで各種犯罪に関する情報提供の窓口、掲示板の設置はできないかとの質問になりますが、簡単に言ったらアナログなんです。こういうことがありました、こういうことが起きておりますというのを掲示板に張る、そしてそれを見に来てもらう、見てもらう、またファイルにしてそれを閲覧できるようにするという情報発信、情報をまとめる。

さまざまな、これは県警のゆっぴーメールのみならず小学校、中学校でも、いろんなところからでも犯罪に関して、また猿が出没した、いろんな情報等を寄せられます。その中で、平成28年熊本地震におきまして、避難者、避難所で多くの張り紙をして皆さんに情報を提供したという方法、手段がございました。これで、まずは一つ拠点として光の森町民センターに安全・安心ボード、皆さんへのお知らせということで、午前中に出ましたSNSの活用も十分理解できるし、大いにいいと思いますが、アナログ的にこういう張り紙をして、で、必ず情報責任者を明記する。誰が発信しているのか、どこが発信しているのかを書いた上でこういうことをするとどうだろうかという提案です。御質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

議員おっしゃいましたとおり、各種犯罪に関する情報については熊本県警本部から犯罪防犯情報がメールで発信されております。先ほどおっしゃられたとおり、熊本県の場合はゆっぴー安心メールとして情報提供されております。また、このメールサービスは、子どもたちの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内で発生した事案等を会員登録された方の携帯電話やパソコンにその都度配信されます。さらに、町内の小・中学校においても保護者向けに同様な情報サービスを行っております。また、大津警察署からの要請で、交番、駐在所の機関紙も各自

治会に配布いたしておるところでございます、御質問の各種犯罪に関する情報を提供する窓口や掲示板の設置ということは現段階においては考えておりません。光の森には掲示板というのがあるかと思えます。その中に行政用情報という、半分はそちらを使ってるかと思えますので、新たな設置というのは考えておりません。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） 平成18年ごろには、合志菊陽夜回り隊、光の森自警団がございました。それから約10年になります平成30年春には、熊本県警察署再編計画が実行されます。それと同時に、皆様の思い、町長の思いと私の公約等が現実になることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時10分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成28年9月6日（火）

（ 第 3 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成28年9月7日（水）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成28年9月9日（金）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

平成28年9月13日（火）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成28年第3回菊陽町議会9月定例会)

平成28年9月13日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第2号 坂本秀則議員に対する辞職勧告決議(案)について

日程第3 菊陽町選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第4 議員派遣について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 大久保 輝 君   | 2番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 3番  | 西 本 友 春 君 | 4番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5番  | 佐々木 理美子 君 | 6番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 7番  | 吉 本 孝 寿 君 | 8番  | 吉 山 哲 也 君   |
| 9番  | 北 山 正 樹 君 | 10番 | 坂 本 秀 則 君   |
| 11番 | 石 原 武 義 君 | 12番 | 岩 下 和 高 君   |
| 13番 | 大 塚 昇 君   | 14番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 甲 斐 榮 治 君 | 18番 | 渡 邊 裕 之 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                              |           |                        |           |
|------------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長                          | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                  | 井 手 義 隆 君 |
| 教 育 長                        | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長                | 徳 淵 盛 也 君 |
| 総 務 部 長                      | 吉 野 邦 宏 君 | 福 祉 生 活 部 長            | 佐 藤 清 孝 君 |
| 産 業 建 設 部 長 兼<br>商 工 振 興 課 長 | 松 本 洋 昭 君 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長 | 山 崎 謙 三 君 |
| 総 務 部 審 議 員 兼<br>総 務 課 長     | 吉 川 義 則 君 | 総 合 政 策 課 長            | 阪 本 浩 徳 君 |
| 財 政 課 長                      | 東 桂 一 郎 君 | 税 務 課 長                | 酒 井 章 彦 君 |
| 人 権 教 育 ・ 啓 発 課 長            | 高 木 定 伸 君 | 福 祉 課 長                | 西 本 一 浩 君 |

福祉生活部審議員兼  
子育て支援課長  
介護保険課長  
西部支所長  
建設課長  
産業建設部審議員兼  
環境生活課長兼  
下水道課長  
学務課長  
図書館長

宮 本 義 雄 君  
市 原 憲 吾 君  
服 部 誠 也 君  
小 野 秀 幸 君  
今 村 敬 士 君  
士 野 公 典 君  
矢 野 信 哉 君

健康・保険課長  
町民課長  
産業建設部審議員兼  
農政課長  
産業建設部審議員兼  
都市計画課長  
総務課長補佐兼  
総務法制係長  
生涯学習課長兼  
中央公民館長  
農業委員会事務局長

阪 本 章 三 君  
宮 川 照 之 君  
志 垣 敏 夫 君  
大 山 陽 祐 君  
中 島 秀 樹 君  
古 賀 直 之 君  
川 上 一 弘 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきましては、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、文教厚生常任委員会、総務常任委員会、産業建設常任委員会の順といたします。

まず初めに、文教厚生常任委員長石原武義君。

○文教厚生常任委員長（石原武義君） 皆さんおはようございます。

傍聴席の皆さん、朝早くから傍聴ありがとうございます。

それでは、文教厚生常任委員会での審議の経過と結果について報告します。

まず、当常任委員会に付託された事項は、認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会に属する事項、認定第3号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成27年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の4件であります。

9月6日、9月7日にわたり、関係担当課長・係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行い、慎重に審議しました。なお、関係担当課は、図書館、西部支所、介護保険課、中央公民館、武蔵ヶ丘町民センター、南部町民センターを含みます。生涯学習課、学務課、小・中学校を含みます。町民課、子育て支援課、福祉課、健康・保険課でございます。

第3日目は、北小、武蔵ヶ丘中、中部小を現地調査しました。

審議の経過につきましては、要点を記録した資料が配付されていますので、その中で主なものを報告いたします。

それでは、図書館。

歳出の面で、空調機保守点検委託料200万7,720円について説明がありました。本来の年間保守業務委託料は、冷暖房の切替え作業や機器等の保守点検、清掃等を含めて73万3,320円ですがという問いに、昨年8月、空調機器を操作する中央監視装置のふぐあいが原因で空調機器の操作ができなくなった。そこで、緊急の対応が必要となり、空調設備中央監視装置交換調整業務委託料が新たに生じました。金額は127万4,400円、これを加えて200万7,720円ですとの説明がありました。

図書館ホールの自主文化事業として、芸術文化祭、みんなできくようコンサートの2つがあり、平成27年度から実施、27年度は450人の集客でしたとの報告がありました。

また、27年度の図書購入は5,037冊で、費用約880万円とのことでした。

続きまして、西部支所。

予算との関係で不用額が多くなったが、西部支所オープン初年度でどれくらい必要か読めなかったと説明がありました。

健康増進室の運営、利用者等の質問に対し、NPO法人きくように体育館及び地域センターの貸館事業を含め委託しているとのことでした。また、利用者は、27年度は1,071人、利用料金は、町内者が2時間200円、町外者が400円と説明がありました。

次、介護保険課。

老人保護措置はどのようなものか説明を求めるといことで、経済的理由や家族の支援がなく、在宅生活が困難な方で、町が費用を負担して養護老人ホームへの入所をさせるものかという返答でありました。

また、包括のケアマネジャーはどれだけのケアプランをつくっているのかという質問に対して、町内全体で230名の要支援者に対するプランを作成しており、包括はその約半数を受けているということです。

扶助費の重度要介護者介護手当はないのかという問いに対しまして、昨年度において国が明確な基準をしたため、該当者がいなくなりましたとの回答であります。

通所型介護予防事業について、どういうものかという説明を求めました。前者は、身体機能の衰えた高齢者を対象に運動、栄養指導、昼食、買い物、入浴等の教室を「さんふれあ」で実施したもので、後者は、ひとり暮らし高齢者で発作などの疾患がある人や下肢筋力の低下により立ち上がり介助が必要な人に通報装置を貸し付けるものかという説明がありました。

また、介護予防教室（ミニデイ）の実施場所はという問いに対して、福祉支援センター、東部町民センター、三里木町民センター、ふれあい交流・福祉支援センターの4か所であるという説明がありました。

続きまして、中央公民館。

公民館の管理委託料が平成26年に比べ平成27年度が増額している、その理由の説明を求めました。平成26年度までは、1年間分の公民館、町民体育館及び町民グラウンドの管理委託料を公民館費と体育振興費で委託料半年分を支払っておりましたが、平成27年度からは公民館管理委託料と体育施設管理委託料を各担当の予算から支払うことにしたため、公民館の委託料が増額したものであるという説明がありました。業務の内容には全く変わらないということです。

生涯学習課。

学校・家庭・地域の連携推進事業というものは主にどのような事業でしょうかという質問がありました。以前の学校支援地域本部事業から名称が変わって、内容的には授業の中にボランティアを入れてもらう事業で、各中学校に1名ずつコーディネーターを配置し、ボランティアをあっせんしてもらっているとのことでした。

それから、菊陽町文化財ボランティアガイド補助金及びガイドの実績について内容の説明を

求めました。補助金は年間10万円、27年度の実績として、年間500回程度、延べ2,000人にガイドしたとのことです。なお、会員数は約30名とのことです。

学務課。

幼稚園職員研修補助金の対象はとの問いに対して、平成27年度は美鈴幼稚園と尚綱幼稚園の2園分計上したが、申請があったのは美鈴幼稚園のみということでした。

スクールソーシャルワーカーについて、中学校2校にそれぞれ配置しているのかとの問いに対して、平成27年度は、武蔵ヶ丘中学校の校区に支援を要する児童・生徒が多いことから、武蔵ヶ丘中学校区に配置するというので、武蔵ヶ丘中学校を拠点として配置したとのことです。

それに対して、以前中学校2校に配置するというふうに思っていたが、変更したのかに対して、事案が武蔵ヶ丘中学校に多いこと、また小学校の早い段階で対応することが重要であるということから、中学校ではなく、中学校区を範囲として武蔵ヶ丘中学校区を重点的に取り組んだという説明を受けました。

不用額について、使用料及び賃借料や工事請負費に1,000万円以上の不用額があるが、どう理由かという問いに対しまして、予算を計上する際、概算工事費で計上し、その後設計に入るのので、その差額です。さらに、入札率も加わり、不用額が出る。事業費が大きくなればなるほど不用額も大きくなる可能性があるとのことですと説明を受けました。

町民課。

マイナンバーの運用状況を知りたいという質問に対して、昨年11月に通知カードの送付を完了した。個人番号カードの申請については、8月末現在で3,222件、交付件数は2,336件、人口から見ると1割弱が申請している状況とのことです。

また、個人番号カードを持つメリットは何かという質問に対して、個人番号カードは、身分証明書として使われるほか、ネット申告、インターネットでの各種手続に利用できる。また、住民票などの交付を受けられるコンビニ交付にも対応しているが菊陽町では実施していないとの説明がありました。

子育て支援課。

保育対策総合支援事業費補助金の対象となっている家庭支援推進事業とはどのような内容かという質問に対して、家庭支援保育士として町職員をなかよし園に1人、みどり園に1人配置し、特に配慮を必要とする児童や世帯を支援しているという説明がありました。

多子世帯支援事業補助金の内容はどういう質問に対して、3人以上の児童を扶養し、3人目以降の3歳未満児の利用者負担額を軽減する事業の県補助金であるという説明を受けました。

また、来年の待機児童数の予測はどういう質問に対して、平成27年94人、平成28年10人、いずれも各年度4月1日の現状です。94人から10人と激減したその理由は、認定こども園、小規模保育所等が開園したとのことによるとのことです。

また、来年の予測はに対して、人口流入等により予測は非常に難しいということでした。

次行きますして、福祉課。

民生委員児童委員の充足状況についての質問に対して、定員は、地区担当民生委員が58名、主任児童委員が3名の計61名、現在七、八名が不在とのことでした。

これから高齢者が増える現状で、民生委員の役割はますます重要になってくるが、報酬が少ない気がするがという質問に対して、現在町は民生児童委員協議会補助金として約522万円補助している。これ以外に県から1人につき6万円弱の活動費が支給されている。また、地区によっては、地区役員として手当等が支給されている。しかし、あくまでも民生委員の活動はボランティア精神であり、民生委員法の規定により給与は支給しないとあると説明を受けました。

健康・保険課。

病院群輪番制病院運営事業補助金の内容はという説明を求めましたところ、救急医療体制整備のため、熊本県において各救急医療圏を定めている。菊陽町は菊池圏域の救急医療圏に入り、菊池圏域にある救急病院7か所への補助を行っているとの説明を受けました。

一般会計からの繰入れ・繰出しは、法定内と法定外はどうなっているのかという質問に対して、全額法定内で、約2億9,200万円となっている。法定外はなしとのことでした。

国民健康保険の徴収についてですが、収入未済額が約3億4,500万円あるが、これは何年分かという問いに対して、最も古いもので平成6年の分もあり、約20年前からの分も残っているとのことでした。

また、徴収できない分は、不納欠損を行うことになるのかとの問いに対して、滞納者に対しては、預金差し押さえなどを行っているが、徴収率は毎年15%前後である。このままにしておくと5年で時効になるが、ならないように滞納処分等に努めているとのことでした。

以上が関係各課との審議の内容、質疑、応答であります。

続きますして、採決の結果を報告いたします。

認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会に属する事項について、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認定第3号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第4号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第5号平成27年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上が結果の報告であります。

質問があれば自席にてお答えします。

○議長（渡邊裕之君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連しておりますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第3号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 認定第3号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

先ほど委員長の報告にもありましたように、この国保税のことは報告で出てきましたけれども、やはり委員の中からは、税金をもっと取っていただくと法定外の繰入れなどをしなくてもいいという意見も出されています。ただ、国民健康保険税については、やはり高過ぎて払えないというのが、今までもずっと議会で取り上げてきましたけれども、町民の皆さんから寄せられるところで、一番やっぱり生活を圧迫しているという状況があります。各年度の国保税の収納状況を見ましても、毎年低下してきており、平成27年度は68.65%となっています。

今回、報告でもありましたように、平成27年度は法定外の繰入れは行われていません。私は、今まで、国保会計にやっぱり一般会計から繰入れを行ってでも国保税の値下げが必要ではないかというのを要望してきました。やはりこれからも、非常に生活が厳しい中、国保税の負担が本当に重くなっておりまして、やはり年金で生活されている、また職がない、いろいろな国保税を納めているところの方はそういう層が非常に多いというところがありますので、法定外の繰入れを行ってでも、やはり国保税の値下げをすべきだということで、そういう運営を求めたいという理由で反対とします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

認定第3号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出についてでございます。

国民健康保険事業は、低所得者の加入割合や前期高齢者の加入が多く、財源基盤が弱いということは構造的な問題でもあります。高齢化や医療技術の高度化により医療費は伸びる一方であり、多くの市町村では、依然として国保は厳しい財政状況にあります。

本町の国民健康保険特別会計におきましては、年々決算額が増加する傾向であります。療養給付費の後期高齢者医療への支援金、介護保険への給付金など、それぞれ必要な財源の確保

を行い、健全な国保運営が行われております。また、病気の早期発見や健康管理のための人間ドックの助成や生活習慣病の予防、健康指導など、医療費の削減にも努めておられます。これらのことから、菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については賛成といたします。

今後とも疾病の予防対策に努められ、健全な安全的な運営をお願いし、私の討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号平成27年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号平成27年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定をいたしました。

次に、総務常任委員長中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の審査の経過と結果を報告します。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項、認定第2号平成27年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算、以上2件であります。

9月6日、7日の2日間にわたり、認定第1号、認定第2号について、各担当課長及び係長等に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の経過につきましては、要点を筆記した資料を配付しておりますので、特に重要なものだけを報告します。

まず初めに、東部町民センター。

催し物等でのセンターの利用状況について説明をとの質問に対し、平成27年度も例年と同様の事業を実施しており、いきいき交流会やスポーツ大会等を対象となる旧行政区の区長を通じて多くの方々に呼びかけているとの答弁がございました。

次に、予算の概要説明と見比べて、おおむね当初予算の範囲内で事業を実施しているようだが、人件費の支出が少なくなった理由と、備品購入費に関しては当初予算以上に支出しているようだが、内訳の説明を求める質問がありました。

それに対しまして、人件費については、人事異動に伴う職員給与の減が影響している。臨時職員の人員も変わりはない。備品購入費については、当初予算ではスチール棚のみ計上していたが、その後ワイヤレスマイク、講座で使用するガスオーブン、子機つき電話を購入した。子機つき電話については、各種業務で事務室を不在することが多々あったので必要であったとい

う答弁がありました。

続きまして、総務課交通防災係に参ります。

質問では、地域内の街路灯については、補助金を支出しているが、交換はほとんどLEDなのか。町としてはLED化を進めているのかとの質問に対し、地区街路灯のLED化は全て終わっているわけではなく、まだ数年はかかると見込んでいる。地区の予算や町の予算の都合もあるので、進みぐあいは地区によって異なるとの答弁がありました。

次に、交通安全教育講習員負担金について、交通安全教育講習員とはどこにいるのかとの質問に対し、大津地区交通安全協会の講習員のことであり、負担金は交通安全協会が行う交通安全教育講習に関する負担金であるとの答弁でございました。

続きまして、次のページで、交通安全施設工事について、道路管理者と交通管理者が設置するものがあると思うが、総務課はどのような道路標示をしているのかとの質問に対し、「速度を落とせ」、「急カーブ注意」などの注意喚起のものを表示しているとのことでありました。また、外側線は建設課で設置しているとの答弁でございました。

続いてまいります。総務課総務法制係。

質問では、にじの森の公民館新設について、通常は地区住民が長年積み立てて建設するところが多いが、新しい行政区でどうやって建設できたのかとの質問がありました。これに対して、住宅販売の際に各住宅メーカーの販売価格に5万円上乘せしてあり、自治会ができた際に開発事業者からそれを自治会に渡し、それを原資として建設したとのことであり、なお、土地については町が1,000万円程度で購入しているとの答弁でございました。

続きまして、総務課人事秘書係に参ります。

質問では、特別旅費について、屋久島町に災害見舞いに行かれたのか、誰が何回行ったのかとの質問に対し、屋久島町関係では、災害見舞いに町長以下3名、屋久島町ふるさと産業祭にも訪問し、その他に中央省庁への各種要望などに町長や関係課長等が出張しているとの答弁でございました。

続いてまいります。三里木町民センター。

質問では、害虫防除業務委託料は、薬剤代だけなのか、業者に支払うのか、樹木剪定消毒手数料とは異なるのかとの質問に対し、薬剤代、作業費まとめて業者に委託料として支払っている。害虫防除は屋内、樹木剪定消毒は外に立っている樹木を対象としているとの答弁でございました。

続きまして、施設使用料徴収について、西部町民センターと三里木町民センターでかなりの差があるが、これはなぜかとの質問に対しまして、西部町民センターは自主講座と貸し館業務で、午前、午後、夜間の区分で支払っていただいている。三里木町民センターでは、貸し館業務のみで使用料を取り、福祉目的でつくったという経緯があるので、自主講座については使用料を取っていないという差があるとの答弁でございました。

続いてまいります。選挙管理委員会。

投票所借り上げ料1万円についての質問がありました。これに対し、行政区にある青葉台公民館と上津久礼公民館を借りるために地区に5,000円ずつ支払っているとの答えがありました。

続きまして、総合政策課。

質問では、国勢調査における報酬額の内訳と回収率はどのようなものであったのかとの質問に対し、報酬は、単純に頭割りすると5万3,000円ぐらい。国の基準があり、基本的には均等割プラス世帯数で計算しているとのこと。何度も回らなければならない世帯もあって、1回で終わる世帯もある。今回はインターネット回答が導入され、インターネット回答がなかった場合に紙の調査票を配付したとのこと。今後、インターネットの回答が多くなれば、調査員の仕事量が少なくなるため、町ではインターネット回答を推奨しているとの答弁でございました。

次のページに参ります。

空き家実態調査業務委託料は455万7,600円で、半分が現地調査分、半分がフォロー分ということだが、実際問題、行政が空き家対策をこれから先はどのようにしていくのか。微妙なところが多分にあるため、あくまでも慎重に取り組んでもらいたいとの質疑がありましたが、それに対し、昨年5月に空家対策特別措置法が施行され、空き家対策には環境、防災、利活用などの面がある。実態調査では、本町で空き家は昨年末で176件あり、それをデータベース化し、空き家の程度も確認している。ただ、実際数は、熊本地震の影響もあり、変動している。空き家の状況はさまざまで、解体が必要と思われるものから利活用できそうなものもある。なお、空き家には個人の財産権があるので、計画をつくる場合、専門家の意見を聞きながら慎重に取り組まなければならないと考えているとの答弁がございました。

続きまして、巡回バス委託料は、いつ見てもがら空きで、大型バスを利用する人がいないなら、小型化などの町の検討課題はないのか、小型バスやタクシー等の考えはないのかとの質問に対し、平成26年度の巡回バスの乗車数は3万1,834人、平成27年度は3万5,768人で、3,934人増加している。平均乗車数は少ないのが実情で、北部線が一番少なく、1便当たり1人未満で、最も多いのは西部線で、10人ほどの乗車があるとのこと。平成25年、26年と見直しを行ってきたが、将来的には、別な方法や、合志市、大津町などと広域的な取組も考えている。また、平成28年度には、地域創生の補助金を活用して公共交通に関する調査を予定しており、将来の地域公共交通網計画を検討したいと考えているとの答弁でございました。

次に参ります。人権教育・啓発課。

質問では、一番下の講師謝金が336万円と非常に高額であるが、内訳の説明を求めるとの質問に対し、小・中学生に対する集会所学習会を町内3学校を対象として、馬場・入道水教育集会所及び中代公民館を会場に、小学校は週2回、中学校は週1回、年間を通して実施しているので、延べ200回ほどの実施をしているということでもございました。また、青少年を対象としたスポーツ交流学級や識字学級等も実施しているとのことでもございました。

次に参ります。

今日の情勢として、今でも人権教育を続けていかなければならない状況にあるのか、また菊陽町の人権啓発に関する予算と近隣2市2町の比較についての説明を求める質問がございました。

それに対しまして、人権教育の必要性については、今日も起こっている最も大きな問題の一つに結婚差別があるということ。差別をされる側の問題ではなく、する側の問題として捉えて、今後も人権教育・啓発を続けていかなければならないと考えている。人権啓発に係る予算、重立ったものとして、団体助成金については、近隣2市2町と比較して同程度の額となっているとのお答えでございました。

次に、団体助成金について、支出の法的根拠、補助金をいつまで継続するののかとの説明を求める質問がございました。それに対し、団体補助金については、制度ができた当初、地域改善対策特別措置法の規定にのっとり、各種団体の啓発活動を補助してきたもので、現在は町の補助金交付規定に基づいて交付している。法が切れた今日においても、差別解消の取組は必要であり、研修会等の参加について、全て自費での参加は難しい面があり、結婚差別等の問題が発生している以上、人権啓発の指導者として活動を続けていくために、当面は補助を続けていく必要があると考えているとの答弁でございました。

続いて、税務課に参ります。

質問では、軽自動車税の徴収率は、収入未済額の額が多いようであるがの質問に対し、例年と比べて徴収率は低下していない。平成26年度が97.2%、平成27年度は97.1%である。平成26年度から平成27年度にかけて徴収率が0.1%落ちているが、登録台数が増えた分、収入済額自体は増えている。過年度分の収入未済額は672万円となっているが、これは平成13年から平成26年度分までの合計であり、過年度分は隔年の未納額を繰り越したものであるから、徴収率はどうしても現年度分より下がるとの答えでございました。

続きまして、財政課に参ります。

質問では、公共施設等総合管理計画は何年計画であるのかとの質問に対し、期間は10年間の計画であり、長期的な公共施設の管理計画を策定することが目的であるため、10年後に見直しが必要な場合は更新しながら進めていくとの答弁がございました。

ほかに、地方交付税が今年7億円ということだが、一番少ない年は2億円の年もあったが、増えてきた理由はとの質問に対し、地方税の収入も伸びているが、人口増加等により全体の需要額が増えたからであるという答弁がございました。

次のページに参ります。

委託料にあるエレベーター保守点検業務について、三里木町民センターなども同様にあり、一括した方が効率的、作業効率、価格面でも効率的であるのではないかという質問に対し、各施設により違いはあるが、随意契約や入札時に選ばれる業者は専門業種であるので同じような業者になるとの答弁がありました。

続きまして、土地取得特別会計に関しましては質疑はございませんでした。

次に参ります、会計課。

質問では、現在肥後銀行を指定金融機関としているが、ほかの指定金融機関とする選択肢はあるのかに対しまして、選択肢はあるが、現在のところ変える考えはない。システム、納付書等、変更や費用面での問題もあるので、簡単にはできないとの答弁でございました。

最後、議会事務局は質問はございませんでした。

以上が審査の経過です。

なお、付託されました2件につきまして採決を行いました結果、認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定すべきものと決しました。

認定第2号平成27年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成により認定すべきものと決しました。

総務常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論、採決を行います。

認定第2号平成27年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号平成27年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員長北山正樹君。

○産業建設常任委員長（北山正樹君） 皆さんおはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の経過と結果の報告をいたします。

初めに、産業建設常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項、そしてもう一件が議案第38号平

成27年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の2点であります。

9月6日、7日、9日の3日間にわたり、認定第1号、議案第38号について各課の課長及び係長、担当者の詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

なお、9日の日には、先日可決をしました議案第43号益城町公の施設、下水道の関連施設である株式会社アイディエスの建設現場、そしてあと2区画を残すのみとなりました原水工業団地、そして今住宅の建設、建て替えが進んでいる古閑原団地の現場、及び今回の地震によって被災をいたしました西原村の大切畑ダムから深迫ダムに至る送水管の確認を行いました。

審査の過程につきましては、要点を筆記した議事録が皆様方のお手元に届いていると思いますので、その中から重要と思われるものについてのみピックアップをして報告をしたいと思います。

認定第1号と議案第38号を一括して報告をし、報告の方もそのとおりにしたいと思います。

まず第1に、認定第1号の報告から参ります。

都市計画課から入ります。

南小校区で行われている定住補助金制度の適用を全町に広げられないかとの質疑には、南小校区の児童の減少、複式学級の対策という観点から実施されている政策であり、他の市街化調整区域、集落内開発条例制度が施行されている菊陽北小校区や中部小校区はこの制度を行わなくても児童は増加していることから、他の校区への補助金の交付は考えていないとのことでございます。

各行政区への公園管理委託料の算定基準についての質問がありました。答弁では、1平方メートル当たり45円という公の積算額により安価に管理をお願いしている。これは区の活動資金にもなっており、町民参画、協働の考えにも合っており、好ましいと考えているとの答弁でした。

次に、商工振興課・企業誘致推進室に移ります。

不良土撤去負担金について、不良土とは何か、負担の案分はあったのか等の質問がございました。答弁では、原水工業団地の一角に名古屋精密金型社に売却した土地のことで、不良土といっても環境に悪影響を及ぼすという意味ではなく、同社の工場建設の基礎工事で、土壌とセメントを攪拌、混合して固める手法では土が固まりにくい性質であったことから、一部土壌を撤去、交換を行う必要が生じた。その費用は同地の売り主である町が負担することになる。その実施は工場建設の中で名古屋精密金型社が行うことになったことから、負担金という名目で同社に支出したという答弁でございました。

最後に、議案第43号で可決した益城町の公の施設（下水道施設）の利用に関する議案に出てきた企業、株式会社アイディエスとはどのような企業かというような質問がありましたので、その企業の説明の詳細は議事録に載っているとおりです。

次に、農政課の方に移ります。

町有林の管理業務は入札を行った結果か、森林・材木の使い道はあるのか、経済的に見合う

のかという質疑には、管理業務は見積りを合わせた上で委託先を決定している。森林については、材木単価が安いと、加工費の方が現在では高くつく。このまま伐採せずに大きく育てていくほかない。また、経済的に見合うのかという質問に関しては、平成27年度は間伐材の売り上げなどがあるので黒字を計上しているという答弁でした。

また、将来伐採した後には、新たに植林が必要になるのかという質問に関しては、植林が必要になるというお答えでした。

「さんふれあ」の維持費が上がっている。経年劣化も進行してきているので、今後の見直しについての質問がありました。

設備などについては、既に更新の時期を過ぎているので、経年劣化は進んできている。

また、施設の処分制限期限の残りについての質問がありました。設備によりませんが、おおよそ20年から30年ほど残っています。当初の目的としては、地域の農産物を販売して、温泉に入ってもらって、農村部と都市部の交流を深めるという趣旨でありました。しかしながら、年数が経過し、維持費もかかることや、販売も落ち込むことなどから、今後大規模なりリニューアルを視野に入れ、検討中ですということでした。

続いて、建設課の方に移ります。

基準点設置業務についての質疑がございました。基準点業務設置を進めておりましたが、その終わりは平成28年度で終了すると考えていましたが、今年4月に発生した熊本地震の影響で基準点にずれが生じました。よって、今は基準点の設置業務は見送っている。

また、地震でずれてやり直すということは、同じぐらいの期間がかかるのではないのかという質問に関しては、設置したデータを修正するだけでいいので、同じぐらいの期間はかからないというお返事をいただきました。

工事請負費の繰越明許費として1,000万円は平成26年度の繰越分かの質問には、平成26年度からの繰越分で、27年度に工事が完了しています。場所は町道下沖野北線で、菊陽西小学校の南側の東西に走っている道路ですとのことでした。

町営住宅の使用料の歳入の件ですが、その住宅使用料をあえて払わない悪質な人はいるのかとの問いには、そういう方はいらっしゃいませんと。払いたくてもなかなか払えないという状況で、随時相談しながら、計画的に少しずつでも払ってくださいという話をしているとのことでした。

国の道路補助が減っているという状況の説明を求める意見がありました。

お答えとしては、本来の補助率は55%になるはずですが、その55%を内示率100としたときに、その内示率が40%から55%まで削減されて補助されないという現状です。とても道路の更新には厳しい状況ですというお答えでした。

次に、農業委員会の方に移ります。

農地流動化推進事業について、2件と少なかった理由は。この質問については、本町においては担い手等に対する農地の集約は比較的進んでいるためです。一方、圃場整備されていない

農地や耕作しづらい農地に関してはなかなかあっせんに結びつかない現状があるという御説明でした。

下水道課に移ります。

下水道事業の健全化には、一般会計からの歳入分を使用料で徴収すればいいのか。この質問に対して、下水道事業は、雨水事業と汚水事業の両方で行っています。雨水に関しては、町民全体に関する事柄でございますので、一般会計で負担をしなければなりません。汚水事業については、利用者が限られている事業であるため、利用者には対価に応じて負担をしていただく必要がある。また、汚水処理原価に対する使用料回収率は95.9%でありました。

維持管理費は使用料で全部賄えているとのことですが、企業債の元金償還を含めた資本費が使用料では賄えていないため、基準外繰入金により不足額を補っている。雨水事業など一般会計から負担するものと、汚水事業で使用料において賄うべきところは使用料で賄う必要があるが、しかし使用料収入では賄えなかったため、平成27年度は一般会計から1億4,000万円ほどの基準外繰入れを行ったという答弁がございました。

その不足額を解消するためには、下水道料金を何%上げれば解消できるのかという質問に関しては、10%から20%のシミュレーションを説明しながらも、全体料金を一律に上げた場合は、事業処分の単価も含め、改定率などは慎重に検討する必要があるとの答弁をいただきました。

また、設備の面で、40年を過ぎた管路の状況について質問がありました。管内の破損には、ひび割れ、硫化水素による腐食などがあり、現在は塩化ビニール管（塩ビ管）を使用しているが、以前は遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）を使用しており、ヒューム管は硫化水素により腐食する可能性が高く、このヒューム管を樹脂系の管に内面をかえている工事を行っているという状況です。

下水路管の耐震化についての質問がございました。

管更生工事を行えば、マンホールとマンホール間のスパンは管の継ぎ目が一切なくなり、工法は、樹脂系の材料をマンホールから管路内に入れて、材料に水圧をかけて膨らませて、温水を巡回させ、樹脂を硬化成形させることにより管の内側に新しい下水道環境を形成する工法を採用しているという答弁をいただきました。

最後に、環境生活課をお願いします。

ごみ等の収集運搬委託料は随意契約と思われるが、その理由は何かとの質疑がございました。収集業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の基準を満たす町内唯一の業者であるし、下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法による救済措置としての理由もあり、随意契約を結んでいるということです。

今回の熊本地震災害ごみの受入れは行っているのかとの質問がございました。解体ごみ借り受け場として、現在下津久礼し尿処理場跡地に設置して、災害ごみも瓦・瓦れき類に限り受け入れているとの答弁でございます。

災害等廃棄物処理事業費補助金は2分の1となっているが、残り2分の1の交付税措置についてはどのように見込んでいるのかの質問をいたしました。町の財政力の状況で判断をされるため、残り2分の1の交付税措置については厳しい状況にあるという答弁をいただきました。

以上、慎重に質疑、検討をし、採決の結果を御報告をいたします。

認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち産業建設常任委員会に属する事項の認定については、全員賛成により認定すべきものと決しました。

また、議案第38号平成27年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、これも全員賛成により可決認定すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

質疑がありました場合は自席の方から答弁をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告は終わりましたので、これから認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 文教厚生常任委員会の石原委員長にお問い合わせをします。

ページ3ページ、レジュメの3ページ、ちょっと的を射とる質問かどうか分かりませんが、服部支所長の真ん中ぐらい、健康増進室の利用者はどれだけあったか、平成27年度は1万71人の利用がありました。これのところで1つ、利用者の年間目標というのが立ててあるのかどうか1つ。

それと、利用料金は町内者が2時間で200円、町外者が400円となっているが、その利用料金の目標もできているのか。

それと最後に、委託をNPO法人クラブきくように体育館及び地域センターの貸し館業務を委託をしていると。これについて、この中身が分からなければですたいね、このNPO法人クラブきくよりの運営自体も非常に目標のない運営の状況になると思いますが、これとの絡みはどういうふうにされているのかお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 石原武義君。

○文教厚生常任委員長（石原武義君） いろいろと大変難しい質問で、完全に答えられませんが、この目標、1万71人の目標、健康増進室の利用者、これは目標というよりも、もう一年一年人数が多くなっていくようにというその行政側の気持ちでございます。ただ、施設の面積等々により、利用者は限られて、限度があると思っております。大変これは非常に人気のあるところで、どんどん宣伝等して利用していただきたいと思っております。

次は何でしたかね。

（「NPO法人」の声あり）

これは、NPO法人、健康増進室の運営はどこに委託してあるかと、これは当然NPO法人

きくように委託してあります。その内容はそのとおりでございますとしか今答えられませんので、後ほど川俣議員にはお答えしようと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 従来は各委員長の報告の後に質疑を受け付けてらっしゃいましたので、そのときにできるかと思っておりましたが、総務常任委員会ときにはそれがありませんでしたので、ただいまの戸惑いもその辺にあるかと思えます。議長の方でよく整理をしていただきたいというのが1つ。

それで、今川俣議員も委員会のことについて質問されましたので、よければ今ここで総務常任委員会ときにしたいと思っていた質問をしようございますか。

○議長（渡邊裕之君） 第1号議案に関するものでしたらどうぞ。

○17番（甲斐榮治君） 多分そうなると思います。

1点です。そんなに難しいことではありませんが、私たちは3常任委員会に分かれて決算の審議をして、さらに9月8日には全員協議会を開いて、それぞれの委員会の討議状況を一度集約をして、そういう状況で来ましたので、そのときにかなりの質問はできましたけども、ちょっと今日初めて見たことですので、そのことを質問したいと思います。

総務課総務法制係のにじの森の公民館の新設についてというところです。現在よく聞く話は、光の森等で公民館の建設ということがよく出てきますけれども、光の森の場合には、町の方でキャロピアをつくっていただきましたので、現在はもう大分解消されておりますが、それぞれの町内にはまだ公民館がない状況ですね。その公民館をつくる資金について、光の森の方たちは、一方ではその住宅に対するローンを抱えて、また新たに公民館をつくるその資金を出すというのは非常に重たいという意見があるんですが、ここで見ますと、にじの森の場合、一定の規模を持ったこれは開発になりますが、その場合には、各住宅メーカーの販売価格に5万円を上乗せしてというのがありますですね。それを後で自治会の方に還元をして、それがもう資金になってきたと。なるほどなと、うまい方法だと思うんですが、ただ、これは販売するときに了解が成り立っていないとちょっと問題になるかとも思いますが、その辺について、その販売費にこの5万円を上乗せしますよ、ただしこれは後々公民館の建設に使うためのものですよというふうな、そういうことが明らかに説明されてあったのかどうか、委員会で討議されたか分かりませんが、中岡委員長、もしもその討議があったら教えてください。なかったら、後でまた係の方に聞きに行きたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君） 御質問にお答えします。

にじの森の公民館新設につきましては、165戸できておりまして、その当初の契約内容等についての質問及び質疑等はございませんでした。今回のケースはここで説明を求めるにとどま

っております。

以上でございます。

(17番甲斐榮治君「はい、分かりました」の声あり)

○議長(渡邊裕之君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊裕之君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

1つは、評価すべきところは、今までも述べてきていますが、3点上げたいと思います。1つは、教育の充実では、町独自で小学校に学習サポーター7名、また中学校には4名配置をされていることです。また、学力充実指定事業として、中部小、南小へのタブレットの導入など、ソフト面でも力を入れておられるところです。

2つ目は、教育施設の整備ですけれども、武蔵ヶ丘中学校の校舎の増築・改修事業に7億9,153万円、文教厚生常任委員会でも視察をさせていただきましたが、非常に使い勝手がよくて、工事をされていまして、生徒にとっても本当にいいだろうなというふうに感じました。

そのほかに、小・中学校の非構造部材対策事業が行われていまして、今回の地震に対しても、天井などが撤去されていたのでよかったのではないかというふうに思います。

その他、子育て支援では、子ども医療費の助成に2億118万6,533円、また北小敷地内に学童保育施設の設置があります。これは4,275万4,000円でした。この学童施設の設置も委員会で視察をさせていただきました。今五十五、六名の学童が利用してるということで、立派な施設になっていました。

また、待機児童支援助成事業も、待機児童の数が今後減っていくとはいえ、これも大切だと思っています。

3点目は防災の面ですけれども、自主防災組織の育成支援事業として、新たに平成27年度には15地区に補助金が支出をされて、町も防災訓練などを実施されたということです。ただ、防災組織は、これからいろいろ、中身についてはまだまだ充実をしていかなければいけないのではないかというふうに思っています。

反対の理由ですけど、第1は職員の問題です。町は、職員の中で、これもずっとこの間述べていますので、同じような指摘になるんですけれども、やはり非正規職員の割合が県内トップ、九州でもかわらなければ、以前は4番目と言われていましたけれども、トップだという状況で、これはやはりぜひ改善が必要ではないかと考えます。

1つは、公務員のワーキングプアの問題もありますし、今回の地震のときなどの対応も、も

ちろん全職員一丸となり、不眠不休で頑張っておられたと思いますので、その点は感謝をしているんですが、やはり正規の職員の比率が低いために、かなりやはり正規の職員の方の負担が大きかったのではないかと推察をします。そういうことも兼ねて、今後改善が必要だというふうに思っています。

2つ目は、同和団体助成金については、このことにつきましてもこの間ずっと一貫して言ってきましたが、地域改善対策特別措置法も失効しており、運動団体への補助金、助成金は廃止すべきだと思います。

第3点目ですけど、マイナンバー制度についてです。私は、このマイナンバー制度の支出があるんですけど、これはもちろん町の問題だけではなく、国の制度ということもありますが、住基ネットのときも全国でも5%の普及しかなかったと先ほどの資料にもあったかと思えますけれども、あれは費用対効果でどうだったのかという疑問を感じています。このマイナンバー制度は、内容については今までも問題点を指摘してきました。今回申請件数は、人口から見ると約1割弱ということで、この制度そのものも問題があるのではないかと、この3点を指摘して、反対の理由とします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私は、認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

平成27年度の事業については、限られた財源をもとに、効率的、効果的に事業を進められております。教育、健康、福祉、生活基盤や防災、それぞれの分野で、暮らしやすい安全で安心なまちづくりが進められております。

それに、反対をされました小林議員の同和问题につきましても、もう議員として6期もされておる中で、いまだこの同和问题の認識が伝わっていないのは私としては残念と思います。この同和问题に対する助成金については、部落差別は既に解決されているという意見もありますが、最近では、総務常任委員会の議事録にもありますように、差別はまだ残っております。人権の尊重というのは人の心を訴えかけることもあります。特に同和问题は、心理的に差別の問題でありますので、同和问题と連携して、お互いに学ぶことを取り組むことは有意義なものもあります。そのためにも、助成金はぜひ必要だと思います。

このことから、平成27年度の菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定に賛成し、また復興対策の多額の財源が必要な中ではありますが、今後とも効率的、効果的な行政運営と財政の健全化に努められることをお願いし、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同よろしくをお願いいたします。

終わります。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 平成27年度一般会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論をいたします。

お二方、今賛成、反対、それぞれ申されましたけれども、私はちょっと違った観点から討論をいたしたいと思います。

言うまでもなく、この決算審議というのは、1つには予算の執行が期中の補正も含めて公正かつ適正に行われているか否かということを経査するものであります。それは、議会の初日に監査委員から報告されたとおりであるというふうに私も判断をいたします。

2番目に、いつも私はここを見ますが、財政構造の問題です。これは、監査委員の監査報告の中にも指摘されておりますが、あえてもう一度申し上げたいと思います。

要点は、町の財政が収支のバランスを保ちながら、経済の動きや町民の望みに応じて対応し得る柔軟性を保持しているか否かということに尽きると思います。何点か申し上げますが、人口増と企業の誘致等が成功しておりますので、それを基礎に本町の財政の規模は大きくなっております。2番目に、数値が1に近いほど財政力が強いと判定される財政力指数は、過去5年間、0.91から0.93の間を動いております。極めて良好な状況にあるということですね。それから3番目、財政の弾力性をあらわす、弾力性というのは、要するに新しい事業をすることができる力ですね、弾力性をあらわす経常収支比率、これ以前は70%から75%が望ましいというふうにずっと私もそう思ってきましたが、最近は類似団体との比較で判定をされておるようです。類似団体の平均値が88.4%になっておりますが、本町は83.1%と良好な状態。4番目、公債費負担比率、簡単に言いますと借金返済の一般財源の総額に対する比率と考えておりますが、これも財政の柔軟性をはかる数値であります。15%以内であることが望ましいというふうに常々言われておりますが、本町の平成27年度決算の数値は16.1%であります。15%を超えておりますけれども、これは繰上償還額がその中に含まれておるのでそのようになっておると。そこを除けば13.1%で、15%の枠内にとどまっております。それから5番目、自主財源と依存財源、自分たちが自ら稼げる財源と国とか県とかの補助金による依存財源の比率が57.3対42.7となっております、本町の場合。県平均が35.2対64.8ですから、自主財源と依存財源、ひっくり返っております。自主財源がはるかに少ないという状況ですね。全国平均でも48.0と52.0ですから、これも自主財源が依存財源よりも少ないという状況にあります。本町は57.3対42.7と、これも良好な数字であると思います。それから、公社とか第三セクター等を全て町全体の連結決算でも町の財政は黒字であります。

以上、全てを含めて、菊陽町の財政は健全状態にある、これはもう監査委員の指摘のとおりであります。

3つ目です。ただし、若干の不安を監査委員も指摘しておられます。将来における健全性を維持すること、町民の福祉をより豊かに発展させること、その面での不安ではありますが、1つ目は、国の財政状況です。安倍内閣で3本の矢が言われておりますが、一言で言えば、これは

もう安定的な財源確保がずっと維持できるかどうか危うい状況にあります。

例えば臨時財政対策債、これは地方交付税交付金の不足を行うために国が地方自治体にさせている借金ですけれども、本町でさえその累積が57億円に上っております。不安材料の一つです。

2番目に、一般会計から他会計への繰出金の問題があります。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道特別会計等へは、一般会計から一定の額を繰り出さねば、保険料とか利用料の値上げにつながりかねない、そういう要素を含んでおります。将来は、それぞれの会計が独立して解決すべき課題でありますけれども、一朝一夕にいく問題ではありませんが、不安材料の一つではあると思います。

結論として、財政の健全性をずっと維持していくこと、大事なことですけれども、これ自体が目的ではないと考えます。目的は町民の福祉の増進、それを実現するための条件として、財政の健全さ、あるいは柔軟性がずっと続いていくと、そういう条件を持っておるというにすぎないと思います。

今後、皆さんも御承知のとおり、想定し得る課題として、平成28年熊本地震による多額の災害復旧・復興費、庁舎、町立体育館、中央公民館、総合スポーツ施設などが今後の課題としてございます。他の自治体を研修のときあたりに検分しますと、役場庁舎に行けば、その近隣に図書館があり、中央公民館、体育施設、社会福祉関連の施設、子育ての施設があるというぐあいに、役場に行けばそこで有意義な時間を一定期間享受できるという、そういう空間がございます。一朝一夕にいく課題ではありませんが、そのような夢に向かっていく、そういう提案や素地を予算化していくことがそろそろ必要であると思います。本町の場合には、総合スポーツ施設に年1億円の積立てが昨年度から1億円ずつ開設されております。そういった夢を、財政の健全性を維持しながら夢を実現する、そういうダイナミックな動きの方向に持って行っていただきたいと。

以上のような期待を込めて、平成27年度決算の認定に賛成するものであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号平成27年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長報告は認定とするものです。

この決算は各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時33分

再開 午前11時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第38号平成27年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号平成27年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第38号は可決及び認定することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第2号 坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、発議第2号発坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、坂本秀則君の退場を求めます。

〔10番 坂本秀則君 退席〕

○議長（渡邊裕之君） この議案は、北山正樹君外6名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して、北山正樹君より趣旨の説明をお願いします。

○9番（北山正樹君） 坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）を提案する前に、趣旨の説明をしたいと思います。

まず、提案理由という形になると思いますが、この辞職勧告決議案を提出するに至って、またかと思わず人はこの中にもいるかもしれません。ですが、私としては、この問題は依然として解決されておらず、事件発生から今日に至るまでの推移について、議会のあり方に疑問を述

べる方もいて、私としては解決していない問題、すべき問題として今回の辞職勧告決議を提出をいたします。

坂本秀則議員に辞職勧告決議が4度にわたって決議されましたが、まだ辞職はしておりません。今回5度目となりますが、改めて辞職勧告決議を提出に至る3つの理由を述べます。

まず、1つ目です。坂本秀則議員が酒気帯び運転で検挙されたことをもって、当議会は今後飲酒・酒気帯び運転などの行為を起こした場合は速やかに議員を辞職することを決議しました。この決議の効力が発する日は、一般の法令同様、決議日以後に適用するのが通常のルールですので、坂本秀則君は自分にはその決議は及ばないと考えているように見えます。そのことについて述べます。

坂本秀則君が酒気帯び運転で検挙されたのは果たして偶然だったのか。たまたま1回の過ちのゆえだったのか、まずこのことを指摘します。坂本秀則君は、飲酒・酒気帯び運転の常習者であった、このことは周知の事実であり、私が1期目に隣の席に座っていたことで、その任期中に日常的に承知をしておりました。そして、当時の吉村議長、永野副議長をはじめ多くの同僚議員は坂本秀則君に何度も「酒臭いぞ。いつか捕まるぞ。注意しろ」とやめるように注意をした。その都度坂本秀則君は、今後注意する、やらないとわびながら、自分を律することを約束した。そして、前の任期中、大塚議員が議長を務められていたときのことですが、そのときも議員全員を前にして、飲酒・酒気帯び運転はしない、約束すると謝罪をして誓約をしたが、約束は守られず、昨年検挙されるに至りました。

坂本秀則君は、この議員としての任期中に何度も酒気帯び状態を指摘、注意され、そのたびに謝罪し、二度とやらないと約束してきた。飲酒・酒気帯び運転をしてはいけないことは、車を運転する者なら誰でも知っている常識中の常識です。何度も指摘、注意され、何度も言い逃れてきた。この行為は、善意に基づいて注意した人を欺き、前の任期では同僚議員を欺き、結果的に有権者をも欺いてきた。この責任の大きさは筆舌に尽くしがたいほど大きなものだと指摘したい。私の顔も三度のことわざのとおり、もう許されるものではありません。

私は、議会が決議をした申し合わせの辞職をするという決議効力の期日について、坂本秀則君は飲酒・酒気帯び運転を繰り返してきた事実から、さかのぼって適用されるべきことを強調します。

第2に、酒が抜けていない状態で仕事に出てくるという点についてです。どこの職場に酒が抜けていなくても許す職場があるでしょうか。酒が残っていない状態で出勤することは勤労者の努めであり常識です。坂本秀則君は何度も指摘、注意され、その都度謝り、二度とやりませんと言いながら、酒が抜けていない状態を繰り返してきた。二度や三度ではなく、桁が違う回数を重ねてきた。この勤労者が守らねばならない初歩的な努めさえも守らなかった違反者に対する世間一般の考え方、処遇を我々も考慮する必要があるということです。最低限の決まりも守れず、職場に酒のにおいをまき散らしても許す職場はあるでしょうか。私の知っている会社、団体では間違いなく免職です。行政の世界でも、酒のにおいをぷんぷんさせて出勤を繰り返

返す者には情状酌量などないでしょう。

しかも、坂本秀則君は議員という立場です。議員は、議案の審査に全力を傾ける立場です。議案の中には、町民の皆さんに負担をお願いする場合もあり、その議案の審査に真剣に取り組んでいるかどうか町民の皆さんの願いであり、関心事でしょう。その関心の中に、しらふであってくれなどは町民の皆さんも心の片隅にも思っていない事態と言えます。余りにも常識を踏み越えてしまっているからです。「信なくば立たず」という言葉があります。議会への信頼がなければ、決議への信頼もありません。坂本秀則議員は、その任期中、頻繁に酒が残っている状態で議会に出てきた。捕まったのは1回だという言い逃れはもはや許されません。世間一般の常識を当てはめるべきと考えます。

次に、第3の理由です。坂本秀則君は議員を続けることを主張している。しかし、その理由は私的なものと言わざるを得ません。議会、そして議員は、4万人の町民の皆さんを代表して行動することが使命です。審査、決議する内容は、広く町民の皆さんの生活に直結するなど、すべからず公的な存在です。私的な思い、願望は、議員という公の責務の前には考慮すべき対象ではありません。議員としての務めは広く、日常に広がっています。私的なものを制限し、公的な務めを優先することで私たち議員は町民の皆さんが納めた税金の中から報酬をいただいています。この事実をもっとかみしめるべきです。

坂本秀則議員が辞職していないこの期間、町民の皆さんからは、議会への不信の感情と決議された町政策の信用性に対する疑いと、議会が正常に機能しているか否かという疑念をつくり出している。これは菊陽町にとって大きな損害であり、今も続いている事態です。飲酒・酒気帯び運転で検挙されたのは1回かもしれないが、飲酒・酒気帯び運転がたび重なっていたことは既に触れていたとおりです。

以上の3点を代表的な理由としますが、検挙されて以来、そして辞職の勧告が決議されて以来、坂本秀則君には、自分の行いを深く反省し、その責任に見合う身の処し方を行うよう求めてきましたが、いまだ責任に見合う行動をとっていないことは誠に残念であります。議会の権威、決議への信頼の回復のためには、坂本秀則君が議員を辞職する以外には解決しないことを指摘します。

とともに、菊陽町議会もまた問われています。それは、この問題の解決は、坂本秀則君の任意による自発以外に方法はないと捉えるか、真の主権者である町民の皆さんに対する議会としての責任を全うする姿勢を示し得るかという点です。私たちは、坂本秀則君の飲酒状態を見逃してきた。その責任を議会としても問う必要がある、私はそう考えています。その一つとして、今回もまた坂本秀則君に対する辞職勧告決議案を提出することになります。同僚諸君、議員の諸君の皆さんには、確固たる姿勢を示していただくことを期待しております。

それでは、坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）を提出します。

上記の提案を別紙のとおり、菊陽町議会会議規則第14条1項及び2項の規定により提出します。

中をあけていただきます。

坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）。

坂本秀則議員は、平成27年6月12日、酒気帯び運転により道路交通法違反で検挙された。これまで議会は4度の議員辞職勧告を行ったが、いまだに辞職勧告を受け入れていない。これは町民の信頼を裏切る行為であり、議会の信頼をなくす行為である。

よって、本町議会は、坂本秀則議員に、議員としての責任をとり、辞職することを勧告する。

以上、決議する。

平成28年9月13日。菊陽町議会。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

坂本秀則君の退場を解きます。

〔10番 坂本秀則君 入場〕

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君に告知します。

ただいま坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案が可決されましたので、お知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 菊陽町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、菊陽町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員及び補充員は、今月30日をもって任期が満了しますので、選挙の必要があります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長において指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名推選をいたします。選挙管理委員に松村秀俊君、村上建二君、深水登代美君、北岡清君、以上の方を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました松村秀俊君、村上建二君、深水登代美君、北岡清君、以上の方が選挙管理委員に当選をされました。次に、選挙管理委員補充員には、吉村光裕君、種村哲文君、堀川正信君、酒井恵君、以上の方を指名いたします。お諮りします。ただいま議長が指名をいたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました吉村光裕君、種村哲文君、堀川正信君、酒井恵君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選をされました。次に、補充の順番についてお諮りいたします。補充の順番は、ただいま議長が指名をいたしました順番にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順番はただいま議長が指名した順番に決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。お諮りします。各種議員研修会に、議席に配付したとおり、議員派遣をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、議席に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。次に、お諮りをいたします。

ただいま決定をされた議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって議席に配付をいたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からお申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

最後にお諮りをいたします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

これで平成28年第3回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時3分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 阪 本 俊 浩

菊陽町議会議員 西 本 友 春

菊陽町議会会議録  
平成28年第3回9月定例会

平成28年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代)(096) 232-2111

議会事務局TEL(096) 232-4919